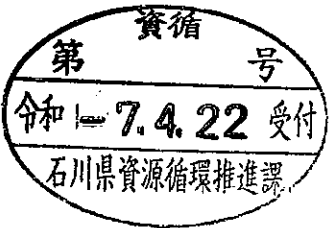


ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 4 月 18 日

石川県知事 殿



届出者 住所 石川県小松市打越町丙67番地
氏名 石川県立小松工業高等学校 校長 室田 昌一
電話番号 0761-22-5481

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立小松工業高等学校				
保管事業場の所在地	石川県小松市打越町丙67				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	事務長 奥川 恭憲			電話番号	0761-22-5481
保管の場所	保管事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
24 01-001	その他（高圧負荷開閉器）		その他（戸上電機製作所）	G001356	S38.2 (1963)	不燃性（合成）絶縁油		1 台	66.00 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有		なし		
29 02-002	コンデンサー（3kg未満）		ダイヘン		S53 (1978)			1 台	2.20 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有		なし		
30 02-003	単相トランス	2 KVA	大阪変圧器（株）		S16 (1941)	不燃性（合成）絶縁油		1 台	51.35 kg	低濃度	金属製箱	囲い有、揭示有		なし		

26	01-003	変圧器 (トランス)	150 KVA	三菱電機 (株)	SF	S49 (1974)		1	台	650.00	kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有		なし		
27	01-004	変圧器 (トランス)	200 KVA	三菱電機 (株)	RA-T	S58 (1983)		1	台	570.00	kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有		なし		

(日本工業規格 A列4番)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
01-003	変圧器 (トランス)	150 KVA	三菱電機(株)	SF	S49 (1974)	1 台	650.00 kg	低濃度	R7. 2. 22	老朽のため電路から 取外し、新製品と取 替えた。		
01-004	変圧器 (トランス)	200 KVA	三菱電機(株)	RA-T	S58 (1983)	1 台	570.00 kg	低濃度	R7. 2. 22	老朽のため電路から 取外し、新製品と取 替えた。		

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	石川県立小松工業高等学校		
所在事業場の所在地	石川県小松市打越町丙67		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	事務長 奥川 恭憲	電話番号	0761-22-5481
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
	該当なし					.						

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

令和7年4月10日

資 源 循 環 第 号
令和 7.4.10 受付
石川県資源循環推進課

住所 石川県小松市小馬出町9 1番地
氏名 小松市長 宮橋 勝榮 (公印省略)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立国府中学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市小野町己152-2		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-47-2004
保管の場所	石川県小松市小野町己152-2		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 19-001	変圧器 (トランス)	50 KVA	東京芝浦電 気㈱	PTL6-6D P50KI	S46 (1971)		1 台	418 kg	低濃 度			R6. 8. 1	日重環境(株) 赤城事業所	R7. 1. 22	PCB濃度 83mg/kg

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	2024年10月1日	交付番号	80045931571	管理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称 株式会社 〇〇〇			排出事業場	名称 株式会社 〇〇〇		
	住所 千葉県 〇〇市 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 （印刷用）				所在地 千葉県 〇〇市 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 （印刷用）		
産業廃棄物	☐ 種類（産業廃棄物）		☒ 種類（特別管理産業廃棄物）		数量（及び単位）	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7404 燃えがら（有害）	産業廃棄物の名称 （印刷用）	有害物質等	処分方法
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 プラスチックくず	☐ 7010 引火性廃油（有害）	☐ 7425 廃油（有害）			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 紙くず	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥（有害）	数量（及び単位）	荷姿	
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸（有害）	☐ 7427 廃酸（有害）			
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 接着剤のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ（有害）	数量（及び単位）	荷姿	
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ（有害）	☐ 7429 ばいじん（有害）			
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物（有害）	数量（及び単位）	荷姿	
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 粉砕物（形状不規則）	☐ 7421 廃石綿等		数量（及び単位）	荷姿	
☐ 1000 粉砕物（形状不規則）	☐ 特定産業廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1100 ゴムくず	☐	☐ 7423 紙くず（有害）	☐	備考・通信欄			
中間処理事業者	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ☐ 領簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分場所	名称／所在地／電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬委託者	氏名又は名称 株式会社 〇〇〇			運搬先の事業場	名称 株式会社 〇〇〇		
	住所 千葉県 〇〇市 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 （印刷用）				所在地 千葉県 〇〇市 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 （印刷用）		
処分委託者	氏名又は名称 株式会社 〇〇〇			積又は保管	名称 株式会社 〇〇〇		
	住所 千葉県 〇〇市 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 （印刷用）				所在地 千葉県 〇〇市 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 （印刷用）		
運搬の受託	（受託者の氏名又は名称） （運搬担当者の氏名）		受領日	締結年月日	有価物数量	数量（及び単位）	
処分の受託	（受託者の氏名又は名称） （処分担当者の氏名）		受領日	処分年月日	最終処分年月日	数量（及び単位）	
最終処分を行った場所	名称／所在地／電話番号 （委託契約書記載の場所にある場合は委託契約書記載の番号） 福島県いわき市四倉町字芳ノ沢1番75 14.メルテックいわき株式会社 TEL 0246-84-9507 発行元：全国オイルリサイクル協同組合						
照合確認	年 月 日						

(第1面)

令和7年4月10日

資 源 循 環 第 号
令和 7.4.10 受付
石川県資源循環推進課

住所 石川県小松市小馬出町9-1番地
氏名 小松市長 宮橋 勝栄(公印省略)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立松陽中学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市大領町イ 103		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-23-1311
保管の場所	石川県小松市大領町イ 103		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 3-007	変圧器 (トランス)	50 KVA	松下電器 産業㈱	SNF-P00	S51 (1976)		1 台	5 26.2 kg	低濃 度			R6. 8. 1	日重環境(株) 赤城事業所	R7. 1. 22	PCB濃度 1. 3mg/kg

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2024年12月18日	交付番号	80045931685	管理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称 小坂山寺和環境有限			排出事業場	名称 小坂山寺和環境有限		
	住所 〒425-5659 電話番号 054-222-1111 静岡県小坂町小坂町1-1-1				所在地 〒425-5659 電話番号 054-222-1111 静岡県小坂町小坂町1-1-1		
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物) ☒ 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位)		荷姿	
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)			7425 炭油(有害)		産業廃棄物の名称	
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 プラスチックくず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7426 汚泥(有害)			7427 炭酸(有害)		有害物質等	
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 紙くず ☐ 7100 強酸 ☐ 7428 廃アルカリ(有害)			7429 ばいじん(有害)		処分方法	
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7430 13号廃棄物			7440 廃水銀等		備考・通信欄	
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7441 廃石綿等			7442 低安定水汚泥		☐ 再生用	
	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7443 紙くず(有害)			7444 紙くず(有害)		☒ 処分用	
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 多量性廃棄物						
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等						
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 形状不規則な不燃物 ☐ 7421 廃石綿等						
☐ 1000 動植物性残さ ☐ 特定産業廃棄物 ☐ 7422 低安定水汚泥							
☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 紙くず(有害)							
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬委託者	氏名又は名称 日本環境株式会社 静岡支部			運搬先(処分事業場)	名称 日本環境株式会社		
	住所 〒426-0101 電話番号 054-222-0101 静岡県小坂町小坂町1-1-1				所在地 〒426-0101 電話番号 054-222-0101 静岡県小坂町小坂町1-1-1		
処分委託者	氏名又は名称 日本環境株式会社 静岡支部			積又は保管	名称 日本環境株式会社		
	住所 〒426-0101 電話番号 054-222-0101 静岡県小坂町小坂町1-1-1				所在地 〒 電話番号		
委託の受託	(委託者の氏名又は名称) 日本環境株式会社 静岡支部			委託期間	運搬	数量(及び単位)	
	(運搬担当者の氏名)			委託期間	終了年月日	数量(及び単位)	
処分委託	(委託者の氏名又は名称) 日本環境株式会社 静岡支部			委託期間	処分	数量(及び単位)	
	(処分担当者の氏名)			委託期間	終了年月日	数量(及び単位)	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 福島県いわき市田舎町字ノ沢1番75 14.メルテックいわき株式会社 TEL 0246-84-9507						
(直行用)	発行元: 全国オイルリサイクル協同組合						
	照会確認			年 月 日 年 月 日 年 月 日			

中間処理業者・最終処分業者へ排出事業者・中間処理業者

(第1面)

令和7年4月10日

資 源 循 環 推 進 課
第 号
令和 7.4.10 受付
石川県資源循環推進課

届出者 〒923-8650
住 所 石川県小松市小馬出町9 1 番地
氏 名 小松市長 宮橋 勝栄 (公印省略)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立第一小学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市白江町ハ73-1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-22-3173
保管の場所	石川県小松市白江町ハ73-1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
⑤ 23-011	変圧器 (トランス)	100 KV A	三菱電機 (株)	RA-T	S60 (1985)		1 台	350 kg	低濃 度			R6. 8. 1	日重環境(株) 赤城事業所	R7. 1. 22	PCB濃度 66mg/kg
⑥ 23-012	変圧器 (トランス)	50 KVA	三菱電機 (株)	SF	S60 (1985)		1 台	190 kg	低濃 度			R6. 8. 1	日重環境(株) 赤城事業所	R7. 1. 22	PCB濃度 38mg/kg
⑦ 23-013	コンデンサ ー (3kg以 上)	50 KVA	三菱電機 (株)	KL-6	S60 (1985)		1 台	19kg	低濃 度			R6. 8. 1	日重環境(株) 赤城事業所	R7. 1. 22	PCB濃度 1.3mg/kg
⑧ 23-014	その他電気機 械器具 (遮断 機)	100 MV A	東京芝浦電 気(株)	SKTI-6H 10	S45.10 (1970)		1 台	71.5kg	低濃 度			R6. 8. 1	日重環境(株) 赤城事業所	R7. 1. 22	PCB濃度 13mg/kg

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

中間廻轉者、最終廻分業船——排壯事業者、牛鹿廻轉業者

(第1面)

令和7年4月10日

第 資 号
令和 7.4.10 受付
石川県資源循環推進課

届出者 〒923-8650
住 所 石川県小松市小馬出町9 1 番地
氏 名 小松市長 宮橋 勝栄 (公印省略)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立符津小学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市符津町ハ１００		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-44-2596
保管の場所	石川県小松市符津町ハ１００		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
② 25-005	変圧器 (トランス)	30 KVA	東京芝浦電 気㈱	PS6-6DP 30K11	S44.9 (1969)		1 台	169 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 0.7mg/kg

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	年 月 日	交付番号	80045931641	処理番号		交付担当者	氏名	
排出事業者	氏名又は名称 株式会社 丸山 隆雄			排出事業場	名称 小松市立総合資料館			
	住所 〒910-0001 電話番号 0914-24-4111 小松市手取中本町2丁目1番地				所在地 〒910-0001 電話番号 小松市立総合資料館内			
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7030 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ゴムくず 廃磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 紙くず ☐ 7130 強酸 ☐ 7430 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7230 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃油(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 废水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物の死体不要物 ☐ 7421 廃石綿等 ☐ 1000 動物性残渣 ☐ 特定産業廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 1100 ゴムくず ☐ ☐ 7423 紙くず(有害)			数量(及び単位) ☒ 荷姿 産業廃棄物の名称 有害物質等 ☒ 処分方法 備考・通信欄 ☐ 再生用 ☐ 処分用				
	中間処理 処理場名称 ☐ 焼却記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
	最終処分 の場所 名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
	運搬受託者	氏名又は名称 日通運輸株式会社 本橋孝幸			運搬者の事業場	名称 日通運輸株式会社		
		住所 〒910-0001 電話番号 0914-24-4111 小松市立総合資料館内				所在地 〒910-0001 電話番号 0914-24-4111 小松市立総合資料館内		
	処分受託者	氏名又は名称 日通運輸株式会社 本橋孝幸			積又は保管	名称 日通運輸株式会社		
		住所 〒910-0001 電話番号 0914-24-4111 小松市立総合資料館内				所在地 〒 電話番号		
	運搬の委託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)			受託期	運搬 終了年月日	年 月 日	有害物処理量 数量(及び単位)
	処分の委託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			受託期	処分 終了年月日	年 月 日	最終処分 終了年月日
	最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) あるいは (委託契約書記載の番号) 福地あけみ 株式会社 丸山 隆雄 14.メルテックいわき株式会社 TEL 0246-84-9507 発行元: 全国オイルリサイクル協同組合						
(紙行用)	照合確認							

中間地帶學者——提出新案者——中國地理學者

(第1面)

令和7年4月10日

第 資 循 号
令和 7.4.10 受付
石川県資源循環推進課

届出者 住 所 石川県小松市小馬出町91番地
氏 名 小松市長 宮橋 勝栄 (公印省略)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立芦城小学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市西町 2 5		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-22-3950
保管の場所	石川県小松市西町 2 5		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 18-001	変圧器 (トランス)	50 KVA	東京芝浦電 気株	PS-6DP 50A9	S37.11 (1962)		1 台	344 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 4.1mg/kg
② 20-001	その他電気機 械器具(遮断 機)	100 MV A	愛知電機製 作所	BL SC-4	S38 (1963)		1 台	188 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 26mg/kg

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

交付年月日	年 月 日	交付番号	30045931534	処理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称 住居表示 所在地 電話番号			排出事業場	名称 所在地 〒 電話番号		
	住居表示 所在地 電話番号				所在地 〒 電話番号		
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物) ☐ 種類(特別管理産業廃棄物)				数量(及び単位)	商標	
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 溶剤・潤滑油等 ☐ 7010 引火性油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 灰油 ☐ 1400 紙くず ☐ 7100 紙粉 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 酸液(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 じん・灰(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動植物の死体等 ☐ 7421 腐食性廃棄物 ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 特定産業廃棄物 ☐ 7422 固定下水汚泥 ☐ 1100 ゴムくず ☐ ☐ 7423 緑さい(有害) ☐				産業廃棄物の名称	有害物質等	
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				備考・通信欄		
	☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり				☐ 再生利用 ☐ 処分用		
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬委託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号			運搬者の事業場 (処分事業場)	名称 所在地 〒 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号			積又は保管 替え	名称 所在地 〒 電話番号		
運搬の委託	(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)			発着期	運搬 終了年月日	有価物検査量	数量(及び単位)
処分受託	(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			発着期	処分 終了年月日	最終処分 終了年月日	2025. 1. 23
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所)				照合確認		
(直行用)	発行元: 全国オイルリサイクル協同組合 TEL 0246-84-9507				年 月 日 年 月 日 年 月 日		

中間處理業者／最終処分業者→排出事業者／中間処理業者

(第1面)

令和 7 年 4 月 8 日

殿



住所

100

氏 名

電話番号 0761-22-3878 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社 曽田製作所		
保管事業場の所在地	石川県小松市高堂町口75		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	総務部総務課 兼 管理部管理課マネージャー 室谷貴志	電話番号	0761-22-3878
保管の場所	同上		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2016年12月3日	交付番号	26111662544	管理番号		交付担当者	氏名
事業者 (排出者)	氏名又は名称 株式会社曾田製作所			名称 株式会社曾田製作所			
	住所 〒923-0031 電話番号 0761-22-3878 石川県小松市高堂町口75			所在地 〒923-0031 電話番号 0761-22-3878 石川県小松市高堂町口75			
産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物)			種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)			☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害)		1台	
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害)			☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害)		産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物(汚染機)	
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害)			☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)		有害物質等 PCB	
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)			☐ 7310 ばいじん ☐ 7430 13号廃棄物(有害)		処分方法 焼却	
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等			☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等		備考・通信欄	
	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7422 指定下水汚泥			☐ 7422 指定下水汚泥		☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物	
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん			☐ 1800 ばいじん			
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物			☐ 1900 13号廃棄物			
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物			☐ 4000 動物系固形不燃物			
☐ 1000 動植物性残さ ☐ 混合廃棄物			☐ 混合廃棄物				
☐ 1100 ゴムくず			☐ 1100 ゴムくず				
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
最終処分 の場所	☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン			名称 株式会社富士クリーン 焼却施設			
	住所 〒761-2204 電話番号 087-878-3111 香川県綾歌郡綾川町山田下2994-1			所在地 〒761-2206 電話番号 087-878-3511 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙764-1			
処分受託者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン			名称			
	住所 〒761-2204 電話番号 087-878-3111 香川県綾歌郡綾川町山田下2994-1			所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 株式会社富士クリーン 代表取締役			(受領欄)	数量(及び単位)		
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) 株式会社富士クリーン 神内 隆介			(受領欄)	数量(及び単位)		
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 株式会社富士クリーン 中間処理施設 〒761-2206 087-878-3511 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙764-1						
(直行用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

照 合 確 認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住所 富山県富山市牛島町15番1号
氏 名 北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所		
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 （1台当たり重量×台数）		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
309 20-004-7	⑮その他電気機械器具（タイラ温度計）		⑥三菱電機（株）		S36.4 (1961)		処分方法未定	1 台	4.6 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし	未定	PCB濃度10mg/kg 20-004から取外し枝番を追加 ドラム缶33-001に保管 水銀使用のため枝番をつけ て管理
303 25-020	⑳その他（ドラム缶）						R7	1 缶	30.0 kg	不明	ドラム缶（57L 200L）	囲い有、揭示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 容器30kg

325	32-001	㊸ウエス						R7	1	缶	35.7	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 容器30kg
331	33-001	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	5.9	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス45L)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器5.9kg 20-004-07 (ダイヤル温度 計) を保管
332	33-002	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	2.1	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス10L)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器2.1kg
333	33-003	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	2.1	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス10L)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器2.1kg
334	33-007	㊸その他 (金 属類)						R7	1	缶	86.0	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物56.0kg+容器30kg
392	34-001	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器30kg
393	34-002	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器30kg
394	34-003	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器30kg
395	34-004	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器30kg
396	34-005	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器30kg
397	34-006	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器30kg
398	34-007	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器30kg
399	34-008	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器30kg
400	34-009	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器30kg
401	34-010	㊸その他 (ド ラム缶)						R7	1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 (ステン レス)	開 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物0kg+容器30kg

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
389	16-008-3-61 ㊸その他PCBを含む油 (コタミ油)						1 缶	137.8 kg	低濃度	R7. 1. 29	新たに保管	16-008-3に保管 (153. 1L)
296	16-009-61 ㊸その他PCBを含む油 (コタミ油)						1 缶	65. 7 kg	低濃度	R7. 1. 29	新たに保管	16-009に保管 (73L)
390	18-001-61 ㊸その他PCBを含む油 (コタミ油)						1 缶	108. 0 kg	低濃度	R7. 1. 29	新たに保管	18-001に保管 (120L)
413	21-001-61 ㊸その他PCBを含む油 (コタミ油)						1 缶	4, 360. 0 kg	低濃度	R6. 4. 9	新たに保管	21-001に保管 (4844L)
415	21-005 ㊸①変圧器 (トランス)						1 台	kg	低濃度	R6. 11. 12	新たに保管	本体絶縁油は抜油
299	22-014-61 ㊸その他PCBを含む油 (コタミ油)						1 缶	0. 4 kg	低濃度	R7. 1. 29	新たに保管	22-014に保管
416	27-020 ㊸その他 (ドラム缶)						1 缶	30. 0 kg	不明	R6. 12. 20	他の事業場から移動	PCB濃度不明 容器30kg 沢変電所→新小松変電所
330	31-002-61 ㊸ウエス						1 缶	4. 2 kg	低濃度	R7. 1. 29	新たに保管	31-002に保管
325	32-001-61 ㊸ウエス						1 缶	5. 7 kg	低濃度	R7	新たに保管	32-001に保管
417	33-004 ㊸その他 (ドラム缶)						1 缶	2. 1 kg	不明	R6. 11. 12	他の事業場から移動	PCB濃度不明 内容物0kg+容器2. 1kg 枯変電所→新小松変電所

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
386	15-007	②①その他PCB を含む油 (コン タミ油)					1 缶	146.6 kg	低濃 度			R6. 12. 25	群桐エコロ(株)	R7. 2. 8	マニフェストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg) 151.5kg→146.5kg (実測に よる修正)
387	16-008- 1	②⑥その他(ド ラム缶)					1 缶	30.0 kg	不明			R6. 12. 25	群桐エコロ(株)	R7. 2. 8	マニフェストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg)
388	16-008- 2	②⑥その他(ド ラム缶)					1 缶	30.0 kg	不明			R6. 12. 25	群桐エコロ(株)	R7. 2. 8	マニフェストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg)
389	16-008- 3	②①その他PCB を含む油 (コン タミ油)					1 缶	162.2 kg	不明			R6. 12. 25	群桐エコロ(株)	R7. 2. 8	マニフェストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg) 30kg→162.2kg (実測によ る修正)
296	16-009	②⑥その他(ド ラム缶)					1 缶	93.0 kg	不明			R6. 12. 25	群桐エコロ(株)	R7. 2. 8	マニフェストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg) 30kg→93kg (実測による修 正)
390	18-001	②①その他PCB を含む油 (コン タミ油)					1 缶	133.6 kg	不明			R6. 12. 25	群桐エコロ(株)	R7. 2. 8	マニフェストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg) 30kg→133.6kg (実測によ る修正)
391	18-002	②⑥その他(ド ラム缶)					1 缶	30.0 kg	不明			R6. 12. 25	群桐エコロ(株)	R7. 2. 8	マニフェストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg)
414	17-004	②⑨遮断器	1200 A kVA 25 25A	②⑤その他(井 上電機 製作所)	ECO- 10C-MSN S51.8 (1976)	7611211	1 台	960.0 kg	低濃 度			R6. 6. 4	エコシステム山 陽(株)	R6. 8. 16	マニフェストNo. 15635113230 (重量合計: 960kg) 4650kg→960kg (実測によ る修正)
413	21-001- 61	②①その他PCB を含む油 (コン タミ油)					1 缶	4,360.0 kg	低濃 度			R6. 6. 4	エコシステム山 陽(株)	R6. 4. 21	マニフェストNo. 15541823311 (重量合計: 4360kg)
415	21-005	①変圧器 (ト ランス)					1 台	369.0 kg	低濃 度			R6. 12. 25	群桐エコロ(株)	R7. 2. 8	マニフェストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg) 515kg→369kg (実測による 修正)

299	22-014	㊸その他PCBを含む油 (コンタミ油)	1	缶	38.5	kg	低濃度		R6. 12. 25	群桐エココ㈱	R7. 2. 8	マニストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg)
381	22-015	㊸その他PCBを含む油 (コンタミ油)	1	缶	129.5	kg	低濃度		R6. 12. 25	群桐エココ㈱	R7. 2. 8	マニストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg) 133.7kg→129.5kg (実測による修正)
382	22-016	㊸その他 (ドラム缶)	1	缶	30.0	kg	不明		R6. 12. 25	群桐エココ㈱	R7. 2. 8	マニストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg)
302	22-017	㊸その他PCBを含む油 (コンタミ油)	1	缶	94.8	kg	低濃度		R6. 12. 25	群桐エココ㈱	R7. 2. 8	マニストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg) 97.5kg→94.8kg (実測による修正)
303	25-002	㊸その他PCBを含む油 (コンタミ油)	1	缶	102.5	kg	低濃度		R6. 12. 25	群桐エココ㈱	R7. 2. 8	マニストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg) 105.6kg→102.5kg (実測による修正)
416	27-020	㊸その他 (ドラム缶)	1	缶	30.0	kg	不明		R6. 12. 25	群桐エココ㈱	R7. 2. 8	マニストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg)
330	31-002	㊸ウエス	1	缶	58.0	kg	不明		R6. 12. 25	群桐エココ㈱	R7. 2. 8	マニストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg) 55kg→59.2kg (実測による修正)
	31-002-61	㊸ウエス	1	缶	28.0	kg	不明		R6. 12. 25	群桐エココ㈱	R7. 2. 8	マニストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg) 4.2kg→28kg (実測による修正) 31-002を含む
417	33-004	㊸その他 (ドラム缶)	1	缶	2.1	kg	不明		R6. 12. 25	群桐エココ㈱	R7. 2. 8	マニストNo. 15891945103 (重量合計: 1480kg)

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所				
所在事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		
79	20-003 ①変圧器 (トランス)	500 kVA	④北陸電機製造 (株)		H1.4 (1989)	5800L			1 台	16,800.0 kg	低濃度	PCB濃度1mg/kg 2008.5.30 中部近畿 産業保安監督部長届 出 2021.9.29 課電洗浄 完了 2022.2.7 変更届出書 (本体洗浄済、残ブッ シング)
96	21-001 ①変圧器 (トランス)	500 kVA	④北陸電機製造 (株)		S50.9 (1975)	5400L			1 台	15,900.0 kg	低濃度	PCB濃度1.3mg/kg 2009.10.1 中部近畿 産業保安監督部長届 出
412	35-011 ②⑥その他 (直列リアクトル S相)		⑦日新電機 (株)	HS-DAK	S38.9 (1963)	1250L	R7.6	契約済み	1 台	3,640.0 kg	低濃度	PCB濃度12mg/kg 2023.9.27 設置届提 出

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

25-020

内訳表

304

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所				
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ				

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
25-020	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
25-020-01	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							18.0 kg	不明		2018年度末 内容物 PCB濃度不明 25-020に保管 20L
25-020-21	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							88.2 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 25-020に保管 98L
25-020-22	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							-106.2 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2020年度処分 118L

合計 30.0 kg ✓

32-001

内訳表

325

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所		
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
32-001	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空)
32-001-21	ウエス							55.9 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 32-001に保管
32-001-21	ウエス							-55.9 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2020年度処分
32-001-22	ウエス							5.7 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 32-001に保管

合計 35.7 kg ✓

33-001

内訳表

331

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所			
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号 076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
33-001	その他 (ドラム缶)						1 缶	5.9 kg	不明		ドラム缶本体(空)
20-004-07	その他 (ダイヤル温度計)									新たに保管	PCB濃度不明 33-001に保管

合計 5.9 kg

33-002

内訳表

332

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所			
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号 076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
33-002	✓ その他 (ドラム缶)	✓					1 缶	2.1 kg	✓ 不明		ドラム缶本体(空)

合計

2.1 kg

(333)

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所		
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

[illegible]

合計 2.1 kg

33-004

内訳表

417

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所		
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
33-004	その他 (ドラム缶)						1 缶	2.1 kg	不明		ドラム缶本体(空)

合計 2.1 kg

33-007

内訳表

334

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所			
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号 076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
33-007	✓ その他 (金属類)	✓					1 缶	30.0 kg	✓ 不明	✓	ドラム缶本体(空) ✓
33-007-31	✓ その他 (金属類)	✓						52.6 kg	✓ 不明	新たに保管	✓ PCB濃度不明 33-007に保管 ✓
33-007-41	✓ その他 (金属類)	✓						3.4 kg	✓ 不明	新たに保管	✓ PCB濃度不明 33-007に保管 ✓

合計 86.0 kg

34-001

内訳表

392

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所			
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号 076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
34-001	✓ その他 (ドラム缶)	✓					1 缶	30.0 kg	✓ 不明		ドラム缶本体(空) ✓

合計

30.0 kg

34-004

内訳表

395

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所			
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号 076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数) kg			
34-004	その他 (ドラム缶)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)

合計 30.0 kg

34-005

内訳表

396

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所			
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広		電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
34-005	その他 (ドラム缶)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空) ✓

合計

30.0 kg

34-006

内訳表

397

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所				
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ				

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
34-006	その他 (ドラム缶)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空)

合計 30.0 kg

34-007

内訳表

398

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所			
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号 076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
34-007	✓ その他 (ドラム缶)						1 缶	30.0 kg	✓ 不明		✓ ドラム缶本体(空)

合計 30.0 kg ✓

34-008

内訳表

399

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所				
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ				

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数) kg			
34-008	✓ その他 (ドラム缶)	✓					1 缶	30.0 kg	✓ 不明		ドラム缶本体(空)

合計 30.0 kg ✓

34-009

内訳表

400

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所		
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
34-009	✓ その他 (ドラム缶)						1 缶	30.0 kg	✓ 不明		ドラム缶本体(空) ✓

合計

30.0 kg

✓

34-010

内訳表

401

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 新小松変電所				
保管事業場の所在地	石川県小松市千木野町ナ13番1				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ				

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
34-010	✓ その他 (ドラム缶)	✓					1 缶	30.0 kg	✓ 不明		ドラム缶本体(空) ✓

合計 30.0 kg ✓



a 1 5 8 9 1 9 4 5 1 0 3 a

マニフェスト番号	15891945103	登録の状態	登録	引渡し日	2025/01/29	引渡し担当者	数中良子	
		連絡番号1	0761-22-2216	連絡番号2		連絡番号3		
排出事業者	氏名又は名称	北陸電力送配電株式会社		名称	石川支社 小松電力部(新小松変電所)			
	住所	〒930-8887 富山県富山市牛島町15-1		所在地	〒923-0834 石川県小松市千木野町2番地2			
	電話番号	076-441-2512	加入者番号	1234417	電話番号	0761-22-2216		
産業廃棄物	種類	7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物		数量	1518,000 kg	確定数量	1480,000 kg	
	(大分類名称)	特定有害産業廃棄物		荷姿	16 その他	数量の確定者	処分業者	
	有害物質	08 PCB						
中間処理 産業廃棄物	放射性物質対象外							
	廃棄物の名称	PCB汚染物						
最終処分場所 (予定)	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)							
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称	サンワリユーツ株式会社		名称	群桐エコロ株式会社			
	住所	〒448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地		所在地	〒370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27			
	電話番号	0566-35-3060	加入者番号	2000645	許可番号	005459	電話番号	0276-55-0500
	備考			運搬方法	車両	車両番号(排出)		
				運搬量	1480,000 kg	運搬担当者	稲吉正欣	
処分業者	氏名又は名称	群桐エコロ株式会社		名称	群桐エコロ株式会社			
	住所	〒370-0351 群馬県太田市新田大町600番26		所在地	〒370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27			
	電話番号	0276-55-0500	加入者番号	3013281	許可番号	158797	電話番号	0276-55-0500
	備考			処分方法	最終処分			
				報告区分	処分(中間)最終	処分終了日	2025/02/07	
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号])	〒370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])						
	備考			処分担当者	五代 美香			
				受入量	1480,000 kg			
				最終処分終了日	2025/02/08			
備考1								
備考2								
備考3								
備考4								
備考5								



a 1 5 6 3 5 1 1 3 2 3 0 a

マニフェスト番号	15635113230	登録の状態	登録	引渡し日	2024/08/06	引渡し担当者	西角善哉
		連絡番号1	0781-22-6350	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社			排出事業場	名称 石川支社 小松電力部(新小松変電所)		
	住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1				所在地 〒 923-0834 石川県小松市千木野町ノ82番地2		
	電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417				電話番号 0761-22-2216		
産業廃棄物	種類 7412000 PCB汚染物			数量 1300.000 kg		確定数量 960.000 kg	
	(大分類名称 特定有害産業廃棄物)			荷姿 パラ		数量の確定者 処分業者	
	有害物質 08 PCB						
中間処理 産業廃棄物	放射性物質対象外						
	廃棄物の名称						
	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリ्यूーツ株式会社			運搬先の事業場	名称 エコシステム山陽株式会社		
	住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地				所在地 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125		
	電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459				電話番号 0868-62-1346		
	備考	運搬方法			車両	車両番号(排出)	名古屋130<3004
					運搬量	960.000 kg	運搬担当者 奥村国敏
					有価物拾集量		運搬終了日 2024/08/07
処分業者	氏名又は名称 エコシステム山陽株式会社			処分事業場	名称 エコシステム山陽株式会社		
	住所 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125				所在地 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125		
	電話番号 0868-62-1346 加入者番号 3001145 許可番号 130543				電話番号 0868-62-1346 処分方法 最終処分		
	備考	報告区分			処分(最終)	処分終了日	2024/08/16
					処分担当者	山田耕司	
					受入量	960.000 kg	
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125(エコシステム山陽株式会社[0868-62-1346])			最終処分終了日 2024/08/16			
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							



マニフェスト番号	15541623311	登録の状態	確定情報	引渡し日	2024/04/09	引渡し担当者	鶴田晴久
		連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 930-8887 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417	排出事業場	名称 石川支社 小松電力部(新小松変電所) 所在地 〒 923-0834 石川県小松市千木野町ノ82番地2 電話番号 0761-22-2218				
産業廃棄物	種類 7411000 廃PCB等 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 絶縁油	数量 5400.000 リットル 荷姿 バラ	確定数量 5400.000 リットル 数量の確定者 排出事業者				
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンフリューツ株式会社 住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地 電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459	運搬先の事業場	名称 エコシステム山陽株式会社 所在地 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原1125 電話番号 0868-62-1346	運搬方法	車両	車両番号(排出)	
備考		運搬量	4360.000 kg	運搬担当者	内藤静男	運搬終了日	2024/04/10
		有価物拾集量		車両番号(収集運搬)	名古屋830L16010		
処分業者	氏名又は名称 エコシステム山陽株式会社 住所 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原1125 電話番号 0868-62-1346 加入者番号 3001145 許可番号 130543	処分事業場	名称 エコシステム山陽株式会社 所在地 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原1125 電話番号 0868-62-1346	処分方法	焼却	報告区分	処分(最終) 処分終了日 2024/04/21 廃棄物受領日 2024/04/10
		処分担当者	山田耕司	受入量	4360.000 kg	最終処分終了日	2024/04/21
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原1125(エコシステム山陽株式会社[0868-62-1346])						
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

(第1面)

令和7年4月10日

第 資 循 号
令和 - 7.4.10 受付
石川県資源循環推進課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

保管事業場の名称	小松市立 ^{こまつ} 稚松小学校 ✓		
保管事業場の所在地	石川県小松市殿町二丁目7番地 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-22-8571 ✓
保管の場所	石川県小松市殿町二丁目7番地 ✓		

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
⑬ 23-006	変圧器 (トランス)	30 KVA	三菱電機 (株)	RA	S44 (1969)		1 台	276 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 21mg/kg
⑭ 26-001	変圧器 (トランス)	100 kV A	北陸電機 製造(株)	HS	S48.11 (1973)		1 台	535 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 11mg/kg

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	年 月 日	交付番号	80045931582	処理番号		交付担当者	氏名	
排出事業者	氏名又は名称 株式会社 〇〇〇			排出事業場	名称 株式会社 〇〇〇			
	住所 〒〇〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇〇〇				所在地 〒〇〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇〇〇			
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)			☐ 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位)	汚染
	☐ 0100 燃えがら			☐ 7000 引火性廃油			913.0	あり
	☐ 0200 汚泥			☐ 7424 燃えがら(有害)				
	☐ 0300 廃油			☐ 7010 引火性廃油(清油)			産業廃棄物の名称	参考項目(有害)
	☐ 0400 廃酸			☐ 7426 廃油(有害)				
	☐ 0500 廃アルカリ			☐ 7100 強酸			有害物質等	処分方法
	☐ 0600 廃プラスチック類			☐ 7427 廃酸(有害)				
	☐ 0700 紙くず			☐ 7110 強酸(有害)			有害物質等	処分方法
	☐ 0800 木くず			☐ 7200 強アルカリ				
	☐ 0900 繊維くず			☐ 7428 廃アルカリ(有害)				
☐ 1000 難燃物性残さ			☐ 7210 強アルカリ(有害)			備考・通信欄	☐ 再生用	
☐ 1100 ゴムくず			☐ 7429 ばいじん(有害)					
☐ 1200 金属くず			☐ 7300 有害性廃棄物			☐ 地分用		
☐ 1300 13号廃棄物			☐ 7430 13号廃棄物(有害)					
☐ 1400 難燃物性残さ			☐ 7410 PCB等					
☐ 1500 特定産業廃棄物			☐ 7421 廃石綿等					
☐ 1600 指定下水汚泥			☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1700 ばいじん			☐ 7423 ばいじん(有害)					
中間処理 委託者 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 横断記載のとおりに ☐ 当欄記載のとおりに								
最終処分 の場所 名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおりに ☐ 当欄記載のとおりに								
運搬受託者 氏名又は名称 株式会社 〇〇〇				運搬先(処分事業場) 名称 株式会社 〇〇〇				
住所 〒〇〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇〇〇				所在地 〒〇〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇〇〇				
氏名又は名称 株式会社 〇〇〇				積 又は 替 え 管				
住所 〒〇〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇〇〇				所在地 〒 電話番号				
運搬の委託 (委託者の氏名又は名称) 株式会社 〇〇〇				受領者 (運搬担当者の氏名)		運 搬 終了年月日		
処分 (委託者の氏名又は名称) 株式会社 〇〇〇				受領者 (処分担当者の氏名)		処分 終了年月日		
最終処分 を行った場所 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) 〇〇〇市 〇〇〇区 〇〇〇町 〇〇〇番 〇〇				受領者 (最終処分場の氏名)		最終処分 年月日		
(直行用)				照会確認		年 月 日		
						年 月 日		
						年 月 日		

中間処理業者・最終処分業者・排出事業者・中間処理業者

14.メルテックいわき株式会社
TEL 0246-84-9507
発行元：全国オイルリサイクル協同組合

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
③ 29-3	変圧器	300kv	東芝	HCTR-S6	1990	絶縁湯油	R6	未調整	1	935kg	低濃度	使用中
② 29-2	変圧器	7.5kv	東芝	PS6-6DP7.5K11	1972月10	絶縁湯油	R7	未調整	1	73kg	低濃度	使用中

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 7 月 6 日

石川県知事 殿



届出者
住所 破産者 石川県小松市工業団地一丁目83番地
破産管財人 石川県小松市殿町2丁目18番地7
小松かがやき法律事務所
氏名 破産者 株式会社湊正
破産管財人 弁護士 久保田 康宏 印
電話番号 0761-24-2361

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	破産者 株式会社湊正		
保管事業場の所在地	石川県小松市工業団地一丁目83番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	破産者 株式会社湊正 破産管財人 弁護士 久保田 康宏	電話番号	0761-24-2361
保管の場所	同上		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 23-1	遮断器	50 MVA	株式会社 邪電機製作所	柱上用 遮断器 DAE-5	1972年 11月		1 台	78.0 kg	低濃度			R6.5.12	(株) 富山環境整備	R6.6.11	
② 23-2	変圧器	15 KVA	三菱電 機株式 会社	変圧器 RA	1983年		1 台	133.0 kg	低濃度			R6.5.12	(株) 富山環境整備	R6.6.11	
③ 23-3	PCB汚染物(ウェス)						1式		低濃度			R6.5.12	(株) 富山環境整備	R6.6.11	

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

【直行用】産業廃棄物管理票（統一マニフェスト）E票

本伝票はノーカーボン紙・7枚複写です。強めにお書き下さい。

交付年月日	2024年5月12日	交付番号	80152022086	管理番号		交付担当者	氏名	上野 一
事業（排出者）	氏名又は名称 株式会社 株式会社 株式会社			事業（排出事業場）	名称 株式会社 株式会社 株式会社			
	住所 〒 923-0019 電話番号 0761-24-2361 石川県小松市工業団地一丁目63番地				所在地 〒 923-0019 電話番号 0761-24-2361 石川県小松市工業団地一丁目63番地			
産業廃棄物	☐ 種類（普通の産業廃棄物） ☒ 種類（特別管理産業廃棄物）				数量（及び単位）	荷姿		
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら（有害）				37	梱装容器		
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油（有害） ☐ 7425 廃油（有害）							
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉱さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥（有害）				産業廃棄物の名称			
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸（有害） ☐ 7427 廃酸（有害）				PCB等			
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ（有害）				有害物質等	処分方法		
	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ（有害） ☐ 7429 ばいじん（有害）				PCB	焼却		
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物（有害）							
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☒ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等				☐ 特定産業廃棄物 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物			
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石棉等							
☐ 1000 動植物性残さ ☐ 5000 混合廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥								
☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鉱さい（有害）								
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
最終処分の場所	名称／所在地／電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備			運搬先の事業場（処分事業場）	名称 株式会社 富山環境整備			
	住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3				所在地 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3			
処分受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備			積替又は保管	名称 *****			
	住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3				所在地 〒 電話番号 *****			
委託者の氏名又は名称	株式会社 富山環境整備			受領者	運搬終了年月日	2024年5月12日	有価物拾集量	
受託者の氏名又は名称	(株) 富山環境整備 石田敦史			受領者	処分終了年月日	2024年6月11日	最終処分終了年月日	
最終処分を行った場所	名称／所在地／電話番号 株式会社 富山環境整備 〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3-3 TEL076-469-5356							

【注意】平成17年10月1日に施行された環境省令の改正により、従来までの担当者の氏名に加え会社名の記入が必要です。

運搬の委託
処分の委託

中間処理業者／最終処分業者／排出事業者／中間処理業者

E票

照合確認

年 月 日
年 月 日
年 月 日

AS-1 マニフェスト販売センター

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 1 日

石川県知事

殿



届出者 7923-8650
住所 石川県小松市小馬出町91番地
氏名 小松市長 宮橋 勝栄
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8069

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	エコロジーパークこまつ		
保管事業場の所在地	石川県小松市大野町信三郎谷1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	事務員 高栄 晋平	電話番号	0761-24-8069
保管の場所	石川県小松市大野町信三郎谷1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
10 14-2 14-3	コンデンサー (3kg以上)	75KVA	東京芝浦 電気㈱	BRTR-A6 JIRI	1979.7	不明	2026/2	2台	34.0kg	低濃度	金属製 箱	囲い有	分別	なし		管財課に処 分執行委任
54 S001	変圧器（トラ ンス）	500KVA	富士電 機	HT53162 6	1982.9	A21733T1-1 A217733T1- 2	2026/2	2台	1360.0kg g	低濃度	なし	囲い有	分別	なし		管財課に処 分執行委任

55

S002

変圧器(トランス)

150KVA

富士電機

HT53104
4

1982. 10

A21734T
1

2026/2

1台

580. 0kg

低濃度

なし

囲い有

分別

なし

管財課に処
分執行委任

56

S003

変圧器(トランス)

75KVA

富士電機

FH81S6
75S

1982

B228

2026/2

1台

305. 0kg

低濃度

なし

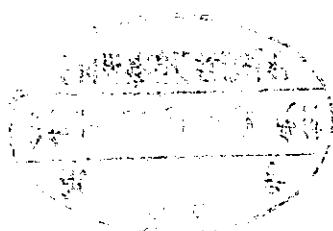
囲い有

分別

なし

管財課に処
分執行委任

(日本産業規格 A列4番)



2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「製品の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

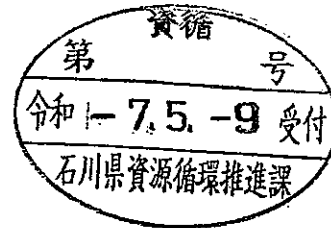
(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 5 月 9 日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住所 石川県小松市希望丘10番地
氏名 石川県立小松商業高等学校 校長 浅田 勝大
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-47-3221

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立小松商業高等学校
保管事業場の所在地	石川県小松市希望丘10番地
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	企画管理専門員 中澤 由希子
電話番号	0761-47-3221
保管の場所	学務員室前外倉庫・冷房機械室

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処理業者との 調整状況	参考事項	
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の 別	漏れ等 の おそれ			
		下記5点すべて令和7年1月28日に引取処分済み															
②	16-002	変圧器（トランス）	15 kVA	東芝	PS6-6DP15A10	S37 (1962)		1	台	145.0 kg	低濃度	なし	囲い無、 標示有	分別	なし		外倉庫 に保管
③	26-001	変圧器（トランス）	150 kVA	東芝	HCTR-S2	S51 (1979)		1	台	560.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 標示有	分別	なし		冷房機械 室に保管
⑥	03-001	コンデンサー (3kg未満)		(株)菅原 研究所	CP-BMN-C	S41 (1966)		1	個	0.222 kg	低濃度	金属製 箱	囲い有、 標示有	分別	なし		冷房機械 室に保管
⑦	03-002	コンデンサー (3kg未満)		(株)菅原 研究所	CP-BMN-C	S41 (1966)		1	個	0.225 kg	低濃度	金属製 箱	囲い有、 標示有	分別	なし		冷房機械 室に保管
⑧	03-003	コンデンサー (3kg未満)		(株)菅原 研究所	CP-BMN-C	S42 (1967)		1	個	0.128 kg	低濃度	金属製 箱	囲い有、 標示有	分別	なし		冷房機械 室に保管

（日本工業規格 A列4番）

※
第2面の④
に該当。
(先方様へ
確認済み)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	

※
第1面の
①に記載
有り。

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票

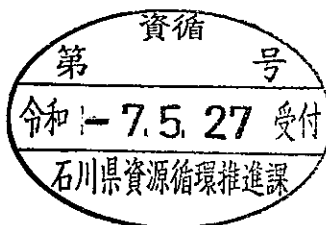
[illegible]

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

[illegible]

令和7年5月27日

殿



届出者 住所 石川県小松市平面町ハ72番地
氏名 石川県立小松明峰高等学校 校長 源 義則
電話番号 0761-21-8545

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立小松明峰高等学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市平面町へ72番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	従二 恵子	電話番号	0761-21-8545
保管の場所	保管事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
⑥ 2-001	変圧器（トランス）	75 KVA	東京芝浦電気株式会社	HCTR-S3	S55 (1980)		1 台	350.0 kg	低濃度			R7. 1. 28	日重環境株式会社 赤城事業所	R7. 2. 18	
⑬ 2-002	変圧器（トランス）	150 KVA	三菱電機株式会社	SF-T	S58 (1983)		1 台	405.0 kg	低濃度			R7. 1. 28	日重環境株式会社 赤城事業所	R7. 2. 18	
⑧ 2-003	コンデンサー（3kg以上）	30 KVA	東京芝浦電気株式会社	BRTR-A6J1R	S55 (1980)		1 台	20.0 kg	低濃度			R7. 1. 28	日重環境株式会社 赤城事業所	R7. 2. 18	
⑨ 2-004	コンデンサー（3kg以上）	75 KVA	三菱電機株式会社	KL-4	S47 (1972)		1 台	42.0 kg	低濃度			R7. 1. 28	日重環境株式会社 赤城事業所	R7. 2. 18	
⑩ 2-005	その他電気機械器具	100 A	株式会社 弾電機製作	Dan-SH	S47 (1972)		1 台	50.0 kg	低濃度			R7. 1. 28	日重環境株式会社 赤城事業所	R7. 2. 18	
2-006	その他PCBを含む油						1 個	15.0 g	低濃度			R7. 1. 28	日重環境株式会社 赤城事業所	R7. 2. 18	

17	2-007	その他PCBを含む油					1	個	28.0	g	低濃度			R7.1.28	日重環境株式会社 社 赤城事業所	R7.2.18
18	2-008	その他PCBを含む油					1	個	15.0	g	低濃度			R7.1.28	日重環境株式会社 社 赤城事業所	R7.2.18
19	2-009	その他PCBを含む油					1	個	15.0	g	低濃度			R7.1.28	日重環境株式会社 社 赤城事業所	R7.2.18
15	2-010	その他PCBを含む油					1	個	15.0	g	低濃度			R7.1.28	日重環境株式会社 社 赤城事業所	R7.2.18
20	4-001	コンデンサー (3kg未満)	2	μF	ニチコン株式会社 CP701A3 C205K	S52 (1977)	1	個	233.0	g	低濃度			R7.1.28	日重環境株式会社 社 赤城事業所	R7.2.18
21	4-002	コンデンサー (3kg未満)	0.5	μF	ニチコン株式会社 CP701A3 C504K	S53 (1978)	1	個	93.0	g	低濃度			R7.1.28	日重環境株式会社 社 赤城事業所	R7.2.18
22	4-003	その他PCBを含む油					1	個	12.0	g	低濃度			R7.1.28	日重環境株式会社 社 赤城事業所	R7.2.18
23	4-004	その他PCBを含む油					1	個	12.0	g	低濃度			R7.1.28	日重環境株式会社 社 赤城事業所	R7.2.18
24	5-001	変圧器 (トランス)	75	KVA	東京芝浦電気株式会社 HCTR-S3	S57 (1982)	1	台	350.0	kg	低濃度			R7.1.28	日重環境株式会社 社 赤城事業所	R7.2.18
25	5-002	金属製汚染物					1	個	316.0	kg	低濃度			R7.1.28	日重環境株式会社 社 赤城事業所	R7.2.18

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

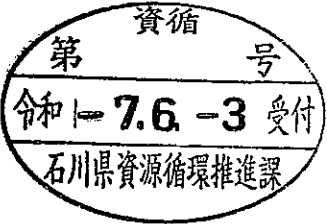
交付年月日	2025 年 1 月 17 日	交付番号	80046279106	整理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称 石川県立小松高等学校		名称		小松明峰高等学校		
	住所 〒922-8610 石川県小松市鞍馬 1-1-1 新地		電話番号 076-239-1817		所在地 〒922-8610 石川県小松市平岡町 1-2-2 新地		
産業廃棄物	☐ 種類 (産業廃棄物)		☐ 種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら		☐ 1200 金属くず		☐ 7000 引火性廃油		☐ 7424 燃えがら (有害)
	☐ 0200 汚泥		☐ 1300 プラスチック類		☐ 7010 引火性廃油 (有害)		☐ 7425 廃油 (有害)
	☐ 0300 廃油		☐ 1400 鉱さい		☐ 7100 強酸		☐ 7426 汚泥 (有害)
	☐ 0400 廃酸		☐ 1500 がれき類		☐ 7110 強酸 (有害)		☐ 7427 廃酸 (有害)
	☐ 0500 廃アルカリ		☐ 1600 家畜のふん尿		☐ 7200 強アルカリ		☐ 7428 廃アルカリ (有害)
	☐ 0600 廃プラスチック類		☐ 1700 家畜の死体		☐ 7210 強アルカリ (有害)		☐ 7429 ばいじん (有害)
	☐ 0700 紙くず		☐ 1800 ばいじん		☐ 7300 感染性廃棄物		☐ 7430 13号廃棄物 (有害)
	☐ 0800 木くず		☐ 1900 13号廃棄物		☒ 7410 PCB等		☐ 7440 廃水銀等
	☐ 0900 繊維くず		☐ 4000 動植物性残さ		☐ 7421 廃石綿等		
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 特定産業廃棄物		☐ 7422 指定下水汚泥			
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鉱さい (有害)		☐			
中間処理 委託先	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 日東環境株式会社 産業廃棄物部		名称 日東環境株式会社		住所 〒576-0101 大阪府堺市東区 龍馬 2-1-1 日東ビル 4F		
処分受託者	氏名又は名称 日東環境株式会社 産業廃棄物部		名称 日東環境株式会社		住所 〒576-0101 大阪府堺市東区 龍馬 2-1-1 日東ビル 4F		
	住所 〒576-0101 大阪府堺市東区 龍馬 2-1-1 日東ビル 4F		電話番号 0727-73-0104		所在地 〒 電話番号		
運搬の委託	(受託者の氏名又は名称) 日東環境株式会社 産業廃棄物部		受領印	運搬 終了年月日	2025 年 1 月 17 日	有価物拾得量	数量 (及び単位)
処分の委託	(受託者の氏名又は名称) 日東環境株式会社 産業廃棄物部		受領印	処分 終了年月日	2025 年 2 月 18 日	最終処分 終了年月日	2025 年 2 月 18 日
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所又は委託契約書記載の番号) 1. 渡辺産業株式会社 TEL 0288-21-8011						
(直行用)	発行元: 全国オイルリサイクル協同組合						
照合確認	年 月 日						

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 5 月 30 日

石川県知事

殿



届出者 7923-8648
住 所 石川県小松市丸内町二ノ丸15
氏 名 石川県立小松高等学校
氏 名 校長 馬場 智子
電話番号 0761-22-3250

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立小松高等学校				
保管事業場の所在地	石川県小松市丸内町二ノ丸15				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	事務長 宮北 勝彦			電話番号	0761-22-3250
保管の場所	所在地と同じ				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		口数又は容器の	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別混在の別	漏れ等の有無		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示 記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台 数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

	番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事 項
			定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数		総重量 (1台当 たり 重量×台 数)	処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	
61	20-061	コンデンサー (3kg以上)	30 KVA	日本コ ンデン サ工業	PFC-636030R	S37.10	1 台	60.0	低濃 度			R7.1.28	渡辺産業株式会 社	R7.2.18	
62	03-001	コンデンサー (3kg未満)		高梨製 作所	50-G(1954-2)	S29 (1954)	1 個	0.2	低濃 度			R7.1.28	渡辺産業株式会 社	R7.2.18	
63	03-002	コンデンサー (3kg未満)		高梨製 作所	50-G(1954-2)	S29 (1954)	1 個	0.2	低濃 度			R7.1.28	渡辺産業株式会 社	R7.2.18	
64	03-003	コンデンサー (3kg未満)		高梨製 作所	50-G(1954-1)	S29 (1954)	1 個	0.2	低濃 度			R7.1.28	渡辺産業株式会 社	R7.2.18	
65	03-004	コンデンサー (3kg未満)		高梨製 作所	50-B(1954-1)	S29 (1954)	1 個	0.1	低濃 度			R7.1.28	渡辺産業株式会 社	R7.2.18	
66	04-001	コンデンサー (3kg以上)		SOFTEX	TYPE LN	不明 (s43納 入)(1968)	1 個	8.6	低濃 度			R7.1.28	渡辺産業株式会 社	R7.2.18	

67	04-002	コンデンサー (3kg以上)		SOFTEX	TYPE LN2	不明 (s46納 入)	1	個	16.2	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
68	04-003	コンデンサー (3kg未満)		SOFTEX	TYPE LN2	不明 (s46納 入)	1	個	2.9	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
69	04-004	コンデンサー (3kg未満)	0.5 uF	Nichico n	CP721A3T504V 1968 C304	S43 (1968)	1	個	0.108	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
70	04-005	コンデンサー (3kg未満)	0.5 uF	Nichico n	CP721A3T504V 1968 C305	S43 (1968)	1	個	0.11	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
71	04-006	コンデンサー (3kg未満)	0.5 uF	Nichico n	CP721A3T504V 1968 C306	S43 (1968)	1	個	0.11	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
72	04-007	コンデンサー (3kg未満)	0.5 uF	Nichico n	CP721A3T504V 1968 C307	S43 (1968)	1	個	0.112	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
73	04-008	コンデンサー (3kg未満)	0.5 uF	Nichico n	CP721A3T504V 1968 C308	S43 (1968)	1	個	0.11	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
74	04-009	コンデンサー (3kg未満)	0.1 uF	Nichico n	JCPBMN BIAH104V 1966 C310	S41 (1966)	1	個	0.099	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
75	04-010	コンデンサー (3kg未満)	1 uF	Nichico n	CP 701A3A105V 1966	S41 (1966)	1	個	0.128	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
76	04-011	コンデンサー (3kg未満)	0.2 uF	TOWA	O. F. CONDENSER-D 1968 ①	S43 (1968)	1	個	0.206	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
77	04-012	コンデンサー (3kg未満)	0.2 uF	TOWA	O. F. CONDENSER-D 1968 ①	S43 (1968)	1	個	0.205	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
78	04-013	コンデンサー (3kg未満)	1 uF	TOWA	O. F. PAPER CONDENSER 1968	S43 (1968)	1	個	0.09	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
79	04-014	コンデンサー (3kg未満)	10 uF	TKS	ストロボ スコープ 機器 内 CP BMN-C 1967 ①	S42 (1967)	1	個	0.9	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
80	04-015	コンデンサー (3kg未満)	2 uF	TKS	ストロボ スコープ 機器 内 CP BMN-C 1968 ③	S43 (1968)	1	個	0.23	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
81	04-016	コンデンサー (3kg未満)	1 uF	TKS	ストロボ スコープ 機器 内 CP BMN-C 1968 ④	S43 (1968)	1	個	0.144	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18
82	04-017	コンデンサー (3kg未満)	4 uF	TKS	ストロボ スコープ 機器 内 CP BMD-C 1968	S43 (1968)	1	個	0.5	低濃 度		R7. 1. 28	渡辺産業株式会 社	R7. 2. 18

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2025 年 1 月 18 日	交付番号	80046279095	処理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称 日東産業株式会社			排出事業場	名称 日東産業株式会社		
	住所 〒114-0001 東京都荒川区西日暮里 日東産業株式会社 114-0001				所在地 〒114-0001 東京都荒川区西日暮里 日東産業株式会社 114-0001		
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)		☐ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	38kg	有	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス、陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称 他、廃油、汚泥等		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有	有	
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)			
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	有		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	有		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考・通信欄		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不燃物	☐ 7421 廃石棉等		☐ 再生用		
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 特定産業廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥		☐ 処分用			
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)					
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 日東産業株式会社 東京都荒川区			運搬先(処分事業場)	名称 日東産業株式会社		
	住所 〒114-0001 東京都荒川区西日暮里 日東産業株式会社				所在地 〒114-0001 東京都荒川区西日暮里 日東産業株式会社		
処分受託者	氏名又は名称 日東産業株式会社 東京都荒川区			積又は保管	名称 日東産業株式会社 東京都荒川区		
	住所 〒114-0001 東京都荒川区西日暮里 日東産業株式会社				所在地 〒 電話番号		
運搬の委託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領日	運搬終了年月日	年/月/日	有価物積載量	数量(及び単位)	
処分の委託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領日	処分終了年月日	2025. 2 月 6 日	最終処分終了年月日	2025. 2 月 18 日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) 又は委託契約書記載の番号) 1. 渡辺産業株式会社 TEL0288-21-8011						
(直行用)	発行元: 全国オイルリサイクル協同組合						
照会確認	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						

(第1面)

令和7年4月10日

資 源 循 環 推 進 課
第 号
令和 7.4.10 受付
石川県資源循環推進課

届出者 ✓
 住 所 石川県小松市小馬出町9 1 番地
 氏 名 小松市長 宮橋 勝榮 (公印省略) ✓
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0761-24-8121 ✓

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立苗代小学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市北浅井町ヌ 1 6 - 1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-22-1041
保管の場所	石川県小松市北浅井町ヌ 1 6 - 1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 18-002	コンデンサ ー (3kg以 上)	20 KVA	東京芝浦電 気㈱	BRTR-A6 JR	S49.7 (1974)		1 台	16 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 6.2mg/kg

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	2024年12月18日	交付番号	80045931556	処理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称 株式会社 14メルテックいわき			排出事業場	名称 株式会社 14メルテックいわき		
	住所 〒317-0191 福島県いわき市青葉町1-1 TEL 0246-84-9507				所在地 〒317-0191 福島県いわき市青葉町1-1 TEL 0246-84-9507		
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)		☐ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷役
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称		処分方法
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 腐敗性くず	☐ 7010 引火性酸(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	有害物質等		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鉛くず	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	備考・通信欄		再生素材 ☐ 再生素材 ☐ 処分用
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 酸くず	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)			
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 有害のふん炭	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)			
	☐ 0600 プラスチック類	☐ 1700 有害の死体	☐ 7310 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)			
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7320 毒性性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)			
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 2000 動植物死体不変性	☐ 7421 廃石綿等				
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 特定産業廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7429 鉛くず(有害)					
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当票記載のとおり						
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当票記載のとおり						
運搬委託者	氏名又は名称 株式会社 14メルテックいわき			運搬先(処分事業場)	名称 株式会社 14メルテックいわき		
	住所 〒317-0191 福島県いわき市青葉町1-1 TEL 0246-84-9507				所在地 〒317-0191 福島県いわき市青葉町1-1 TEL 0246-84-9507		
処分委託者	氏名又は名称 株式会社 14メルテックいわき			積又は保管	名称 株式会社 14メルテックいわき		
	住所 〒317-0191 福島県いわき市青葉町1-1 TEL 0246-84-9507				所在地 〒 電話番号		
運搬の実施	(受託者の氏名又は名称) 株式会社 14メルテックいわき			受領期	運搬終了年月日	数量(及び単位)	
処分の実施	(受託者の氏名又は名称) 株式会社 14メルテックいわき			受領期	処分年月日	数量(及び単位)	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) 株式会社 14メルテックいわき 福島県いわき市青葉町1-1 TEL 0246-84-9507			照合確認 年 月 日			

中間処理業者・最終処分業者・排出事業者・中間処理業者

発行元：全国オイルリサイクル協同組合

(第1面)

令和7年4月10日

第 資 号
令和 7.4.10 受付
石川県資源循環推進課

届出者 〒923-8650
 住 所 石川県小松市小馬出町91番地
 氏 名 小松市長 宮橋 勝榮 (公印省略)
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立粟津小学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市井口町チ 2 4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-65-1102
保管の場所	石川県小松市井口町チ 2 4		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 18-003	コンデンサ ー (3kg以上)	15 KVA	三菱電機 (株)	KL-6	S57.11 (1982)		1 台	14 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 1.5mg/kg
② 18-004	変圧器 (トランス)	30 KVA	三菱電機 (株)	RA	S57 (1982)		1 台	177 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 2.1mg/kg
③ 3-004	単相電灯変圧 器 (トランス)	50 KVA	三菱電機 (株)	SF	S57 (1982)		1 台	200 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 1.2mg/kg

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2024年12月11日	交付番号	80045931545	処理番号		交付担当者	氏名	
排出事業者	氏名又は名称 株式会社 丸栄 建設			排出事業場	名称 株式会社 丸栄 建設			
	住所 千葉県市川市 電話番号 0476-82-1111 千葉県市川市 市川町 1-1-1				所在地 千葉県市川市 電話番号 千葉県市川市 市川町 1-1-1			
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)			☒ 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位)	荷姿
	☐ 0100 燃えがら			☐ 7000 引火性廃油			☒ 7424 燃えがら(有害)	
	☐ 0200 汚泥			☐ 7010 引火性廃油(有害)			☐ 7425 廃油(有害)	
	☐ 0300 廃油			☐ 7100 強酸			☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称
	☐ 0400 廃酸			☐ 7110 強酸(有害)			☐ 7427 廃酸(有害)	産業廃棄物の名称
	☐ 0500 廃アルカリ			☐ 7200 強アルカリ			☐ 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等
	☐ 0600 廃プラスチック類			☐ 7210 強アルカリ(有害)			☐ 7429 ばいじん(有害)	処分方法
	☐ 0700 紙くず			☐ 7300 感染性廃棄物			☐ 7430 13種廃棄物(有害)	
	☐ 0800 木くず			☒ 7410 PCB等			☐ 7440 廃水銀等	備考・通欄欄
	☐ 0900 繊維くず			☐ 7421 廃石綿等			☐ 再生用	
☐ 1000 動植物性残さ			☐ 7422 指定下水汚泥			☐ 処分用		
☐ 1100 ゴムくず			☐ 7423 鉛さい(有害)					
中間処理 最終処分場	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☒ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社 丸栄 建設			運搬先の事業場	名称 株式会社 丸栄 建設			
	住所 千葉県市川市 電話番号 0476-82-1111 千葉県市川市 市川町 1-1-1				所在地 千葉県市川市 電話番号 0476-82-1111 千葉県市川市 市川町 1-1-1			
処分受託者	氏名又は名称 株式会社 丸栄 建設			積又は保管	名称 株式会社 丸栄 建設			
	住所 千葉県市川市 電話番号 0476-82-1111 千葉県市川市 市川町 1-1-1				所在地 千葉県市川市 電話番号 千葉県市川市 市川町 1-1-1			
受託者の氏名 (委託者の氏名又は名称)	大宮 隆志			受託期間	開始年月日	有効期限満了	数量(及び単位)	
受託者の氏名 (委託者の氏名又は名称)	大宮 隆志			受託期間	終了年月日	最終処分 終了年月日	2025. 1. 22	
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所によっては委託契約書記載の番号) 福島県いわき市田代町字ノ沢1番15 14.メルテックいわき株式会社 TEL 0246-84-9507							
(直行用)	発行元: 全国オイルリサイクル協同組合							

中間処理業者・最終処分業者・排出事業者・中間処理業者

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住所 富山県富山市牛島町15番1号 ✓
氏 名 北陸電力送配電株式会社 ✓
代表取締役社長 棚田 一也 ✓
電話番号 076-441-2512 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 安宅変電所 ✓				
保管事業場の所在地	石川県小松市小島町チ122番9 ✓				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当（電力保安担当） 池田 尚広 ✓			電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ ✓				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 安宅変電所			
所在事業場の所在地	石川県小松市小島町チ122番9			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広		電話番号	076-233-8854
所在の場所	事業場の所在地と同じ			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 15-009	①変圧器(トランス)	15000 kVA	④北陸電機製造(株)		S60.1 (1985)	11600L A42323T1			1 台	59,000.0 kg	低濃度	PCB濃度 0.6mg/kg 2003.9.10中部経産 支局長に届出 2021.3.5 変更届出 済(本体洗浄済、 残プッシング)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

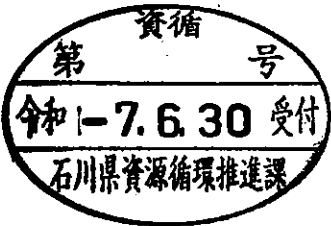
(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住所 富山県富山市牛島町15番1号
氏 名 北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 小松変電所				
保管事業場の所在地	石川県小松市日の出町三丁目95番地				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当（電力保安担当） 池田 尚広			電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 （1台当たり重量×台数）		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 小松変電所				
所在事業場の所在地	石川県小松市日の出町三丁目95番地				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 17-002	①変圧器(トランス)	30000 kVA	④北陸電機製造(株)		S62.5 (1987)	19600L A64067T1			1 台	81,500.0 kg	低濃度	PCB濃度 0.8mg/kg 2005.6.2北陸産業保安監督局長届出 2019.2.20 本体課電洗浄完了 2019.5.7 変更届出書、残りプッシング
② 19-005	①変圧器(トランス)	30000 kVA	⑨(株)高岳製作所(現:(株)東光高岳)	STRODLB-CHLH	S51.8 (1976)	21000L 7643552			1 台	91,000.0 kg	低濃度	PCB濃度 1.3mg/kg 2007.7.30中部近畿産業保安監督部長に届出 2019.8.29 本体課電洗浄完了 2020.2.14 変更届出書、残りプッシング

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月30日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 7930-0858
住 所 富山県富山市牛島町15番1号
氏 名 北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 栗津変電所		
保管事業場の所在地	石川県小松市矢崎町イ208番		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当（電力保安担当） 池田 尚広	電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 （1台当たり重量×台数）		容器の性状	開い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 栗津変電所				
所在事業場の所在地	石川県小松市矢崎町イ208番				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
② 19-006	①変圧器(トランス)	30000 kVA	④北陸電機製造(株)		S52.3 (1977)	20665L 7714076			1 台	84,000.0 kg	低濃度	PCB濃度 2.3mg/kg 2007.7.30中部近畿 産業保安監督部長 に届出 抜油済 2022.12.15深電洗 浄完了 2023.2.14変更届出 書(本体洗浄済、 残プッシング)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「製品の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7年 8月20日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住 所 〒930-8686 富山県富山市牛島町15番1号 ✓
氏 名 北陸電力送配電株式会社 ✓
代表取締役社長 棚田 一也 ✓
電話番号 076-441-2512 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 沢変電所 ✓		
保管事業場の所在地	石川県小松市沢町ハ1番 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当（電力保安担当） 池田 尚広 ✓	電話番号	076-233-8854 ✓
保管の場所	事業場の所在地と同じ ✓		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予 定 年 月	量		濃度 区 分	保管の状況				処理業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等		台数又 は 容器の 数	総重量 （1台当たり 重量×台数）		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の 別	漏れ等 のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

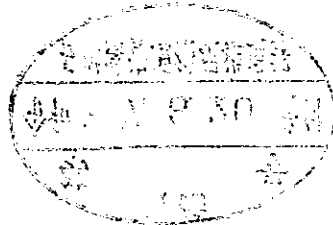
③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
※51 27-020	その他 (ドラム缶)						1 台	30.0 kg	不明	R6.12.20	他の事業場に 移動	北陸電力送配電㈱ 新小松変電所 石川県小松市千木野町ナ13番1	PCB濃度不明 容器30kg

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

※新小松変電所へ移動後、処分済み。

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														



(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 小松電力部 沢変電所		
所在事業場の所在地	石川県小松市沢町ハ1番		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の 管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-233-8854
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		
	該当なし											

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2025年06月12日

石川県知事

殿



届出者

〒923-0311 ✓
住所 石川県小松市木場町ネ5
氏名 元合繊株式会社 代表取締役 元 良典 ✓
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-44-3703 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	元合繊株式会社 ✓		
保管事業場の所在地	石川県小松市木場町ネ5 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 元 良典 ✓	電話番号	0761-44-3703 ✓
保管の場所	石川県小松市木場町ネ5 ✓		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等の おそれ		
① 1	コンデンサー (3kg以上)	30kVA	松下電器 産業(株)	NH-A	S48.2	OF式	7.8	1台	30kg	低濃度	なし	囲い無 表示有	分別	なし	日本海環境 サービス(株)	

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
1	コンデンサー (3K9以上)	30KVA	松下	NH-A	1973	OF式	1台	30kg	低濃度	2024.4.1	新たに発見	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月30 日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住所 富山市牛島町 15-1
氏名 北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 新丸山発電所		
保管事業場の所在地	石川県小松市丸山町137番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	080-5107-2547
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	該当なし														

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 新丸山発電所			
所在事業場の所在地	石川県小松市丸山町リ37番1			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	080-5107-2547	
所在の場所	事業場の所在地と同じ			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 21-017	①変圧器 (トランス)	3300 kVA	④北陸電機製造 (株)	SORV式3YC	S60.3 (1985)	4.700L			1 台	13,500.0 kg	低濃度	P C B濃度1.6mg/kg 2010.4.12中部近畿産業保安監督部長届出 石川県からの譲受設備 2020.11.11 課電洗浄後のPCB分析 結果：不検出 2020.12.02 総重量変更 (機器銘板に合わせ修正) 2020.12.23 PCB含有電気工作物変更届出 (北電水第53号) (Bsgに密閉の油区画あり)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

令和 7 年 4 月 16 日

第 資 号
令和 - 7.4.16 受付
石川県資源循環推進課

届出者 千 339-0072
住 所 埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場1丁目3番地9
氏 名 新日本フエザーコア株式会社
代表取締役社長 三富 克視
電話番号 048-794-3121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	新日本フエザーコア株式会社 小松事業所		
保管事業場の所在地	〒923-0004 石川県小松市長崎町4-2		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	小松事業所長 木戸 友和	電話番号	0761-21-5060
保管の場所	新日本フエザーコア株式会社 小松事業所		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
R6-0001	フィルムコンデ ンサ	250MFD	東和電機(株)	不明	不明	無し	1個	300g未満	低濃度	R6. 5. 24	含有の有無が不明の ため	円筒形 直径約 35mm長さ約80 mm

[illegible][illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



a 1 5 8 0 6 8 3 6 3 3 3 a

マニフェスト番号	15806836333	登録の状態	登録	引渡し日	2024/11/18	引渡し担当者	山田 博明
	連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3		
排出事業者	氏名又は名称 新日本フェザーコア株式会社 居山工場			排出事業場	名称 新日本フェザーコア株式会社 居山工場		
	住所 〒 522-0004 滋賀県彦根市鳥居本町1990				所在地 〒 522-0004 滋賀県彦根市鳥居本町1990		
	電話番号 0749-23-1621 加入者番号 1148934				電話番号 0749-23-1621		
産業廃棄物	種類 7411000 廃PCB等 (大分類名称 特定有害産業廃棄物)			数量 1,000 個・台		確定数量 1,000 個・台	
	有害物質			荷姿 1バラ		数量の確定者 処分業者	
	放射性物質対象外						
中間処理 産業廃棄物	廃棄物の名称 低濃度PCB						
	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 近畿環境保全株式会社			運搬先の事業場	名称 才オノ開発株式会社 知多事業所		
	住所 〒 525-0041 滋賀県草津市青地町196				所在地 〒 478-0046 愛知県知多市北浜町11番地1		
	電話番号 077-564-1502 加入者番号 2001565 許可番号 005862				電話番号 0562-39-5380		
	備考	運搬方法			車両	車両番号(排出)	
		運搬量			1,000 個・台	運搬担当者	大森 高志
有価物拾集量				運搬終了日	2024/11/18		
処分業者	氏名又は名称 才オノ開発株式会社			処分事業場	名称 才オノ開発株式会社 東温処分場		
	住所 〒 791-0242 愛媛県松山市北梅本町甲184番地				所在地 〒 791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外		
	電話番号 089-976-1234 加入者番号 3016833 許可番号 000875				電話番号 089-966-4141 処分方法 焼却		
	備考	報告区分	処分(最終)	処分終了日	2024/12/08	廃棄物受領日	2024/11/28
		処分担当者			上田 徹		
受入量			1,000 個・台				
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外(才オノ開発株式会社 東温処分場[089-966-4141])			最終処分終了日 2024/12/08			
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							



マニフェスト番号		15806836333		登録の状態	登録	引渡し日	2024/11/18		引渡し担当者	山田博明		
		連絡番号1				連絡番号2				連絡番号3		
排出事業者	氏名又は名称 新日本フェザーコア株式会社 居山工場					排出事業場	名称 新日本フェザーコア株式会社 居山工場					
	住所 〒 522-0004 滋賀県彦根市鳥居本町1990						所在地 〒 522-0004 滋賀県彦根市鳥居本町1990					
	電話番号 0749-23-1621 加入者番号 1148934						電話番号 0749-23-1621					
産業廃棄物	種類 7411000 廃PCB等 (大分類名称 特定有害産業廃棄物)					数量 1,000 個・台					確定数量 1,000 個・台	
	有害物質					荷姿 1 バラ					数量の確定者 処分業者	
	放射性物質対象外 廃棄物の名称 低濃度PCB											
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)											
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり											
収集運搬業者 区間2	氏名又は名称 オオノ開発株式会社					運搬先の事業場	名称 オオノ開発株式会社 東温処分場					
	住所 〒 791-0242 愛媛県松山市北梅本町甲184						所在地 〒 791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外					
	電話番号 089-976-1234 加入者番号 2001975 許可番号 000875						電話番号 089-966-4141					
	運搬方法					車両番号(排出)						
備考						運搬量		1,000 個・台		運搬担当者 神野 祐人		
						有価物拾集量				運搬終了日 2024/11/28		
						車両番号(収集運搬)		8361				
処分業者	氏名又は名称 オオノ開発株式会社					処分事業場	名称 オオノ開発株式会社 東温処分場					
	住所 〒 791-0242 愛媛県松山市北梅本町甲184番地						所在地 〒 791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外					
	電話番号 089-976-1234 加入者番号 3016833 許可番号 000875						電話番号 089-966-4141 処分方法 焼却					
	報告区分					処分(最終)		処分終了日		2024/12/08 廃棄物受領日 2024/11/28		
備考						処分担当者		上田 徹				
						受入量		1,000 個・台				
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外(オオノ開発株式会社 東温処分場[089-966-4141])					最終処分終了日		2024/12/08				
備考1												
備考2												
備考3												
備考4												
備考5												

(第1面)

令和7年4月10日

第 資 循 号
令和 7.4.10 受付
石川県資源循環推進課

届出者 住所 石川県小松市小馬出町91番地
氏名 小松市長 宮橋 勝栄 (公印省略)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立木場小学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市木場町わ1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-44-2803
保管の場所	石川県小松市木場町わ1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 21-001	変圧器 (トランス)	50 KVA	三菱電機 (株)	RA	S47 (1972)		1 台	400 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 1.7mg/kg
② 21-002	変圧器 (トランス)	30 KVA	三菱電機 (株)	SF	S47 (1972)		1 台	195 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 1.1mg/kg

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	2024年12月11日	交付番号	80045931560	管理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称 小川電機 株式会社		住所 〒020-8699 石川町小川東本町01番地		電話番号 0194-22-4111		名称 小川電機株式会社 所在地 〒020-0541 五所町小川東本町01番地 電話番号 0194-22-4111
	排出事業場						
産廃物	種類(産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷役	
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 引火性油(有害) ☐ 7010 引火性油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 酸 ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 酸(有害) ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家庭のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 廃物の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号要廃棄物 ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物遺体(不要性) ☐ 7421 廃石綿等 ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 特定産業廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 1100 ゴムくず ☐ ☐ 7423 酸(有害)				産廃物の名称 紙くず 数量 15 単位 kg	処分方法 焼却 備考・通信欄 再生利用 処分用	
中間処理 場	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 横断記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬委託者	氏名又は名称 日本環境株式会社		住所 〒020-0101 石川町小川東本町01番地		電話番号 0194-22-4111		名称 日本環境株式会社 所在地 〒020-0101 石川町小川東本町01番地 電話番号 0194-22-4111
処分委託者	氏名又は名称 日本環境株式会社		住所 〒020-0101 石川町小川東本町01番地		電話番号 0194-22-4111		名称 日本環境株式会社 所在地 〒020-0101 石川町小川東本町01番地 電話番号 0194-22-4111
受領	(受託者の氏名又は名称) 大田 啓太		受領期	運搬 終了年月日 2024年12月18日	数量(及び単位)	数量 2025.1.22	
処分	(受託者の氏名又は名称) 大田 啓太		処分期	処分 終了年月日 2024.12.18	数量(及び単位)	数量 2025.1.22	
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) 福島県いわき市四倉町字芳ノ沢1番75 14.メルテックいわき株式会社 TEL 0246-84-9507 発行元: 全国オイルリサイクル協同組合						

中間処理業者・最終処分業者・排出事業者・中間処理業者

照合 確認	年 月 日
照合 確認	年 月 日
照合 確認	年 月 日

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住所 富山市牛島町 15-1
氏 名 北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所		
保管事業場の所在地	石川県小松市麦口町8番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	080-5107-2547
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
99 20-010-3	㊸その他（温度計）						R7	1 台		低濃度	ドラム缶 ステンレス (200L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度6.6mg/kg 20-010から取外し ドラム缶33-006に保管場所 変更 重量は33-006に含む
144 21-007-24	①変圧器（トランス）						R7	1 台		低濃度	ドラム缶 ステンレス (200L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし		21-007の解体部品 (26D) ドラム缶25-003→33-006に 保管場所変更 重量は33-006に含む

167	21-008-21	①変圧器 (トランス)						R7	1	台			低濃度	ドラム缶 ステンレス (200L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし	21-008の解体部品 (26D) ドラム缶25-003→33-006に 保管場所変更 重量は33-006に含む
44	22-006	③ウエス						R7	1	缶	38.7	kg	不明	ドラム缶 ステンレス (200L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器30kg
86	27-004	②⑥その他 (ドラム缶)						R7	1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 ステンレス (200L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器30kg
174	33-006	②⑥その他 (温度計)						R7	1	缶	39.6	kg	不明	ドラム 缶ステン レス (200L)	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度不明 水銀含有専用ドラム缶 20-010-03-2 21-007-24 21-008-21 合計9.6kgを保管 容器30kg
186	36-001	②⑤その他 (金属くず防油堤)						R7	1	缶	701.7	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	混在	なし	PCB濃度17.0mg/kg
189	36-004	②⑤塗膜						R7	1	缶	170.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度0.8mg/kg 内容物140kg+容器30kg→ 170kg
190	36-005	②⑤塗膜						R7	1	缶	32.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度0.8mg/kg 内容物2kg+容器30kg→32 kg
191	36-006	③ウエス						R7	1	缶	44.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度0.8mg/kg 内容物14kg+容器30kg→44 kg
192	36-007	③ウエス						R7	1	缶	39.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度0.8mg/kg 内容物9kg+容器30kg→39 kg
193	36-008	③ウエス						R7	1	缶	49.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度0.8mg/kg 内容物19kg+容器30kg→49 kg
194	36-009	③ウエス						R7	1	缶	52.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度0.8mg/kg 内容物22kg+容器30kg→52 kg

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
186	36-001 ㊸その他(金属く ず防油堤)						1 缶	701.7 kg	低濃度	R6. 5. 15	新たに保管	PCB濃度17.0mg/kg ※2025年度処分
187	36-003 ㊸ウエス						1 缶	37.5 kg	不明	R6. 7. 23	新たに保管	PCB濃度不明 内容物7.45kg+容器30kg ※2024年度容器を含め全処分
189	36-004 ㊸塗膜						1 缶	170.0 kg	低濃度	R6. 11. 14	新たに保管	PCB濃度0.8mg/kgを入れたドラム缶 内容物140.0kg+容器30kg ※2025年度容器を含め全処分
190	36-005 ㊸塗膜						1 缶	32.0 kg	低濃度	R6. 11. 14	新たに保管	PCB濃度0.8mg/kgを入れたドラム缶 内容物2.0kg+容器30kg ※2025年度容器を含め全処分
191	36-006 ㊸ウエス						1 缶	44.0 kg	低濃度	R6. 11. 14	新たに保管	PCB濃度0.8mg/kgを入れたドラム缶 内容物140.0kg+容器30kg ※2025年度容器を含め全処分
192	36-007 ㊸ウエス						1 缶	39.0 kg	低濃度	R6. 11. 14	新たに保管	PCB濃度0.8mg/kgを入れたドラム缶 内容物9.0kg+容器30kg ※2025年度容器を含め全処分
193	36-008 ㊸ウエス						1 缶	49.0 kg	低濃度	R6. 11. 14	新たに保管	PCB濃度0.8mg/kgを入れたドラム缶 内容物19.0kg+容器30kg ※2025年度容器を含め全処分
194	36-009 ㊸ウエス						1 缶	52.0 kg	低濃度	R6. 11. 14	新たに保管	PCB濃度0.8mg/kgを入れたドラム缶 内容物22.0kg+容器30kg ※2025年度容器を含め全処分

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業 者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委 託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
42	22-005	②③その他PCB を含む油 (コン タミ油)					1 缶	104.6 kg	低濃 度			R7. 2. 13	群桐エココ(株)	R7. 3. 6	マニフェストNo. 15930181682 (重量合計: 1130kg) 90.0kg→104.6kg (実測に よる修正)
188	23-001	①変圧器 (ト ランス)	150 kVA	④北陸 電機製 造(株)	デルタト ランス	S53.2 (1978)	250L	1 台	559.4 kg	低濃 度		R7. 2. 13	群桐エココ(株)	R7. 3. 3	マニフェストNo. 15930181660 (重量合計: 1763kg) 584.0kg→559.4kg (実測に よる修正)
73	26-001	②③その他 (ト ム缶)					1 缶	30.0 kg	不明			R7. 2. 13	群桐エココ(株)	R7. 3. 6	マニフェストNo. 15930181682 (重量合計: 1130kg)
75	26-003	②③その他PCB を含む油 (コン タミ油)					1 缶	181.2 kg	低濃 度			R7. 2. 13	群桐エココ(株)	R7. 3. 6	マニフェストNo. 15930181682 (重量合計: 1130kg) 196.5kg→181.2kg (実測に よる修正)
77	26-004	②③その他PCB を含む油 (コン タミ油)					1 缶	64.2 kg	低濃 度			R7. 2. 13	群桐エココ(株)	R7. 3. 6	マニフェストNo. 15930181682 (重量合計: 1130kg) 79.5kg→64.2kg (実測に よる修正)
80	26-005	②③その他 (ト ム缶)					1 缶	30.0 kg	不明			R7. 2. 13	群桐エココ(株)	R7. 3. 6	マニフェストNo. 15930181682 (重量合計: 1130kg)
82	26-006	②③その他 (ト ム缶)					1 缶	30.0 kg	不明			R7. 2. 13	群桐エココ(株)	R7. 3. 6	マニフェストNo. 15930181682 (重量合計: 1130kg)
176	27-001	①変圧器 (ト ランス)	200 kVA	④北陸 電機製 造(株)	油入自 冷式	S49.1 (1974)	256L	1 台	550.1 kg	低濃 度		R7. 2. 13	群桐エココ(株)	R7. 3. 3	マニフェストNo. 15930181660 (重量合計: 1763kg) 574.6kg→550.1kg (実測に よる修正)
90	27-005	②③その他 (ト ム缶)					1 缶	30.0 kg	不明			R7. 2. 13	群桐エココ(株)	R7. 3. 6	マニフェストNo. 15930181682 (重量合計: 1130kg)
95, 180	27-006	②③その他PCB を含む油 (コン タミ油)					1 缶	210.0 kg	低濃 度			R7. 2. 13	群桐エココ(株)	R7. 3. 6	マニフェストNo. 15930181682 (重量合計: 1130kg)
175	33-002	②③その他PCB を含む油 (コン タミ油)					1 缶	210.0 kg	低濃 度			R7. 2. 13	群桐エココ(株)	R7. 3. 6	マニフェストNo. 15930181682 (重量合計: 1130kg)

177	33-003	㊹その他PCBを含む油 (コンタミ油)					1	缶	210.0	kg	低濃度			R7. 2. 13	群桐エココロ㈱	R7. 3. 6	マニフェストNo. 15930181682 (重量合計: 1130kg)
178	33-004	㊹ウエス					1	缶	46.2	kg	不明			R7. 2. 13	群桐エココロ㈱	R7. 3. 1	マニフェストNo. 15930181671 (重量合計: 196kg) 49.0kg→46.2kg (実測による修正)
179	33-005	㊹その他 (バルブ)					1	缶	115.1	kg	不明			R7. 2. 13	群桐エココロ㈱	R7. 3. 1	マニフェストNo. 15930181671 (重量合計: 196kg) 117.9kg→115.12kg (実測による修正)
182	34-001	㊹変圧器 (トランス)	200 kVA	㊹北陸電機製造 (株)	油入自冷式	S54.6 (1979)	295L	1	台	653.5	kg	低濃度		R7. 2. 13	群桐エココロ㈱	R7. 3. 3	マニフェストNo. 15930181660 (重量合計: 1763kg) 678.0kg→653.5kg (実測による修正)
183	34-003	㊹その他 (旧 VCB予備品)						1	台	56.5	kg	低濃度		R7. 2. 13	群桐エココロ㈱	R7. 3. 3	マニフェストNo. 15930183774 (重量合計: 73kg) 50.0kg→56.5kg (実測による修正)
184	34-004	㊹その他 (廃油ドラム缶)						1	台	30.0	kg	低濃度		R7. 2. 13	群桐エココロ㈱	R7. 3. 6	マニフェストNo. 15930181682 (重量合計: 1130kg)
185	34-005	㊹その他 (金属くず)						1	台	16.5	kg	低濃度		R7. 2. 13	群桐エココロ㈱	R7. 3. 3	マニフェストNo. 15930183774 (重量合計: 73kg) 10.0kg→16.5kg (実測による修正)
187	36-003	㊹ウエス						1	缶	34.7	kg	不明		R7. 2. 13	群桐エココロ㈱	R7. 3. 1	マニフェストNo. 15930181671 (重量合計: 196kg) 37.45kg→34.67kg (実測による修正)

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所				
所在事業場の所在地	石川県小松市麦口町リ8番地				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	080-5107-2547
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		
	該当なし											

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

内訳表 ④④

[illegible]

合計	38.7	kg

27-004

内訳表 (86)

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所			
保管事業場の所在地	石川県小松市麦口町8番地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫		電話番号	080-5107-2547
保管の場所	事業場の所在地と同じ			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
27-004	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油) ✓						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空) ✓
27-004-01	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油) ✓							112.5 kg	不明		2018年度末 内容物 PCB濃度不明 27-004に保管 125L ✓
27-004-31	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油) ✓							4.5 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 27-004に保管 5L ✓
27-004-32	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油) ✓							-117.0 kg	低濃度	処分のため移動	PCB濃度1.1mg/kg 2021年度処分 130L ✓

合計 30.0 kg ✓

33-006

内訳表

174

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所		
保管事業場の所在地	石川県小松市麦口町リ8番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	080-5107-2547
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)			
33-006	その他 (温度計)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空)
20-010-03-2	その他 (温度計)						1 台	9.6 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 33-006に保管 20-010-03-2 (温度計)、21-007-24 (温度計)、21-008-21 (温度計) で合計9.6kg保管
21-007-24	その他 (温度計)						1 台	kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 ドラム缶25-003から33-006に 保管場所変更 20-010-03-2 (温度計)、21-007-24 (温度計)、21-008-21 (温度計) で合計9.6kg保管
21-008-21	その他 (温度計)						1 台	kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 ドラム缶25-003から33-006に 保管場所変更 20-010-03-2 (温度計)、21-007-24 (温度計)、21-008-21 (温度計) で合計9.6kg保管

合計 39.6 kg

36-004

内訳表

189

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所		
保管事業場の所在地	石川県小松市麦口町8番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	080-5107-2547
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
36-004	その他 (塗膜くず)						1 缶	30.0 kg	低濃度		ドラム缶本体 (空)
	その他 (塗膜くず)							140.0 kg	低濃度		PCB濃度0.8mg/kg

合計 170.0 kg

36-005

内訳表

190

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所				
保管事業場の所在地	石川県小松市麦口町リ8番地				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	080-5107-2547
保管の場所	事業場の所在地と同じ				

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
36-005	その他 (塗膜くず)						1 缶	30.0 kg	低濃度		ドラム缶本体 (空)
	その他 (塗膜くず)							2.0 kg	低濃度		PCB濃度0.8mg/kg

合計 32.0 kg

36-007

内訳表

192

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所		
保管事業場の所在地	石川県小松市麦口町リ8番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	080-5107-2547
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数) kg			
36-007	ウエス						1 缶	30.0 kg	低濃度		ドラム缶本体(空)
	ウエス							9.0 kg	低濃度		PCB濃度0.8mg/kg

合計 39.0 kg

36-009

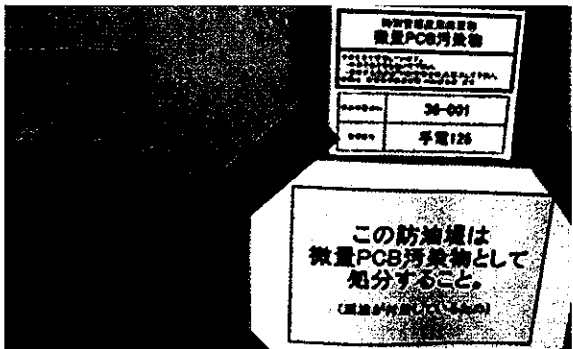
内訳表

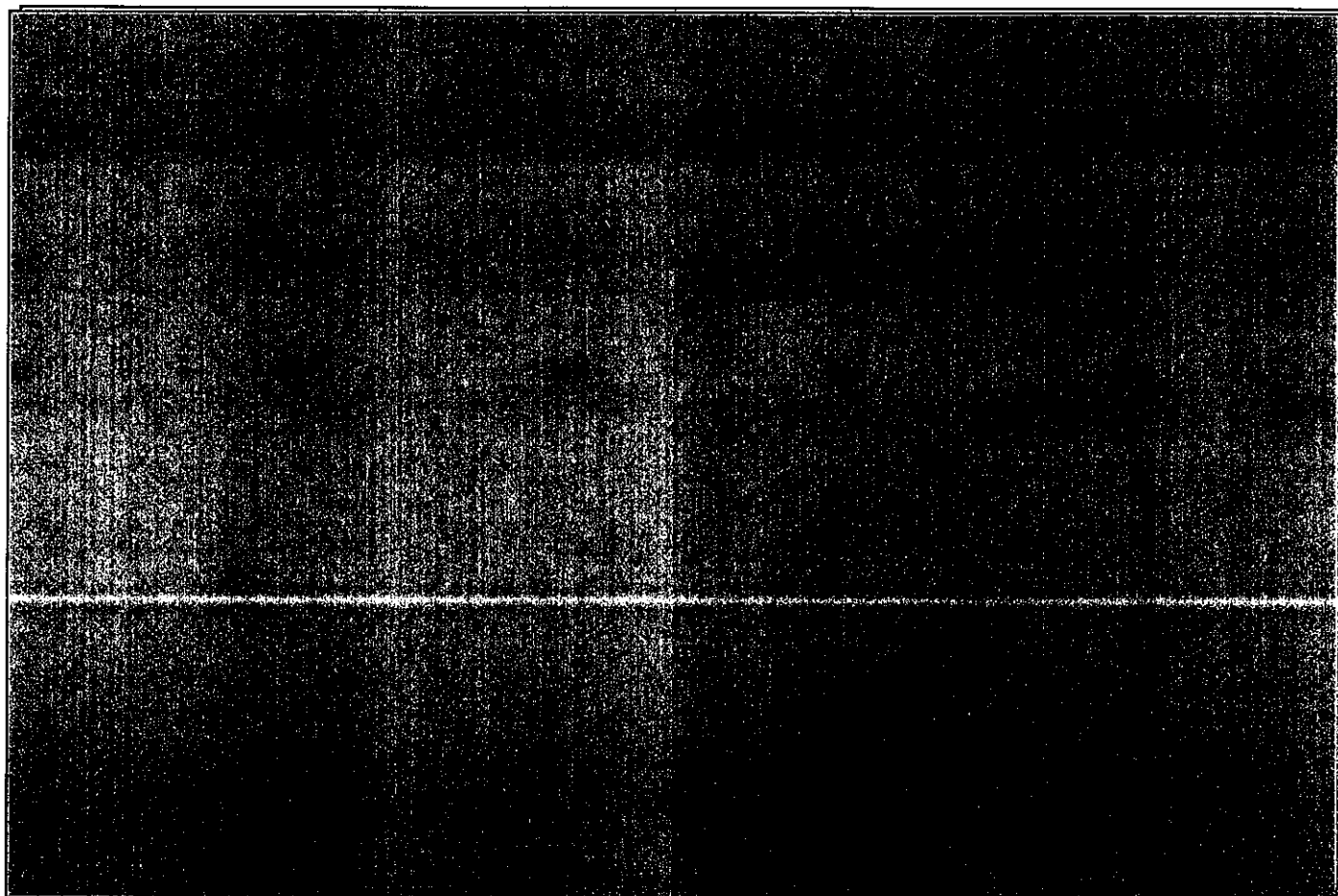
194

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 大日川第二発電所				
保管事業場の所在地	石川県小松市麦口町リ8番地				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	080-5107-2547
保管の場所	事業場の所在地と同じ				

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数) kg			
36-009	ウエス						1 缶	30.0 kg	低濃度		ドラム缶本体 (空)
	ウエス							22.0 kg	低濃度		P C B濃度0.8mg/kg

合計 52.0 kg

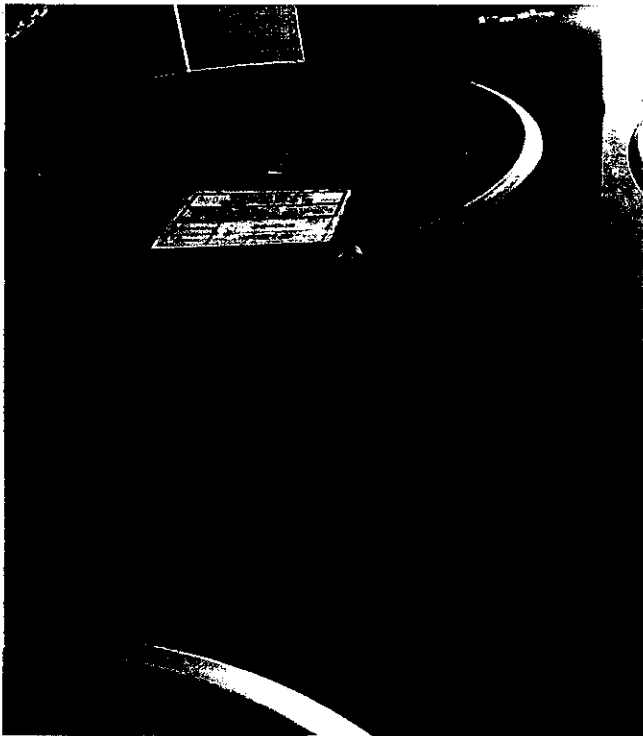
届出番号	36	001	手電125	容器の性状	金属くず(防油堤)		
保管場所	大日川第二発電所			油量(L)	0L	検出濃度(ppm)	—
廃棄物の種類	微量PCB汚染物(金属くず)						
							

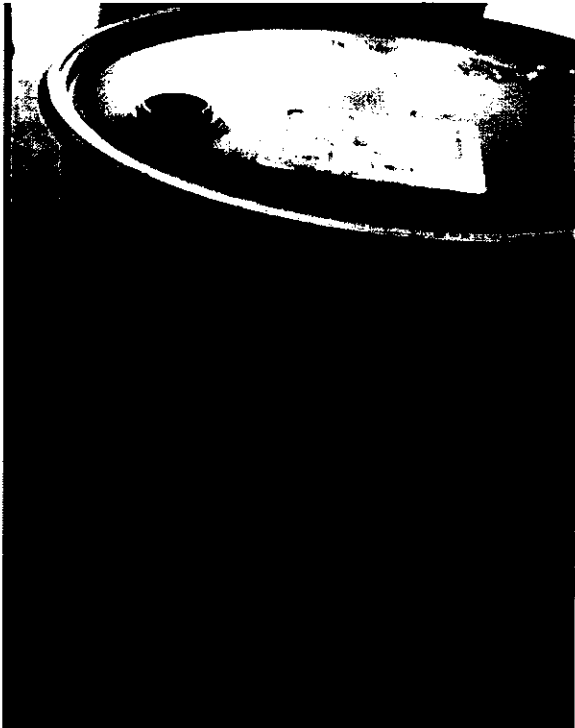


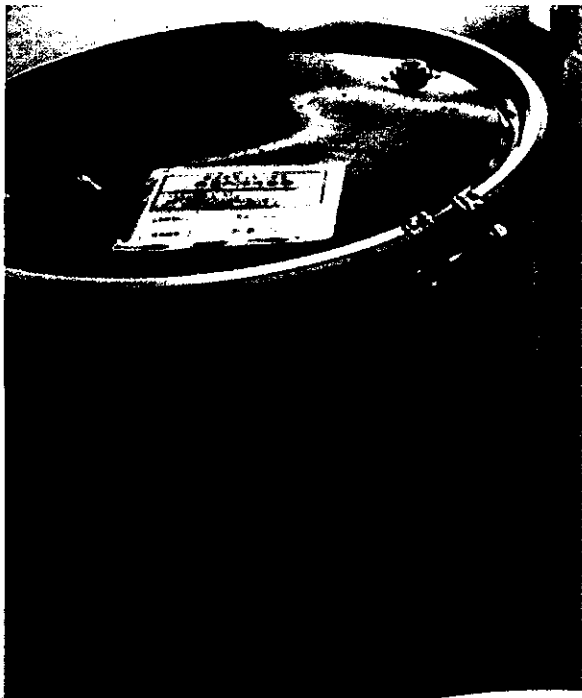


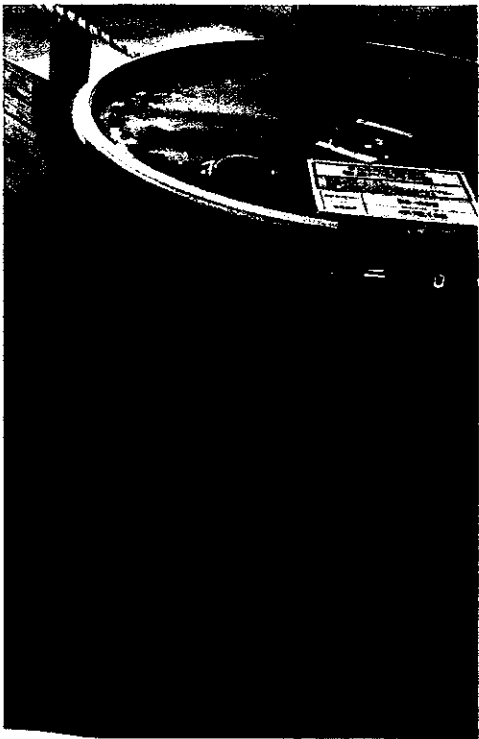
届出番号	36	004	手電 128	容器の性状	金属容器		
保管場所	大日川第二発電所			油量 (L)	0	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	微量 PCB 汚染物 (塗膜くず)						
							

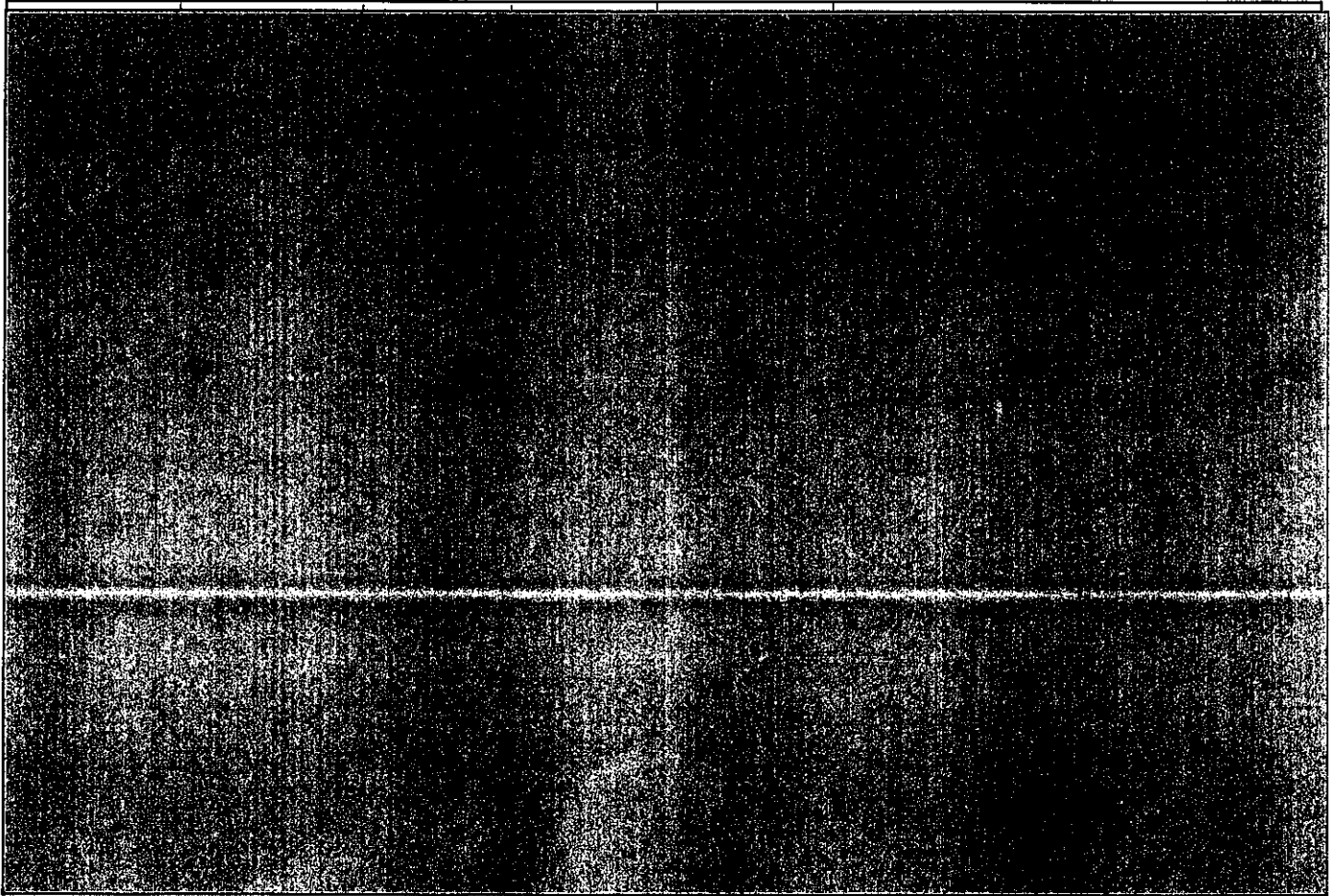
届出番号	36	005	手電 129	容器の性状	金属容器		
保管場所	大日川第二発電所			油量 (L)	0	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	微量 PCB 汚染物 (塗膜くず)						
							

届出番号	36	006	手電 130	容器の性状	金属容器		
保管場所	大日川第二発電所			油量 (L)	0	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	微量 PCB 汚染物 (ウエス等)						
							

届出番号	36	007	手電 131	容器の性状	金属容器		
保管場所	大日川第二発電所			油量 (L)	0	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	微量 PCB 汚染物 (ウエス等)						
							

届出番号	36	008	手電 132	容器の性状	金属容器		
保管場所	大日川第二発電所			油量 (L)	0	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	微量 PCB 汚染物 (ウエス等)						
							

届出番号	36	009	手電 133	容器の性状	金属容器		
保管場所	大日川第二発電所			油量 (L)	0	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	微量 PCB 汚染物 (ウエス等)						
							



マニフェスト番号	計量重量[kg]	想定重量※様式2						様式2修正			
		自治体届出番号	管理番号	容器重量[kg]	内容物重量[kg]	総重量[kg]	合計[kg]	計量誤差[kg]	誤差按分[kg]	処分重量[kg]	
15930181659	168.000	①	33-001	手電105	30.000	34.198	64.198	167.767	-0.233	0.078	64.274
		②	34-002	手電114	30.000	21.776	51.776			-0.078	51.854
		③	35-001	手電118	30.000	21.795	51.795			-0.077	51.872
						167.767			168.000	OK	

			想定重量※様式2				様式2修正			
	自治体届出番号	管理番号	容器重量[kg]	内容物重量[kg]	総重量[kg]	合計[kg]	計量誤差[kg]	誤差按分[kg]	処分重量[kg]	
①	33-001	手電105	30.000	34.198	64.198	167.767	-0.233	0.078	64.274	
②	34-002	手電114	30.000	21.776	51.776			-0.078	51.854	
③	35-001	手電118	30.000	21.795	51.795			-0.077	51.872	
					167.767				168.000	OK

マニフェスト番号	計量重量[kg]	想定重量※様式2						様式2修正		
		自治体届出番号	管理番号	容器重量[kg]	内容物重量[kg]	総重量[kg]	合計[kg]	計量誤差[kg]	誤差按分[kg]	処分重量[kg]
15930181660	1783.000	①	23-001	手電43	584.000	584.000	1836.800	73.800	24.6	559.4
		②	27-001	手電87	574.600	574.600			24.5	550.1
		③	34-001	手電113	678.000	678.000			24.5	653.5
					1836.800				1783.000	OK

			想定重量※様式2				様式2修正			
	自治体届出番号	管理番号	容器重量[kg]	内容物重量[kg]	総重量[kg]	合計[kg]	計量誤差[kg]	誤差按分[kg]	処分重量[kg]	
①	23-001	手電43		584.000	584.000	1836.800	73.800	24.6	559.4	
②	27-001	手電67		574.600	574.600			24.5	550.1	
③	34-001	手電113		678.000	678.000			24.5	653.5	
					1836.800				1763.000	OK

マニフェスト番号		計量重量[kg]		想定重量※様式2				様式2修正			
				自治体届出番号	管理番号	容器重量[kg]	内容物重量[kg]	総重量[kg]	合計[kg]	計量誤差[kg]	誤差按分[kg]
15930181671	196.000	①	33-004	手電108	30.000	19.000	49.000	204.350	8.350	2.79	46.21
		②	33-005	手電109	30.000	87.900	117.900			2.78	115.12
		③	36-003	手電127	30.000	7.450	37.450			2.78	34.67
							204.350			196.000	OK

			想定重量※様式2				様式2修正			
	自治体届出番号	管理番号	容器重量[kg]	内容物重量[kg]	総重量[kg]	合計[kg]	計量誤差[kg]	誤差按分[kg]	処分重量[kg]	
①	33-004	手電108	30.000	19.000	49.000	204.350	8.350	2.79	46.21	
②	33-005	手電109	30.000	87.900	117.900			2.78	115.12	
③	36-003	手電127	30.000	7.450	37.450			2.78	34.67	
					204.350				196.000	OK

マニフェスト番号	計量重量[kg]	想定重量※様式2						様式2修正				
		自治体届出番号	管理番号	容器重量[kg]	内容物重量[kg]	総重量[kg]	合計[kg]	計量誤差[kg]	誤差按分[kg]	処分重量[kg]		
15930181682	1130.000	①	22-005	手電41	30.000	90.000	120.000	1176.000	48.000	15.4	104.600	ドラム缶空/満 以外の①③④ で誤差按分する
		②	26-001	手電61	30.000	0.000	30.000			0.000	30.000	
		③	26-003	手電63	30.000	166.500	196.500			15.3	181.200	
		④	26-004	手電64	30.000	49.500	79.500			15.3	64.200	
		⑤	26-005	手電65	30.000	0.000	30.000			0.000	30.000	
		⑥	26-006	手電66	30.000	0.000	30.000			0.000	30.000	
		⑦	27-005	手電71	30.000	0.000	30.000			0.000	30.000	
		⑧	27-006	手電72	30.000	180.000	210.000			0.000	210.000	
		⑨	33-002	手電106	30.000	180.000	210.000			0.000	210.000	
		⑩	33-003	手電107	30.000	180.000	210.000			0.000	210.000	
		⑪	34-004	手電116	30.000	0.000	30.000			0.000	30.000	
						1176.000			1130.000	OK		

想定重量※様式2						様式2修正				
	自治体届出番号	管理番号	容器重量[kg]	内容物重量[kg]	総重量[kg]	合計[kg]	計量誤差[kg]	誤差按分[kg]	処分重量[kg]	
①	22-005	手電41	30.000	90.000	120.000	1176.000	48.000	15.4	104.600	ドラム缶空/満 以外の①③④ で誤差按分する
②	26-001	手電61	30.000	0.000	30.000			0.000	30.000	
③	26-003	手電63	30.000	166.500	196.500			15.3	181.200	
④	26-004	手電64	30.000	49.500	79.500			15.3	64.200	
⑤	26-005	手電65	30.000	0.000	30.000			0.000	30.000	
⑥	26-006	手電66	30.000	0.000	30.000			0.000	30.000	
⑦	27-005	手電71	30.000	0.000	30.000			0.000	30.000	
⑧	27-006	手電72	30.000	180.000	210.000			0.000	210.000	
⑨	33-002	手電106	30.000	180.000	210.000			0.000	210.000	
⑩	33-003	手電107	30.000	180.000	210.000			0.000	210.000	
⑪	34-004	手電116	30.000	0.000	30.000	0.000	30.000			
					1176.000			1130.000	OK	

マニフェスト番号	計量重量[kg]	想定重量※様式2						様式2修正			
		自治体届出番号	管理番号	容器重量[kg]	内容物重量[kg]	総重量[kg]	合計[kg]	計量誤差[kg]	誤差按分[kg]	処分重量[kg]	
15930183774	73.000	①	34-003	手電115		50.000	50.000	60.000	-13.000	-6.5	56.500
		③	34-005	手電117		10.000	10.000			-6.5	16.500
						60.000					73.000

			想定重量※様式2				様式2修正		
	自治体届出番号	管理番号	容器重量[kg]	内容物重量[kg]	総重量[kg]	合計[kg]	計量誤差[kg]	誤差按分[kg]	処分重量[kg]
①	34-003	手電115		50.000	50.000	60.000	-13.000	-6.5	56.500
③	34-005	手電117		10.000	10.000			-6.5	16.500
				60.000					73.000



a 1 5 9 3 0 1 8 1 6 5 9 a

マニフェスト番号	15930181659	登録の状態	登録	引渡し日	2025/02/25	引渡し担当者	吉田 諒大
		連絡番号1	0762558224	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社	住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1	排出事業場	名称 手取水力センター	所在地 〒 920-2321 石川県白山市吉野119-4-4	電話番号 076-255-5041	
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物)	有害物質	放射性物質対象外	数量 167,600 kg	確定数量 168,000 kg	荷姿 3ドラム缶	数量の確定者 処分業者
中間処理 産業廃棄物	廃棄物の名称 PCB汚染物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)					
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリユーツ株式会社	住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地	運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社	所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27	電話番号 0276-55-0500	
備考	電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459	運搬方法	車両	車両番号(排出)	運搬量 168,000 kg	運搬担当者 奥村国敏	
			有価物拾集量		運搬終了日 2025/02/26		
			車両番号(収集運搬)		名古屋130<3004		
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社	住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26	処分事業場	名称 群桐エコロ株式会社	所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27	電話番号 0276-55-0500	処分方法
	電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797	報告区分	処分(中間)・最終	処分終了日 2025/03/03	廃棄物受領日 2025/02/26	処分担当者 五代 美香	
						受入量 168,000 kg	
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])					最終処分終了日 2025/03/04	
備考1	1.直接最終処分						
備考2	内容物:ウエス類、金属くず						
備考3	手電105、114、118						
備考4							
備考5							



殿

計量証明書

No. 4807		2025/02/26	
車番	3004	業者	
銘柄		行先	
総重量	8:47	G	168kg
空重		PT	0kg
正味		H	168kg
品名			
群馬県登録	質第121号		
使用計量器	電気抵抗線式ばかり		
主任計量者	山口 博		
備考	手取 30M 汚染物		

手取水力センター

ドラム缶×3
汚染物

群桐エコロ 株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-55

FAX 0276-55





マニフェスト番号 15930181660		登録の状態	登録	引渡し日	2025/02/25		引渡し担当者	吉田 諒大		
連絡番号1		0762558224		連絡番号2		連絡番号3				
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社			排出事業場	名称 手取水力センター(大日川第二発電所)					
	住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1				所在地 〒 923-0076 石川県小松市麦口町18番地					
	電話番号 076-441-2511 加入者番号 1038523				電話番号 0761-47-1159					
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物			数量		1836.600 kg		確定数量 1763.000 kg		
	(大分類名称 特定有害産業廃棄物)			荷姿		3 バラ		数量の確定者 処分業者		
	有害物質									
中間処理 産業廃棄物	放射性物質対象外									
	廃棄物の名称 PCB汚染物									
	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)									
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり									
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリユーツ株式会社			運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社					
	住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地				所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27					
	電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459				電話番号 0276-55-0500					
	備考	運搬方法			車両		車両番号(排出)			
		運搬量			1763.000 kg		運搬担当者		奥村国敏	
有価物拾集量					運搬終了日		2025/02/26			
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社			処分事業場	名称 群桐エコロ株式会社					
	住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26				所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27					
	電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797				電話番号 0276-55-0500 処分方法					
	備考	報告区分			処分(中間)・最終		処分終了日		2025/03/03	
		廃棄物受領日			2025/02/26		処分担当者		五代 美香	
受入量			1763.000 kg		最終処分終了日		2025/03/04			
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])									
備考1	1.直接最終処分									
備考2	変圧器3台									
備考3	手電43, 67, 113									
備考4										
備考5										



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号
電気抵抗線式はかり
ひょう量60t 目量10kg No.CC16-3176-0

年月日	2025/02/26	時刻	08:27
発行番号	3564	車番	3004
業者名	0029 サンクリューター(株) 様		
品名	0001 PCB筐体		
	不図物、袋電圧		
補正	437kg	総重量	17,320kg G
	15kg	空車重量	15,120kg G
	1kg	正味重量	2,200kg G
備考		差引重量	1,763kg

群桐エコロ株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-55

FAX 0276-55

主任計量者 山口 博



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号
電気抵抗線式はかり
ひょう量60t 目量10kg No.CC16-3176-0

年月日	2025/02/26	時刻	08:30
発行番号	3565	車番	3004
業者名	0029 サンクリューター(株) 様		
品名	0001 PCB筐体		
	不図物、袋電圧		
補正	0kg	総重量	15,120kg G
	15kg	空車重量	15,120kg G
	1kg	正味重量	1,130kg G
備考		差引重量	1,130kg

群桐エコロ株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-55

FAX 0276-55

主任計量者 山口 博

変圧器×3台



a 1 5 9 3 0 1 8 1 6 7 1 a

マニフェスト番号	15930181671	登録の状態	登録	引渡し日	2025/02/25	引渡し担当者	吉田 諒大
		連絡番号1	0762558224	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社 ✓ 住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2511 加入者番号 1038523	排出事業場	名称 手取水力センター(大日川第二発電所) ✓ 所在地 〒 923-0076 石川県小松市麦口町18番地 電話番号 0761-47-1159				
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 ✓ (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 ✓ 放射性物質対象外 ✓ 廃棄物の名称 PCB汚染物 ✓	数量	204,400 kg	確定数量	196,000 kg	数量の確定者	処分業者
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリユーツ株式会社 住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地 電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459	運搬先の事業場	名称 群桐エココ株式会社 ✓ 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 ✓ 電話番号 0276-55-0500				
備考		運搬方法	車両	車両番号(排出)		運搬量	196,000 kg
			有価物拾集量		運搬終了日	2025/02/26	奥村国敏
			車両番号(収集運搬)		名古屋130<3004		
処分業者	氏名又は名称 群桐エココ株式会社 住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26 電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797	処分事業場	名称 群桐エココ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500 処分方法				
備考		報告区分	処分(中間)・最終	処分終了日	2025/03/01 ✓	廃棄物受領日	2025/02/26
			処分担当者		五代 美香		
			受入量		196,000 kg		
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エココ株式会社[0276-55-0500])			最終処分終了日	2025/03/02		
備考1	1.直接最終処分						
備考2	内容物:ウエス類、金属くず						
備考3	手電108、109、127						
備考4							
備考5							



和川紫電研 殿

計量証明書

No. 4808		2025/02/26	
車番	3004	業者	
銘柄		行先	
総重量	3:51	G	196kg
空重	PT		0kg
正味		N	196kg
品名			
群馬県登録		質第121号	
使用計量器		電気抵抗線式はかり	
主任計量者		山口 博	
備考			

群桐エコロ 株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-55

FAX 0276-55



和川紫電研 殿

計量証明書

No. 4808		2025/02/26	
車番	3004	業者	
銘柄		行先	
総重量	3:51	G	196kg
空重	PT		0kg
正味		N	196kg
品名			
群馬県登録		質第121号	
使用計量器		電気抵抗線式はかり	
主任計量者		山口 博	
備考			

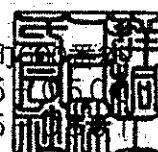
群桐エコロ 株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-55

FAX 0276-55



汚染物
ドラム缶×3台



a 1 5 9 3 0 1 8 1 6 8 2 a

マニフェスト番号	15930181682	登録の状態	登録	引渡し日	2025/02/25	引渡し担当者	吉田 諒大
		連絡番号1	0762558224	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社 住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2511 加入者番号 1038523	排出事業場	名称 手取水力センター(大日川第二発電所) 所在地 〒 923-0076 石川県小松市麦口町J8番地 電話番号 0761-47-1159				
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物	数量	1176.000 kg	確定数量	1130.000 kg	数量の確定者	処分業者
中間処理産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所(予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリユーツ株式会社 住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地 電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459	運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500				
備考		運搬方法	車両	車両番号(排出)		運搬量	1130.000 kg
			有価物拾集量		運搬終了日	2025/02/26	奥村国敏
			車両番号(収集運搬)		名古屋130<3004		
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社 住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26 電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797	処分事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500 処分方法				
備考		報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	2025/03/06	廃棄物受領日	2025/02/26
			処分担当者		五代 美香		
			受入量		1130.000 kg		
最終処分の場所(実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])			最終処分終了日	2025/03/07		
備考1	1.直接最終処分						
備考2	内容物:絶縁油						
備考3	手電41, 61, 63, 64, 65, 66, 71						
備考4	手電72, 106, 107, 116						
備考5							



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号

電気抵抗線式はかり

ひょう量60t 目量10kg No.CC16-3176-0

年月日	2025/02/26	時刻	08:27
発行番号	3565	車番	3004
業者名	0029 サンワリユーツー(株) 様		
品名	0001 PCB筐体		
不図物 検査済			
補正	437kg	総重量	15,120kg G
	空車重量	13,990kg G	
	正味重量	1,130kg G	
備考		差引重量	1,130kg

群桐エコロ株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町10番地

TEL 0276-551111

FAX 0276-551112

主任計量者 山口 博



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号

電気抵抗線式はかり

ひょう量60t 目量10kg No.CC16-3176-0

年月日	2025/02/26	時刻	08:34
発行番号	3565	車番	3004
業者名	0029 サンワリユーツー(株) 様		
品名	0001 PCB筐体		
不図物 検査済			
補正	0kg	総重量	15,120kg G
	空車重量	13,990kg G	
	正味重量	1,130kg G	
備考		差引重量	1,130kg

群桐エコロ株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町10番地

TEL 0276-551111

FAX 0276-551112

主任計量者 山口 博

絶縁油
ドラム缶×11台



a 1 5 9 3 0 1 8 3 7 7 4 a

マニフェスト番号	15930183774		登録の状態	登録	引渡し日	2025/02/25		引渡し担当者	吉田 諒大			
	連絡番号1	0762558224		連絡番号2		連絡番号3						
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社 ✓				排出事業場	名称 手取水力センター(大日川第二発電所) ✓						
	住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1					所在地 〒 923-0076 石川県小松市麦口町リ8番地						
	電話番号	076-441-2511		加入者番号		1038523		電話番号	0761-47-1159			
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 ✓ (大分類名称 特定有害産業廃棄物)				数量		60,000 kg		確定数量	73,000 kg		
	有害物質				荷姿		2 バラ		数量の確定者	処分業者		
	放射性物質対象外 ✓											
中間処理産業廃棄物	廃棄物の名称 PCB汚染物 ✓ (電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)											
最終処分場所(予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり											
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリ्यूーズ株式会社				運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社 ✓						
	住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地					所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 ✓						
	電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459				運搬方法		車両番号(排出)					
	備考					運搬量		73,000 kg		運搬担当者	奥村国敏	
						有価物拾集量				運搬終了日	2025/02/26	
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社				処分事業場	名称 群桐エコロ株式会社 ✓						
	住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26					所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 ✓						
	電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797				報告区分		処分方法					
	備考					処分(中間)・最終		処分終了日		2025/03/03	廃棄物受領日	2025/02/26
						処分担当者		五代 美香				
最終処分の場所(実績)					受入量		73,000 kg ✓		最終処分終了日		2025/03/04	
備考1	1.直接最終処分											
備考2	金属くず											
備考3	手電115.117											
備考4												
備考5												



下田川電機株式会社

殿

計量証明書

No. 4809		2025/02/26	
車番	3004	業者	
銘柄		行先	
総重量	8:54	G	73kg
空重		PT	0kg
正味		N	73kg
品名			
群馬県登録	質第121号		
使用計量器	電気抵抗線式はかり		
主任計量者	山口 博		
備考	金属くず 21kg		

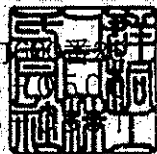
群桐エコロ株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-55

FAX 0276-55



金属くず(バラ)×2台



下田川電機株式会社

殿

計量証明書

No. 4809		2025/02/26	
車番	3004	業者	
銘柄		行先	
総重量	8:54	G	196kg
空重		PT	0kg
正味		N	196kg
品名			
群馬県登録	質第121号		
使用計量器	電気抵抗線式はかり		
主任計量者	山口 博		
備考	金属くず 37kg		

群桐エコロ株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-55

FAX 0276-55



様式第四号（第十三条、第二十三条及び第三十一条関係）

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

令和7年4月10日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者

住 所 石川県小松市小馬出町91番地
氏 名 小松市長 宮橋 勝栄（公印省略）
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 0761-24-8121

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄）を終えたため、届け出ます。

事業場の名称	小松市立丸内中学校		
事業場の所在地	石川県小松市小寺町甲27		
連絡担当者	小松市教育委員会事務局教育庶務課 浦上 伸太郎	電話番号	0761-24-8121

（保管の場所／ 所在の場所）	

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	処分 終了年月	処分受託者の 名称	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 （1台あたり重 量×台数）				
① 22-011	変圧器 （トランス）	200 KVA	三菱電機 （株）	RAT	S53 （1978）		1 台	930 kg	低濃度	R7.1.22	日重環境（株）赤城事業所	PCB濃度3.2mg/kg

（日本産業規格 A列4番）

(裏面)

2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄 終了年月	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重量× 台数)		

3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄及び処分 終了年月	処分受託者の 名称	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重量 ×台数)			

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から20日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。
2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3.に記載すること。なお、その場合にあつては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に係る届出は、本届出をもって行われたものと解すること。
3. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
4. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であつて台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
10. 「参考事項」の欄について、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
11. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
12. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

令和7年4月10日

資 循 第 号
令和 4.10 受付
石川県資源循環推進課

届出者 〒923-8650
住 所 石川県小松市小馬出町91番地
氏 名 小松市長 宮橋 勝栄 (公印省略)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立荒屋小学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市荒屋町ほ1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-22-5042
保管の場所	石川県小松市荒屋町ほ1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
①	3-001	変圧器 (トランス)	30 KVA	東京芝浦 電気㈱	PS-6DP 30K11	34.3 (1969)	1 台	169 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 4.6mg/kg
②	3-002	コンデンサ ー (3kg以上)	20 KVA	松下電器 産業㈱	NH-A	S48 (1973)	1 台	23 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 1.3mg/kg

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「製品の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	2024年12月11日	交付番号	80045931652	処理番号		交付担当	氏名	山本 隆夫	
排出事業者	氏名又は名称 株式会社 14メルテック		住所 〒924-0001 石川県小松市南町1丁目1番1号		電話番号 0761-33-1111		排出事業場	名称 石川県立小松高等学校	
	所在地 石川県小松市南町1丁目1番1号		電話番号 0761-33-1111		所在地 石川県小松市南町1丁目1番1号			電話番号 0761-33-1111	
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)		☒ 種類(特別処理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿		
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称		PCB等廃棄物		
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 腐敗性汚泥	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	有害物質等		処分方法		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	PCB等		PCB等		
	☐ 0400 腐蝕性	☐ 1500 酸類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 炭酸(有害)	PCB等		PCB等		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 有害なふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	PCB等		PCB等		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	PCB等		PCB等		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号炭酸(有害)	PCB等		PCB等		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号炭酸	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考・通信欄		備考・通信欄		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 粉砕物(有害)	☐ 7421 炭石粉末		☐ 再生用		☐ 処分用		
☐ 1000 粉砕物(有害)	☐ 特定産業廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥							
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)							
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 横断記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり								
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり								
運搬委託者	氏名又は名称 株式会社 14メルテック		住所 〒924-0001 石川県小松市南町1丁目1番1号		電話番号 0761-33-1111		名称 株式会社 14メルテック		
処分委託者	氏名又は名称 株式会社 14メルテック		住所 〒924-0001 石川県小松市南町1丁目1番1号		電話番号 0761-33-1111		名称 株式会社 14メルテック		
運搬の委託	(委託者の氏名又は名称) 株式会社 14メルテック		運搬開始年月日 2024年12月11日		運搬終了年月日 2024年12月11日		数量(及び単位)		
処分委託	(委託者の氏名又は名称) 株式会社 14メルテック		処分開始年月日 2024年12月11日		処分終了年月日 2024年12月11日		数量(及び単位)		
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 石川県小松市南町1丁目1番1号 14メルテック株式会社 TEL 0761-33-1111								
(直行用)	発行元: 全国オイルリサイクル協同組合								

中間処理業者・最終処分業者・排出事業者・中間処理業者

(第1面) .

令和 7 年 4 月 2 日

殿



住所 石川県小松市小馬出町9-1番地
氏名 小松市長 宮橋 勝栄
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8026

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	旧小松市立金野小学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市大野町子 3 0 - 2		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	小松市役所行政管理部管財課長 杉 裕人	電話番号	0761-24-8026
保管の場所	石川県小松市大野町子 3 0 - 2		

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	旧小松市立金野小学校		
所在事業場の所在地	石川県小松市大野町子 3 0 - 2		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	小松市役所行政管理部管財課長 杉 裕人	電話番号	0761-24-8026
所在の場所	石川県小松市大野町子 3 0 - 2		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台あたり重量×台数)		
② 5-001	単相変圧器 (トランス)	50 KVA	東京芝浦 電気(株)	PSG-K5	S54 (1979)		R8.3	未定	1 台	215 kg	低濃度	PCB濃度 32mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

令和7年4月10日

第 資 号
令和 - 7.4.10 受付
石川県資源循環推進課

届出者 住 所 石川県小松市小馬出町91番地
氏 名 小松市長 宮橋 勝栄 (公印省略)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立松東みどり学園		
保管事業場の所在地	石川県小松市江指町丙 3 0		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-41-1070
保管の場所	石川県小松市江指町丙 3 0		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 23-008	その他の電気 機械器具（開 閉器）	100 MV A	その他（大垣 電機製作所）	ODS-6	S41 (1966)		1 台	73 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 2.3mg/kg
② 23-009	変圧器 （トラン ス）	30 KVA	東京芝浦電 気㈱	PTL6-6D P30K11	S42.2 (1967)		1 台	268 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 3.8mg/kg
③ 23-010	変圧器 （トラン ス）	50 KVA	東京芝浦電 気㈱	PS6-6DP 50K11	S42.4 (1967)		1 台	265 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 1.3mg/kg

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	年 月 日	交付番号	80045931604	整理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称			名称			
	住所			所在地			
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)			☐ 種類(特別管理産業廃棄物)			
	☐ 0100 燃えがら			☐ 7000 引火性廃油			
	☐ 0200 汚泥			☐ 7424 燃えがら(有害)			
	☐ 0300 廃油			☐ 7425 廃油(有害)			
	☐ 0400 廃酸			☐ 7426 汚泥(有害)			
	☐ 0500 廃アルカリ			☐ 7427 廃渣(有害)			
	☐ 0600 系プラスチック類			☐ 7428 廃アルカリ(有害)			
	☐ 0700 紙くず			☐ 7429 ばいじん(有害)			
	☐ 0800 繊維くず			☐ 7430 金属屑(有害)			
	☐ 1000 動植物性残さ			☐ 7440 廃水銀等			
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)			数量(及び単位)			
	☐ 帳簿記載のとおり			☐ 何袋			
最終処分場所	名称/所在地/電話番号			産業廃棄物の名称			
	☐ 委託契約書記載のとおり			☐ 処分方法			
運搬受託者	氏名又は名称			名称			
	住所			所在地			
処分受託者	氏名又は名称			名称			
	住所			所在地			
発着の受託	(委託者の氏名又は名称)			数量(及び単位)			
	(運搬担当者の氏名)			数量(及び単位)			
発着の受託	(委託者の氏名又は名称)			数量(及び単位)			
	(処分担当者の氏名)			数量(及び単位)			
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号			数量(及び単位)			
	(委託契約書記載の場所以外は委託契約書記載の番号)			数量(及び単位)			
(直行用)				照合確認			

発行元：全国オイルリサイクル協同組合

(第1面)

令和7年4月10日

資 源 循 環 推 進 課
第 号
令和 - 7.4.10 受付
石川 県 資 源 循 環 推 進 課

届出者
住 所 石川県小松市小馬出町91番地
氏 名 小松市長 宮橋 勝栄 (公印省略)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立安宅小学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市安宅町安宅林5		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-22-2450
保管の場所	石川県小松市安宅町安宅林5		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 23-015	変圧器 (トランス)	200 KV A	三菱電機 (株)	RA-T	S56 (1981)		1 台	800 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 4.4mg/kg
② 23-016	変圧器 (トランス)	75 KVA	三菱電機 (株)	RA-T	S56 (1981)		1 台	300 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 22mg/kg

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	2024.12.18	交付番号	80045931630	総理番号		交付担当者	氏名	山本 隆夫
排出事業者	氏名又は名称 山本隆夫 代表取締役			排出事業場	名称 山本隆夫 代表取締役			
	住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田 山本隆夫 代表取締役				所在地 〒100-0001 東京都千代田区千代田 山本隆夫 代表取締役			
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)			☒ 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位)	荷姿
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)			☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 金属溶融くず ☐ 7010 引火性油(有害) ☐ 7425 廃油(有害)			産業廃棄物の名称 燃焼残渣(有害)	
中間処理業者	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 紙くず ☐ 7100 強酸(有害) ☐ 7426 汚泥(有害)			☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 金属屑 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害)			有害物質等	
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 有害のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害)			☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)			処分方法	
最終処分場所	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 有害性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)			☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等			備考・通信欄	
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物・植物の死体 ☐ 7421 廃石綿等 ☐ 7422 指定下水汚泥			☐ 1000 動物植物性残さ ☐ 特定廃棄物 ☐ 7423 紙くず(有害)			☐ 再生用 ☐ 処分用	
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)								
☒ 帳簿記載のとおり ☐ 当帳記載のとおり								
名称/所在地/電話番号								
☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当帳記載のとおり								
運搬委託者	氏名又は名称 山本隆夫 代表取締役			運搬先の事業場	名称 山本隆夫 代表取締役			
	住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田 山本隆夫 代表取締役				所在地 〒100-0001 東京都千代田区千代田 山本隆夫 代表取締役			
処分委託者	氏名又は名称 山本隆夫 代表取締役			積又は保管	名称 山本隆夫 代表取締役			
	住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田 山本隆夫 代表取締役				所在地 〒100-0001 東京都千代田区千代田 山本隆夫 代表取締役			
運搬の委託	(委託者の氏名又は名称) 山本隆夫 代表取締役			受領期	運搬終了年月日	2024.12.18	有価物数量	数量(及び単位)
処分の委託	(委託者の氏名又は名称) 山本隆夫 代表取締役			受領期	処分終了年月日	2025.1.22	最終処分	数量(及び単位)
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 山本隆夫 代表取締役			(委託契約書記載の場所)に於いては委託者の氏名及び電話番号を記載する				
(直行用)								

中間処理業者、最終処分業者、排出事業者、中間処理業者

照合確認

年 月 日

発行元：全国オイルリサイクル協同組合

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年6月20日

石川県知事 様



届出者 〒923-0183 ✓
住 所 石川県小松市瀬領町丁138-1
氏 名 石川県立小松瀬領特別支援学校 校長 岡部康英 ✓
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-46-1324 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立小松瀬領特別支援学校 ✓			
保管事業場の所在地	石川県小松市瀬領町丁138-1 ✓			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	事務長 宮前絹代 ✓		電話番号	0761-46-1324 ✓
保管の場所	所在地に同じ ✓			

① 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
29-4	サンプル (高圧トランス) ✓		三菱電機 ✓	SF-T ✓	S57 ✓	不燃性油 ✓		1個	3g	低濃度 ✓	ビニール袋 (缶入り) ✓	有(缶・ビニール 内に保管) ✓	分別 ✓	なし ✓		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	石川県立小松瀬領特別支援学校		
所在事業場の所在地	石川県小松市瀬領町丁 1 3 8 - 1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	事務長 宮前絹代	電話番号	0 7 6 1 - 4 6 - 1 3 2 4
所在の場所	所在地に同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
29-1	高圧トランス	75KVA	三菱電機	SF-T	S57 (1982)	不燃性油			1台	不明	低濃度	屋外キュービクル内で使用

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
						-							

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	いしかわ子ども交流センター小松館		
所在事業場の所在地	石川県小松市符津町念佛3-1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	館長 中川 賢司	電話番号	0761-43-1075
所在の場所	事業場の所在地に同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年 6 月 6 日

石川県知事

殿



届出者

〒923-0945
住 所 石川県小松市末広町72番地氏 名 公益財団法人小松市まちづくり市民財団
理事長 越 田 幸 宏

電話番号 0761-24-3073

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設				
保管事業場の所在地	石川県小松市尾小屋町レ41番地				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	北出 慎一			電話番号	0761-67-1426
保管の場所	保管事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処理業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等		台数又は 容器の 数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の 別	漏れ等 のおそれ		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 29-1	変圧器（トランス）	75 KVA	三菱電機	RA-T	S48 (1973)	その他	1 台	530.0 kg	低濃度			R6. 8. 1	日重環境（株）	R6. 12. 18	
② 29-2	柱上変圧器（柱上トランス）	30 KVA	北陸電機製造	QKA	S55 (1980)	その他	1 台	190.0 kg	低濃度			R6. 8. 1	日重環境（株）	R6. 12. 18	
③ 29-3	柱上変圧器（柱上トランス）	30 KVA	北陸電機製造	QKA	S55 (1980)	その他	1 台	190.0 kg	低濃度			R6. 8. 1	日重環境（株）	R6. 12. 18	
④	柱上変圧器（柱上トランス）	30 KVA	愛知電機工作所		S59 (1984)	その他	1 台	164.0 kg	低濃度			R6. 8. 1	日重環境（株）	R6. 12. 18	
⑤	柱上変圧器（柱上トランス）	30 KVA	愛知電機工作所		S59 (1984)	その他	1 台	164.0 kg	低濃度			R6. 8. 1	日重環境（株）	R6. 12. 18	
⑥	変圧器油（トランス油）						1 缶		低濃度			R6. 8. 1	日重環境（株）	R6. 12. 18	

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

①

交付年月日	2024 年 12 月 18 日	交付番号	80045931696	整理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称 小松市 宮崎 晴幸			排出事業場	名称 大倉原高松第一工場		
	住所 〒923-8650 電話番号 0761-23-4111 石川県小松市小島田町1-11				所在地 〒923-0172 電話番号 石川県小松市尾花町1-11		
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)		☐ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	1,238 kg	有 形	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	産業廃棄物の名称		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	既燃焼済汚泥		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等	処分方法	
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	PCB	焼 却	
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	☐ 再生用 容器・包装物 (500g)		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	☐ 再生用 容器・包装物 (1kg)		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等		☐ 処分用 100kg・100kg		
	☐ 1000 動植物性残さ	☐ 特定産業廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥				
	☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)				
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 本帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 日興環境株式会社 本城事業所			運搬先の事業場 (処分事業場)	名称 日興環境株式会社		
	住所 〒576-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々1-6-8番地				所在地 〒576-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々2-1-8番地外7第		
処分受託者	氏名又は名称 日興環境株式会社 本城事業所			積替又は保管	名称		
	住所 〒576-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々1-6-8番地				所在地 〒 電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 日興環境株式会社 本城事業所 (運搬担当者の氏名)			受領欄	運搬 終了年月日	2024. 12. 18	数量(及び単位) 有価物拾集量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 日興環境株式会社 本城事業所 (処分担当者の氏名) 中村 繁之			受領欄	処分 終了年月日	2024. 12. 18	最終処分 終了年月日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) 茨城県いわき市四倉町字芳ノ沢1番75 14.メルテックいわき株式会社 TEL 0246-84-9507 発行元: 全国オイルリサイクル協同組合						

中間処理業者/最終処分業者/排出事業者/中間処理業者

照合確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

2

交付年月日	2024年12月18日	交付番号	80045931700	整理番号		交付担当者	氏名	
排出事業者	氏名又は名称 小松市 西郷 時幸			排出事業場	名称 大森橋高厚スチール			
	住所 〒923-8809 電話番号 0761-22-4111 石川県小松市小馬出町91番地				所在地 〒923-8172 電話番号 石川県小松市尾小松町1-41			
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿		
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	57kg	有 容		
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)				
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称 腐食性PCB等			
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等 PCB			
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	処分方法 焼却			
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)				
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)				
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考・通信欄			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等		☐ 再生用			
	☐ 1000 動植物性残さ	☐ 特定産業廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥		☒ 処分用			
	☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)					
	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
	中間処理産業廃棄物	☒ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
	最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 日置環境株式会社 赤城事業所			運搬先の事業場	名称 日置環境株式会社			
	住所 〒376-0101 電話番号 0277-73-0104 群馬県みどり市大間々町大間々1-6-8 緑地				所在地 〒376-0101 電話番号 0277-73-0104 群馬県みどり市大間々町大間々2-1-8 第4外7号			
処分受託者	氏名又は名称 日置環境株式会社 赤城事業所			積又は保管	名称			
	住所 〒376-0101 電話番号 0277-73-0104 群馬県みどり市大間々町大間々1-6-8 緑地				所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 日置環境株式会社 赤城事業所 (運搬担当者の氏名)			受領欄	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量 数量(及び単位)	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 日置環境株式会社 赤城事業所 (処分担当者の氏名) 中村 賢二			受領欄	処分終了年月日	2024.12.18	最終処分 2025.1.22	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所については委託契約書記載の番号) 福島県いわき市四倉町字芳ノ沢1番15 14.メルテックいわき株式会社 TEL 0246-84-8507							
(直行用)	発行元: 全国オイルリサイクル協同組合							
照合確認	年 月 日							

中間処理業者/最終処分業者/排出事業者/中間処理業者

令和7年4月10日

第 資 号
令和 - 7.4.10 受付
石川県資源循環推進課

届出者 住 所 石川県小松市小馬出町91番地
氏 名 小松市長 宮橋 勝栄 (公印省略)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立松東みどり学園		
保管事業場の所在地	石川県小松市江指町丙 3 0		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-41-1070
保管の場所	石川県小松市江指町丙 3 0		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 23-008	その他の電気 機械器具（開 閉器）	100 MV A	その他（大垣 電機製作所）	ODS-6	S41 (1966)		1 台	73 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 2.3mg/kg
② 23-009	変圧器 （トラン ス）	30 KVA	東京芝浦電 気㈱	PTL6-6D P30K11	S42.2 (1967)		1 台	268 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 3.8mg/kg
③ 23-010	変圧器 （トラン ス）	50 KVA	東京芝浦電 気㈱	PS6-6DP 50K11	S42.4 (1967)		1 台	265 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 1.3mg/kg

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	2024年12月11日	交付番号	80045931604	整理番号		交付担当者	氏名	
排出事業者	氏名又は名称 株式会社 14メルテックいわき			排出事業場	名称 株式会社 14メルテックいわき			
	住所 〒317-0001 福島県いわき市南町1-1-1 電話番号 0246-84-9507				所在地 〒317-0001 福島県いわき市南町1-1-1 電話番号 0246-84-9507			
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)			☐ 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位)	荷姿
	☐ 0100 燃えがら			☐ 7000 引火性廃油				
	☐ 0200 汚泥			☐ 7424 燃えがら(有害)				
	☐ 0300 廃油			☐ 7425 廃油(有害)			産業廃棄物の名称	
	☐ 0400 廃酸			☐ 7426 汚泥(有害)			数量(及び単位)	
	☐ 0500 廃アルカリ			☐ 7427 廃酸(有害)			有害物質等	処分方法
	☐ 0600 系プラスチック類			☐ 7428 廃アルカリ(有害)				
	☐ 0700 紙くず			☐ 7429 ばいじん(有害)				
	☐ 0800 繊維くず			☐ 7430 金属屑(有害)				
	☐ 0900 木くず			☐ 7440 廃水銀等			備考・通信欄	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
	☐ 録簿記載のとおり							
最終処分場所	名称/所在地/電話番号							
	☐ 委託契約書記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社 14メルテックいわき			運搬先の事業場 (処分事業場)	名称 株式会社 14メルテックいわき			
	住所 〒317-0001 福島県いわき市南町1-1-1 電話番号 0246-84-9507				所在地 〒317-0001 福島県いわき市南町1-1-1 電話番号 0246-84-9507			
処分受託者	氏名又は名称 株式会社 14メルテックいわき			積又は保管 替え	名称 株式会社 14メルテックいわき			
	住所 〒317-0001 福島県いわき市南町1-1-1 電話番号 0246-84-9507				所在地 〒317-0001 福島県いわき市南町1-1-1 電話番号 0246-84-9507			
発出の受託	(委託者の氏名又は名称) 株式会社 14メルテックいわき			受領者	運搬 終了年月日	数量(及び単位)		
受託の受託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社 14メルテックいわき			受領者	処分 終了年月日	数量(及び単位)		
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場前) 株式会社 14メルテックいわき TEL 0246-84-9507							
(直行用)	発行元: 全国オイルリサイクル協同組合							

中間処理業者・最終処分業者・排出事業者・中間処理業者

照合確認

年 月 日
年 月 日
年 月 日

殿



石川県小松市長谷町ヨ255番地-1

届出者住

氏名 代表取締役

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0761-46-1745

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	又繊維工業株式会社		
保管事業場の所在地	石川県小松市長谷町3255番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-46-1745
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）
の廃止に基づき、令和

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2025 年 4 月 21 日

石川県知事

殿



届出者 住所 石川県小松市吉竹町る3番地
氏名 株式会社 高田鉄工建設
代表取締役 高田政弘
電話番号 0761-24-3278

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社高田鉄工建設		
所在事業場の所在地	石川県小松市吉竹町る3番地		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 高田政弘	電話番号	0761-24-3278
所在の場所	石川県小松市吉竹町る3番地		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 30-001	変圧器(トランス)	30 KVA	三菱電機 (本位)	SF形1種	1983年				1台	146.0 Kg	低濃度	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）、

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年8月27日

石川県知事

殿



届出者 住所 小松市浜佐美本町1番地
氏名 西田加工糸 西田直美
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-22-8160

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	西田加工糸		
保管事業場の所在地	小松市浜佐美本町1番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	西田直美	電話番号	0761-22-8160
保管の場所	キュービクル内		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	開い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
② 1-002	変圧器	10 KVA	松下電器	SNF-N00	S51 (1976)			1	個	不明	容器なし	有	分別・混在の別	無し		交換済み
③ 1-003	変圧器	50 KVA	松下電器	SNF-P00	S15.7 (1978)			1	個	不明	容器なし	有	分別・混在の別	無し		交換済み

※使用中
(9/3 西田直美様へ
TELで確認済み)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項	
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
④	1-004	変圧器	50KVA	松下	SNF-P00	1970	40243585			1台	不明	不明	※濃度分析中
⑤	1-005	変圧器	50KVA	松下	SNF-P00	1970	40243584			1台	不明	不明	※濃度分析中

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

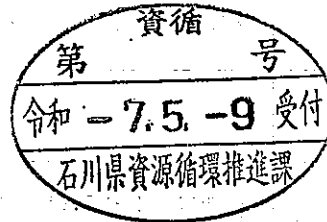
- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7年 5月 7日

石川県知事

殿



届出者

〒923-0983

住 所 小松市日末町ム147

氏 名 北野合織株式会社 代表取締役 苗代幸雄

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0761-44-5114

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北野合織株式会社				
保管事業場の所在地	小松市日末町ム147				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	苗代幸雄			電話番号	0761-44-5114
保管の場所	同上（受電キュービクル）				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 1-001	変圧器 (トランス)						2個		低濃度			2024/9/30	群桐エコロ (株)	2024/11/2	下記の調 査残油
② 1-002	変圧器 (トランス)	10kVA	東芝電気	PT6-K3	1975	75021234	1台	88kg	低濃度			2024/9/30	群桐エコロ (株)	2024/11/2	0.58mg/kg
③ 1-003	変圧器 (トランス)	50kVA	東芝電気	PT6-K5	1979	79001992	1台	380kg	低濃度			2024/9/30	群桐エコロ (株)	2024/11/2	20mg/kg

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数＝」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

2025年 7月 2日(水) 13:48 P001/001
Fax:0761-44-2620
北野合機株式会社

産業廃棄物管理票 (事業系マニフェスト) E票 (直行用)

交付年月日	2024年10月24日	交付番号	74065148054	整理番号		交付担当者氏名	吉田 孝行	
事業者	氏名又は名称 北野合機株式会社			名称 北野合機株式会社				
	住所 〒 923-0983 電話番号 0761-44-5114 石川県小松市日末町ム147			所在地 〒 923-0983 電話番号 0761-44-5114 石川県小松市日末町ム147				
産業廃棄物	☐ 種類(普通産業廃棄物)			☒ 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位)	荷姿
	☐ 0100 燃やがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 炭やがら(有害)	466 kg		バケツ	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 プラスチック類	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	産業廃棄物の名称			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 紙くず	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	低濃度PCB汚染物(トランス)			
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がいねん類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等			
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	PCB			
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	処分方法			
	☐ 0700 木くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通信欄			
	☐ 0800 紙くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	☐ 水銀使用製品産業廃棄物			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等		☐ 水銀含有ばいじん等			
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥		☐ 石綿含有産業廃棄物				
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 紙くず(有害)		☐ 特定産業廃棄物				
中間処理業者	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
最終処分場所	☐ 横断記載の通り							
	☒ 当欄記載の通り							
運搬委託者	氏名又は名称 群桐エコー株式会社			名称 群桐エコー株式会社				
	住所 〒 243-0501 電話番号 46-204-2301 神奈川県厚木市上牧1260-1			所在地 〒 370-0351 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町600番28、27				
処分受託者	氏名又は名称 群桐エコー株式会社			名称				
	住所 〒 370-0351 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町600番28			所在地 〒 電話番号				
受託者の氏名又は名称	(受託者の氏名又は名称) 株式会社エスアール			(受託者)				
	(運搬担当者の氏名) 式フ 群桐エコー株式会社			数量(及び単位)				
処分担当者の氏名	(受託者の氏名又は名称) 群桐エコー株式会社			(処分担当者の氏名)				
	(処分担当者の氏名) 群桐エコー株式会社			2024年10月5日				
最終処分場所	名称/所在地/電話番号			2024年11月1日				
	群馬県太田市新田大町600番28 群桐エコー株式会社 TEL (0276)55-0500			2024年11月2日				

中間処理業者/最終処分業者/運搬委託者/処分受託者



照合確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

産業廃棄物管理票 (事業系マニフェスト) E票 (国行用)

交付年月日	2024 年 10 月 24 日	交付番号	74065148043	受領番号		交付担当者氏名	中野 正人
氏名又は名称	北野合機株式会社			名称	北野合機株式会社		
住所	〒 923-0993 石川県小松市日末町ム147			所在地	〒 923-0993 石川県小松市日末町ム147		
☐ 種類 (普通の産業廃棄物)				☒ 種類 (特別管理産業廃棄物)			
☒ 0100 燃えがら				☐ 7000 引火性廃油			
☐ 0200 汚泥				☐ 7010 引火性廃油(有害)			
☐ 0300 廃油				☐ 7100 強酸			
☐ 0400 廃酸				☐ 7110 強酸(有害)			
☐ 0500 廃アルカリ				☐ 7200 強アルカリ			
☐ 0600 廃プラスチック類				☐ 7210 強アルカリ(有害)			
☐ 0700 紙くず				☐ 7300 感染性廃棄物			
☐ 0800 木くず				☒ 7410 PCB等			
☐ 0900 繊維くず				☐ 7421 廃石棉等			
☐ 1000 動植物性残さ				☐ 7422 指定下水汚泥			
☐ 1100 ゴムくず				☐ 7423 鉱さい(有害)			
☐ 1200 金属くず				☐ 7424 鉱さい(有害)			
☐ 1300 金属くず(有害)				☐ 7425 廃油(有害)			
☐ 1400 鉱さい				☐ 7426 汚泥(有害)			
☐ 1500 がれき類				☐ 7427 廃酸(有害)			
☐ 1600 家畜のふん尿				☐ 7428 廃アルカリ(有害)			
☐ 1700 家畜の死体				☐ 7429 ばいじん(有害)			
☐ 1800 ばいじん				☐ 7430 13号廃棄物(有害)			
☐ 1900 13号廃棄物				☐ 7440 廃水銀等			
☐ 4000 動物系固形不要物							
☐ 7421 廃石棉等							
☐ 7422 指定下水汚泥							
☐ 7423 鉱さい(有害)							
数量(及び単位)				1 kg			
産業廃棄物の名称				低濃度PCB汚染物(サリール)			
有害物質等				PCB			
処分方法				焼却			
備考・通信欄				☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物			
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				000032			
☐ 帳簿記載のとおり ☒ 当欄記載のとおり							
名称/所在地/電話番号				000032			
☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
氏名又は名称	北野合機株式会社			名称	群桐エコロ株式会社		
住所	〒 243-0801 神奈川県厚木市上牧知1280-1			所在地	〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26、27		
氏名又は名称	群桐エコロ株式会社			名称			
住所	〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26			所在地			
(受託者の氏名又は名称株式会社エスアール)	(受領者)			(受領者)			
(運搬担当者の氏名)	中野 正人			2024 年 10 月 24 日			
(受託者の氏名又は名称群桐エコロ株式会社)	(受領者)			(受領者)			
(処分担当者の氏名)	中野 正人			2024 年 11 月 1 日			
名称/所在地/電話番号				2024 年 11 月 2 日			
群馬県太田市新田大町600番26							
群桐エコロ株式会社							
TEL (0276) 55-0500							
発行元 株式会社ラズワンコミュニケーションズ							

中間処理業者名/最終処分業者名/排出事業者/中間処理業者名

照合確認	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 8 月 25 日

石川県知事

殿



届出者

住所 小松市矢崎町乙-1番地

氏名 都崎商事株式会社 代表取締役 前田晴樹
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0761-44-5111

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	百万石リゾートレーン		
保管事業場の所在地	小松市矢崎町乙-1番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 前田晴樹	電話番号	0761-44-5111
保管の場所	電気室		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
1-001	変圧器 (トランス)				1972年			1 個		低濃度	容器なし	有り	分別	無し		4.0mg/kg
1-002	変圧器 (トランス)	150 KVA	東京芝浦電気(株)		1972年	72046794		1 個		低濃度	容器なし	有り	分別	無し		4.2mg/kg
1-003	コンデンサー (3kg以上)	50 KVA	東京芝浦電気(株)	OCTR-A6CR	1973年	73500779		1 個		不明	容器なし	有り	分別	無し		
1-004	開閉器		弾電機製作所	DAT-10	1973年	78024959		1 個	74kg	不明	容器なし	有り	分別	無し		

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	百万石リゾートレーン			
所在事業場の所在地	小松市矢崎町乙-1番地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	前田晴樹	電話番号	0761-44-5111	
所在の場所	電気室			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		
1-00#5	変圧器 (トランス)	100 KVA	東京芝浦 電気(株)	HCR-L5	1973年	72042253			1 個		低濃度	0.57mg/kg
1-00#6	変圧器 (トランス)	100 KVA	東京芝浦 電気(株)	HCR-L5	1973年	72046169			1 個		低濃度	0.84mg/kg
1-00#7	コンデンサー (3kg以上)	100 KVA	東京芝浦 電気(株)	ORTR-A6CR	1972年	72512150			1 個		不明	
1-00#8	遮断機		中立電機	PBK-615	1972年	124678			1 個		不明	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

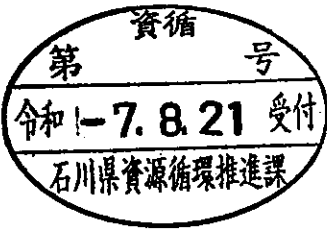
(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2025 年 8 月 19 日

石川県知事 殿



届出者
住 所
氏 名
電話番号

石川県小松市工業団地1丁目37番地3
株式会社ネツレン小松
代表取締役 中津 仁

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社ネツレン小松			
保管事業場の所在地	石川県小松市工業団地1丁目37番地3			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役社長	中津 仁	電話番号	0761-23-2466
保管の場所	屋内			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
② 元-002	変圧器 (トランス)	300 kVA	北陸電機製造	—	昭和54年9月 (1979)	420 L	令和7年度内	1 台	1340 kg	低濃度	なし	なし	分別	なし	調整中	32mg/kg
③ 元-003	変圧器 (トランス)	15 kVA	北陸電機製造	HT523572	昭和54年6月 (1979)	49 L	令和7年度内	1 台	190 kg	低濃度	なし	なし	分別	なし	調整中	52mg/kg

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
② 元-002	変圧器 (トランス)	300 kVA	北陸電機製造	—	昭和54年9月 (1979)	420 L	1 台	1340 kg	低濃度	令和7年3月	機器更新したため	32mg/kg
③ 元-003	変圧器 (トランス)	15 kVA	北陸電機製造	HT523572	昭和54年6月 (1979)	49 L	1 台	190 kg	低濃度	令和7年3月	機器更新したため	52mg/kg

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称				
所在事業場の所在地				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名			電話番号	
所在の場所				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年 6月 30日

石川県知事

殿



届出者 住所 石川県小松市栗津町ワ46番甲地
氏名 株式会社 善吾楼 代表取締役 法師 善五郎
電話番号 0761-65-1111

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社 善吾楼 法師旅館			
保管事業場の所在地	石川県小松市栗津町ワ46番甲地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	執行役員 阪 覚		電話番号	0761-65-1111
保管の場所	事業場の所在地に同じ			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 02-001	変圧器（トランス）	75 KVA	松下電器	SNF-L00	S50 (1975)			1 台	395.0 kg	低濃度						第2電気室 1.6mg/kg
② 02-002	変圧器（トランス）	50 KVA	松下電器	TCH-STSVF	S48 (1973)			1 台	385.0 kg	低濃度						第2電気室 0.64mg/kg
③ 02-003	その他電気機械器具	200 VA	大垣電機	OE-104	S50 (1975)			1 台	80.0 kg	低濃度						第2電気室 0.69mg/kg

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

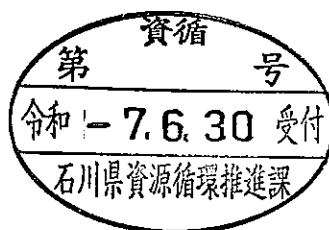
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7年 6月5日

石川県知事

殿



届出者 〒918-8112
住 所 福井市下馬3-301 ✓
氏 名 アクティライフ株式会社 ✓
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0776-32-7100 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	ちやくちやくちやく小松店 ✓		
保管事業場の所在地	小松市福乃宮町1-13-1 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	伊川 貴大 ✓	電話番号	080-1952-1166 ✓
保管の場所	店舗内 ✓		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
③ 2-007	SC:蓄電器	20	三菱電機	KL-6	1986			1	14	低濃度	なし	有		なし		
② 2-001	TR:変圧器	30	三菱電機	SF型1種	1986			1	130	低濃度	なし	有		なし		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

2025 年 6 月 25 日

殿



電話番号

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	ブレクスプロダクツ株式会社		
保管事業場の所在地	石川県小松市里川町ナ23番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	総務経理課	西尾 務	電話番号 0761-47-3600
保管の場所	石川県小松市里川町ナ23番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2025年5月13日

石川県知事

殿



届出者

住所氏名

石川県小松市島田町リ146番地5

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

0761-22-3705

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	吉田商店		
保管事業場の所在地	石川県小松市島田町リ146番地5		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-22-3705
保管の場所	石川県小松市島田町又2番地1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	固い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
②	遮断器	200A	三菱電機	6PB-2-MC	1968			1	68kg	低濃度	なし	有	分別	なし		※0.57mg/kg

（日本産業規格 A列4番）

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

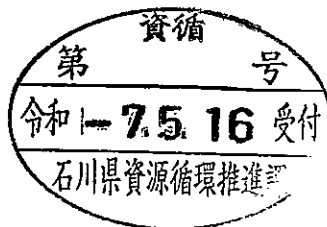
（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2025年5月13日

石川県知事

殿



届出者

住所氏名

石川県小松市島田町リ146番地5

吉田 耶司

電話番号

0761-22-3705

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	吉田商店		
保管事業場の所在地	石川県小松市島田町リ146番地5		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-22-3095
保管の場所	石川県小松市島田町又2番1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

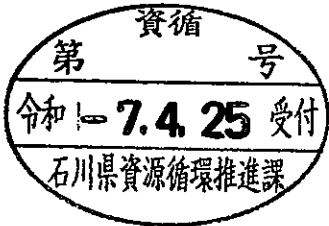
番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
①	開閉器	200A	日新電機	EPS-21	1964			1	128kg	低濃度	なし	有	分別	なし		※32mg/kg

（日本産業規格 A列4番）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年4月24日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 〒923-0904
住 所 石川県小松市小馬出町9番地
氏 名 小松市長 宮橋 勝栄
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-46-1812 (大杉みどりの里)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	里山自然学校 大杉みどりの里				
保管事業場の所在地	小松市大杉町イ98番地				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名				電話番号	0761-46-1812
保管の場所	小松市大杉町イ98番地				

① 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者と の調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当 り重量×台 数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の 別	漏れ等 のおそれ		
	該当無し。															

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
	該当無し。											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					
	該当無し。												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物（令和6年度）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事 項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
①	高圧進相コンデンサ	30kVA	東芝	BRTR-A6J2R	S57.8		1台	14kg	低濃度			R6.8.1	日重環境株式会社	R6.12.18	保管容器含む
②	検査使用品等一式						1式	0.02kg	低濃度			同上	同上	同上	漏れ液検査

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

以下、該当無し。

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）B2票

交付年月日	2024 年 12 月 10 日	交付番号	80045931711	整理番号		交付担当者	氏名 細川 喜宏
排出事業者	氏名又は名称 小松市長 宮橋 勝栄			排出事業場	名称 大杉みどりの里		
	住所 〒923-8650 電話番号 0761-22-4111 石川県小松市小島出町91番地				所在地 〒923-0186 電話番号 石川県小松市大杉町イ98		
産業廃棄物	☐ 種類（産業廃棄物）		☒ 種類（特別管理産業廃棄物）		数量（及び単位）	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら（有害）	14 k g	有 姿	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油（有害）	☐ 7425 廃油（有害）			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鉱さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥（有害）	産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸（有害）	☐ 7427 廃酸（有害）	有害物質等	処分方法	
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ（有害）	P C B	焼 却	
	☐ 0600 高プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ（有害）	☐ 7429 ばいじん（有害）			
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物（有害）	備考・通信欄		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	☐ 再生用 高圧遮断コンデンサ・・・1台（14kg） ☒ 処分用		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等				
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 特定産業廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鉱さい（有害）					
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ☐ 標榜記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称／所在地／電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社 赤城事業所			運搬先 （処分事業場）	名称 日重環境株式会社		
	住所 〒376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県 みどり市大間々町大間々1668番地				所在地 〒376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市 大間々町大間々2188番4外7第		
処分受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社 赤城事業所			積 替 又 は 保 管	名称 *****		
	住所 〒376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県 みどり市大間々町大間々1668番地				所在地 〒 電話番号 *****		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 日重環境株式会社 赤城事業所 (運搬担当者の氏名) 後藤 隆之			受領欄	運 搬 終了年月日	2024 年 12 月 10 日	数量（及び単位）
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 日重環境株式会社 赤城事業所 (処分担当者の氏名) 中村 賢之			受領欄	処 分 終了年月日	年 月 日	最終処分 終了年月日
最終処分を 行った場所	名称／所在地／電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 905						
照 合 確 認							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							

(直行用)

発行元：全国オイルリサイクル協同組合

運搬業者→排出事業者

産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票

交付年月日	2024年12月16日	交付番号	80045931711	整理番号		交付担当者	氏名	三浦 一
排出事業者	氏名又は名称 小松市役所 資源課 勝保			排出事業場	名称 みどり市役所			
	住所 〒925-8659 電話番号 0761-22-4111 石川県小松市小松出町91番地				所在地 〒923-0196 電話番号 石川県小松市みどり市役所			
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)		☐ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿		
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	14kg	有		
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	有害物質等			
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	PCB			
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	処分方法			
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	格 印			
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通信欄			
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	☐ 再生利用 ☒ 処分用			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不燃物	☐ 7421 廃石綿等					
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 特定産業廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥						
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)						
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☒ 当欄記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称 日産環境株式会社 赤城事業所			運搬先の事業場 (処分事業場)	名称 日産環境株式会社			
	住所 〒976-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々16番8番地				所在地 〒976-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々218番4外7番			
処分受託者	氏名又は名称 日産環境株式会社 赤城事業所			積替又は保管	名称 日産環境株式会社			
	住所 〒976-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々16番8番地				所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 日産環境株式会社 赤城事業所 (運搬担当者の氏名)			受領欄	運搬終了年月日	2024年12月18日	有価物拾集量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 日産環境株式会社 赤城事業所 (処分担当者の氏名) 中村 賢二			受領欄	処分終了年月日	2024.12.18	最終処分終了年月日	年月日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)							
(直行用)	照合確認 年月日 年月日 年月日							

処分業者→排出事業者

発行元：全国オイルリサイクル協同組合

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	2024年12月11日	交付番号	80045931711	整理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称 小松市役 商 務 局			排出事業場	名称 大松みどりビル		
	住所 〒923-0186 電話番号 075-0186-4111 石川県小松市大松町91番地				所在地 〒923-0186 電話番号 石川県小松市大松町91番地		
産業廃棄物	☐ 種類(産業廃棄物)		☐ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称 燃えがら	有害物質等 FIR	
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	処分方法 焼却		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)			
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄 ☐ 再生用 ☒ 処分用		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)			
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通信欄 ☐ 再生用 ☒ 処分用		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不燃物	☐ 7421 廃石綿等				
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 特定産業廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい(有害)					
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☒ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 日東環境株式会社 赤坂事業所			運搬先の事業場	名称 日東環境株式会社		
	住所 〒926-0104 電話番号 075-73-0194 静岡県 浜松市 大宮町 大宮町 1-1-1 番地				所在地 〒926-0104 電話番号 075-73-0194 静岡県 浜松市 大宮町 大宮町 1-1-1 番地		
処分受託者	氏名又は名称 日東環境株式会社 赤坂事業所			積替又は保管	名称 日東環境株式会社		
	住所 〒926-0104 電話番号 075-73-0194 静岡県 浜松市 大宮町 大宮町 1-1-1 番地				所在地 〒 電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 日東環境株式会社 赤坂事業所 (運搬担当者の氏名)			受領欄	運搬終了年月日	有価物拾得量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 日東環境株式会社 赤坂事業所 (処分担当者の氏名) 中村 泰之			受領欄	処分終了年月日	最終処分終了年月日	数量(及び単位)
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場面にあっては委託契約書記載の番号) 静岡県 いわき市 西谷町 字 芳ノ沢 1番75 14.メルテックいわき株式会社 TEL 0246-84-9507						
(直行用)	発行元：全国オイルリサイクル協同組合						
照合確認	年 月 日 年 月 日 年 月 日						

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

R6 年 8 月 21 日

殿



届出者 所 〒923-0861 石川県小松市沖町ナ30
氏名 有限会社 マルフジ 代表取締役 越栄 純平
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-22-7866

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社 マルフジ		
保管事業場の所在地	石川県小松市沖町ナ30		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 越栄 純平	電話番号	080-1952-0900
保管の場所	野外 プレハブ倉庫		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

令和7年4月10日

第 資 号
令和 7.4.10 交付
石川県資源循環推進課

住所 石川県小松市小馬出町91番地
氏名 小松市長 宮橋 勝榮 (公印省略)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立犬丸小学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市犬丸町甲 6 1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-22-9647
保管の場所	石川県小松市犬丸町甲 6 1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 3-003	✓ コンデンサ ー (3kg以 上)	✓ 50 KVA	✓ 東京芝浦 電気㈱	✓ BRTR- A6J2R	✓ S57.2 (1982)		1 台	18 kg	✓ 低濃 度			✓ R6.8.1	✓ 日重環境(株) 赤城事業所	✓ R7.1.22	✓ PCB濃度 1.3mg/kg

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	2025年 1月 1日	交付番号	80045931663	処理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称 株式会社 14メルテック			排出事業場	名称 株式会社 14メルテック		
	住所 〒316-0101 茨城県水戸市南大宮町1-1 TEL 0246-84-9507				所在地 〒316-0101 茨城県水戸市南大宮町1-1 TEL 0246-84-9507		
産業廃棄物	種類(産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 金属加工液(付) ☐ 7010 引火性廃油(清浄) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 酸い ☐ 7100 硫酸 ☐ 7426 汚泥(有害) 産業廃棄物の名称 ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) 資源物等 ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 有害のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) 有害物質等 ☐ 0509 炭プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 弱アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(清浄) 処分方法 ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 15号感染性汚泥 ☐ 7430 15号感染性汚泥 ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 備考・通情報 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物 ☐ 7421 廃石綿等 ☐ ☐ 再生用 ☐ 1000 粉植物性残さ ☐ 特定産業廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ ☐ 処分用 ☐ 1100 ゴムくず ☐ ☐ 7423 酸い(有害) ☐		18kg		袋		
中間処理業者	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当票記載のとおり						
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当票記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社 14メルテック			運搬先の事業場	名称 株式会社 14メルテック		
	住所 〒316-0101 茨城県水戸市南大宮町1-1 TEL 0246-84-9507				所在地 〒316-0101 茨城県水戸市南大宮町1-1 TEL 0246-84-9507		
処分受託者	氏名又は名称 株式会社 14メルテック			譲り又は保管	名称 株式会社 14メルテック		
	住所 〒316-0101 茨城県水戸市南大宮町1-1 TEL 0246-84-9507				所在地 〒 電話番号		
管理票の受託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社 14メルテック			受領期	運搬終了年月日	有価物数量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 株式会社 14メルテック			受領期	処分終了年月日	最終処分年月日	数量(及び単位)
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) 茨城県いわき市田舎町字芳ノ沢1番75 14メルテック株式会社 TEL 0246-84-9507						
(画行用)	発行元：全国オイルリサイクル協同組合						

中間処理業者・最終処分業者・排出事業者・中間処理業者

照会確認	年 月 日
照会確認	年 月 日
照会確認	年 月 日

(第1面)

令和7年4月10日

第 資 號
和 2410 受信
石川縣資源循環推進課

住所 石川県小松市小馬出町9/1番地
氏名 小松市長 宮橋 勝榮 (公印省略)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8121

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立串小学校		
保管事業場の所在地	石川県小松市串町乙 1 - 1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	0761-44-2031
保管の場所	石川県小松市串町乙 1 - 1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 3-005	変圧器 (トランス)	50 KVA	三菱電機 (株)	SF	S55 (1980)		1 台	235 kg	低濃 度			R6.8.1	日重環境(株) 赤城事業所	R7.1.22	PCB濃度 69mg/kg

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2024年12月11日	交付番号	80045931674	管理番号		交付担当者	氏名	山本 隆夫
排出事業者	氏名又は名称 山本建設株式会社			排出事業場	名称 山本建設株式会社			
	住所 千葉県市川市 電話番号 0476-888888				所在地 千葉県市川市 電話番号 0476-888888			
産業廃棄物	☒ 種類 (産業廃棄物)			☒ 種類 (特別管理産業廃棄物)			数量 (及び単位)	荷姿
	☐ 0100 廃缶等			☐ 7000 引火性廃油			産業廃棄物の名称 有価物等	処分方法
	☐ 0200 汚泥			☐ 7224 燃えかき (有害)				
	☐ 0300 廃油			☐ 7010 引火性廃油 (有害)				
	☐ 0400 廃酸			☐ 7100 強酸				
	☐ 0500 廃アルカリ			☐ 7227 廃酸 (有害)				
	☐ 0600 廃プラスチック類			☐ 7228 廃アルカリ (有害)				
	☐ 0700 紙くず			☐ 7420 13号廃棄物				
	☐ 0800 木くず			☒ 7410 PCB等				
	☐ 0900 繊維くず			☐ 7421 廃石綿等				
☐ 1000 廃植物性残さ			☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1100 ゴムくず			☐ 7423 ばいじん (有害)					
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称 山本建設株式会社			運搬先の事業場	名称 山本建設株式会社			
	住所 千葉県市川市 電話番号 0476-888888				所在地 千葉県市川市 電話番号 0476-888888			
処分委託者	氏名又は名称 山本建設株式会社			積又は保管替え	名称 山本建設株式会社			
	住所 千葉県市川市 電話番号 0476-888888				所在地 千葉県市川市 電話番号 0476-888888			
運搬の委託	(委託者の氏名又は名称) 山本建設株式会社 (運搬担当者の氏名) 山本 隆夫			受領印	運搬 終了年月日	有価物捨棄	数量 (及び単位)	
処分委託	(委託者の氏名又は名称) 山本建設株式会社 (処分担当者の氏名) 山本 隆夫			受領印	処分 終了年月日	最終処分 終了年月日	2025. 1. 23日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号) 福島県いわき市田舎町字芳ノ沢1番75 14.メルテックいわき株式会社 TEL 0246-84-9507							
(直行用)	発行元: 全国オイルリサイクル協同組合							

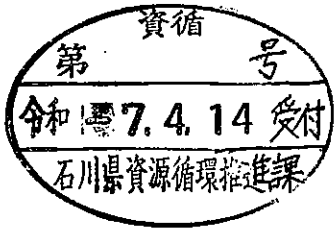
照会確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

中間処理業者・最終処分業者・排出事業者・中間処理業者

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 4 月 11 日

石川県知事 殿



届出者 住 所 〒923-0021 石川県小松市島田町へ39番地1
氏 名 有限会社 伊切 代表取締役 西木 善幸
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-21-6674

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社 伊切		
保管事業場の所在地	石川県小松市島田町へ39番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 西木 善幸	電話番号	0761-21-6674
保管の場所	有限会社伊切 倉庫 / 石川県小松市島田町庚163-1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 04-001	蛍光灯用安定器	110 W	東芝芝浦電気(株)	FRH-2-9628B	不明	不明	未定	32 台	182.4 (5.7Kg×32台)	不明	ドラム缶	囲い有、 掲示無	分別	なし	調整中	微量疑い
② 04-002	蛍光灯用安定器	225 W	東芝ライラク(株)	FRH-2-96222B	不明	不明	未定	3 台	1.5 (0.5Kg×3台)	不明	ドラム缶	囲い有、 掲示無	分別	なし	調整中	微量疑い（コンテナの方にPCB含有疑い）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年6月20日

石川県知事 様



届出者 〒923-0183 ✓
住 所 石川県小松市瀬領町丁138-1
氏 名 石川県立小松瀬領特別支援学校 校長 岡部康英 ✓
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-46-1324 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立小松瀬領特別支援学校 ✓			
保管事業場の所在地	石川県小松市瀬領町丁138-1 ✓			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	事務長 宮前絹代 ✓		電話番号	0761-46-1324 ✓
保管の場所	所在地に同じ ✓			

① 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
29-4	サンプル (高圧トランス) ✓		三菱電機 ✓	SF-T ✓	S57 ✓	不燃性油 ✓		1個	3g	低濃度 ✓	ビニール袋 (缶入り) ✓	有(缶・ビニール 内に保管) ✓	分別 ✓	なし ✓		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
	該当なし							.							

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	石川県立小松瀬領特別支援学校		
所在事業場の所在地	石川県小松市瀬領町丁 1 3 8 - 1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	事務長 宮前絹代	電話番号	0 7 6 1 - 4 6 - 1 3 2 4
所在の場所	所在地に同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
29-1	高圧トランス	75KVA	三菱電機	SF-T	S57 (1982)	不燃性油			1台	不明	低濃度	屋外キュービクル内で使用

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

石川県知事

殿



届出者 住所
氏 名
電話番号

〒923-0305 R7 年 4 月 8 日
石川県小松市菱輪町口100
株式会社 寺 田
代表取締役 寺田 英夫
TEL (0761) 44-2726
法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社寺田あわづ中央ストア		
所在事業場の所在地	石川県小松市菱輪町口100 (〒923-0305)		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 寺田 英夫	電話番号	0761-44-2726
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 6-001	変圧器 (トランス)	30 kVA	三菱電機 (株)	SFI	S41 (1966)				1 台	210.0 kg	低濃度	PCB濃度 2.5mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

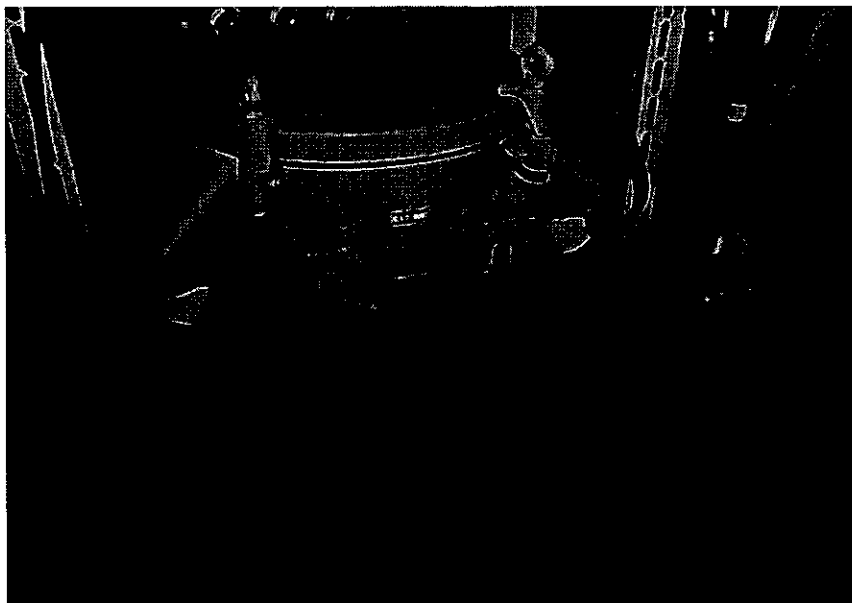
番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

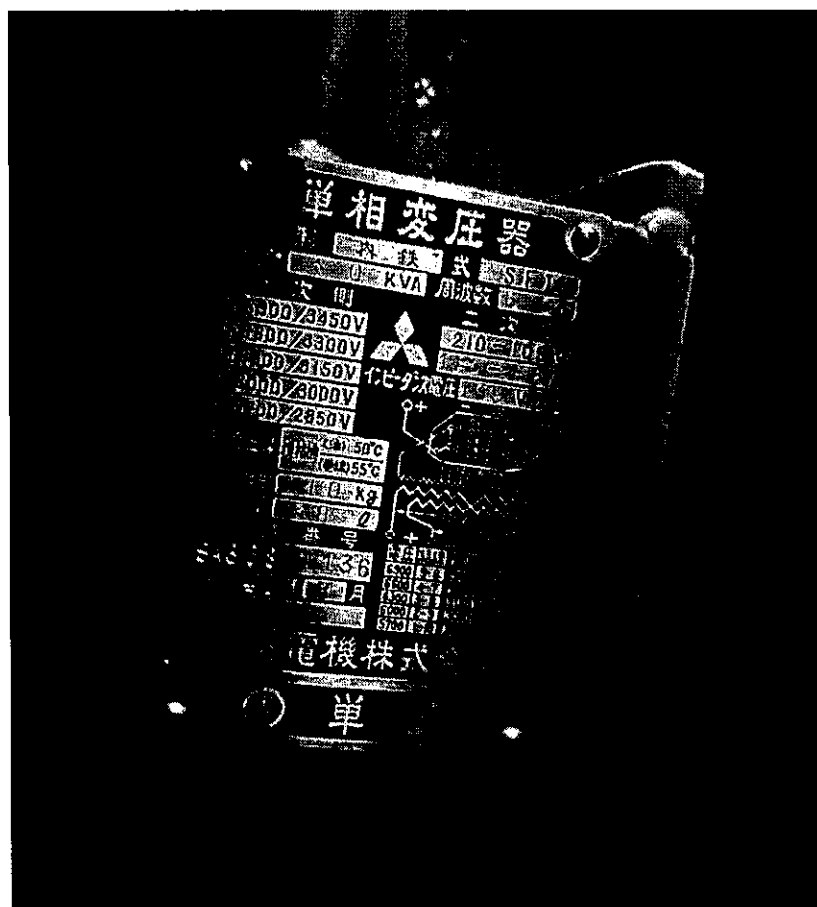
(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(3) 新たに所有しているPCB使用製品の写真

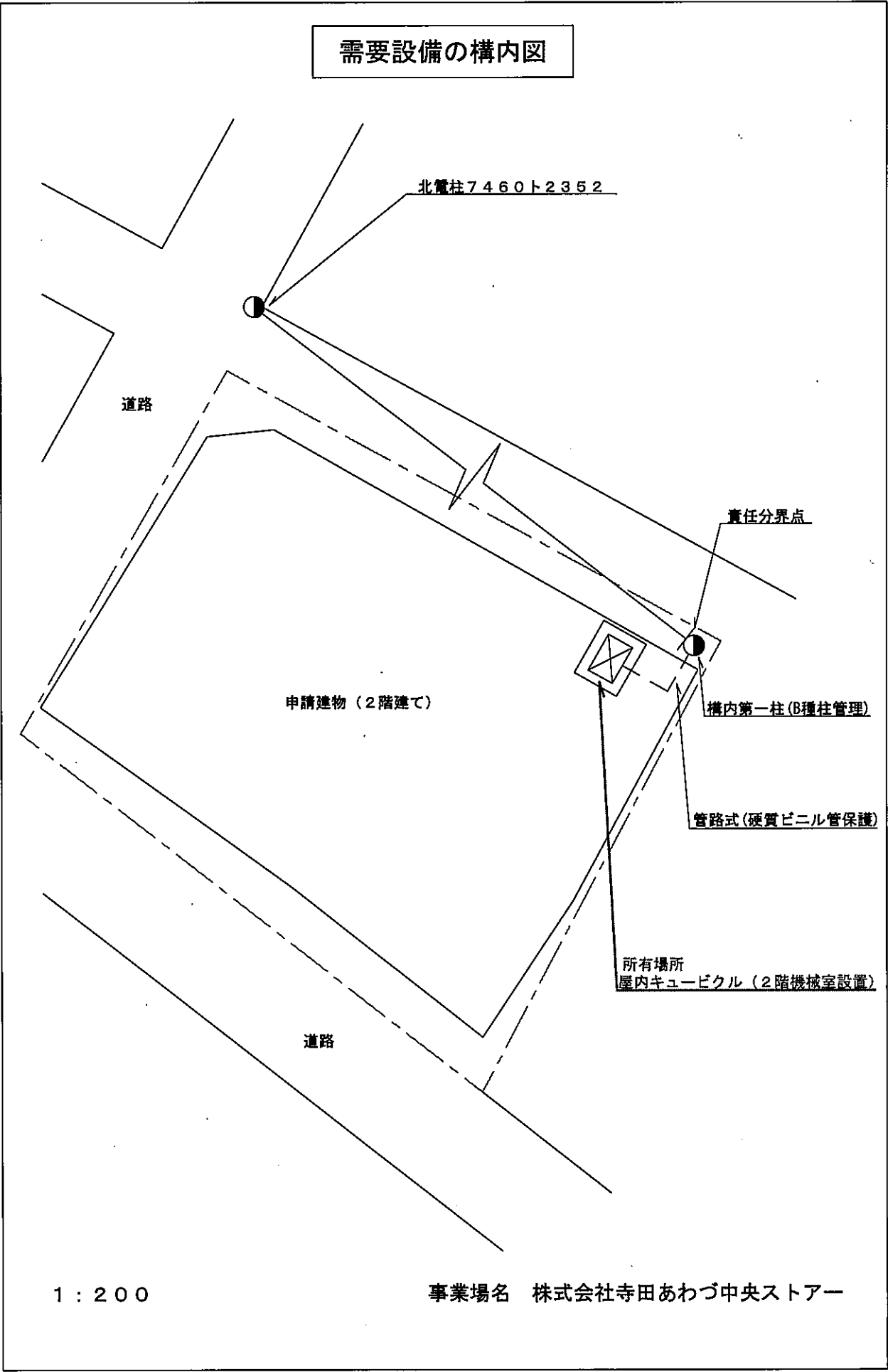


PCB使用製品(変圧器) 外観写真



PCB使用製品(変圧器) 銘板写真

所有場所の位置がわかる図面



ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 13 日

石川県知事 殿



届出者 住所 京都府京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830
氏名 代表取締役 川崎俊介 湯快リゾート株式会社
電話番号 075-354-1810

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 7 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	大江戸温泉物語わんわんリゾート 粟津
保管事業場の所在地	石川県小松市粟津町イ-35 (〒923-0326)
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	支配人 山下昌彦
電話番号	080-5318-7592
保管の場所	電気室・地下機械室

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
①	⑦-001 変圧器 (トランス)	200 KVA	三菱電機	RA-T	1985	その他	調整中	1 台	570.0 kg	低濃度	なし	囲い無、 揭示無	分別	なし	-	0.65mg/kg 保管場所①
②	⑦-002 変圧器 (トランス)	150 KVA	三菱電機	SF-T	1985	その他	調整中	1 台	405.0 kg	低濃度	なし	囲い無、 揭示無	分別	なし	-	31mg/kg 保管場所①
③	⑦-003 変圧器 (トランス)	75 KVA	三菱電機	SF-T	1986	その他	調整中	1 台	235.0 kg	低濃度	なし	囲い無、 揭示無	分別	なし	-	20mg/kg 保管場所②

④	⑦-004	変圧器 (トランス)	100 KVA	三菱電機	RA-T	1986	その他	調整中	1 台	350.0 kg	低濃度	なし	開い無、 揭示無	分別	なし	-	21mg/kg 保管場所②
⑤	⑦-005	変圧器 (トランス)	20 KVA	三菱電機	RA	1986	その他	調整中	1 台	170.0 kg	低濃度	なし	開い無、 揭示無	分別	なし	-	23mg/kg 保管場所②

(日本産業規格 A列 4 番)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等						量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
①	⑦-001 変圧器 (トランス)	200 KVA	三菱電機	RA-T	1985		1 台	570.0 kg	低濃度	不明	分析結果による	0.65mg/kg 保管場所①	
②	⑦-002 変圧器 (トランス)	150 KVA	三菱電機	SF-T	1985		1 台	405.0 kg	低濃度	不明	分析結果による	31mg/kg 保管場所①	
③	⑦-003 変圧器 (トランス)	75 KVA	三菱電機	SF-T	1986		1 台	235.0 kg	低濃度	不明	分析結果による	20mg/kg 保管場所②	
④	⑦-004 変圧器 (トランス)	100 KVA	三菱電機	RA-T	1986		1 台	350.0 kg	低濃度	不明	分析結果による	21mg/kg 保管場所②	
⑤	⑦-005 変圧器 (トランス)	20 KVA	三菱電機	RA	1986		1 台	170.0 kg	低濃度	不明	分析結果による	23mg/kg 保管場所②	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

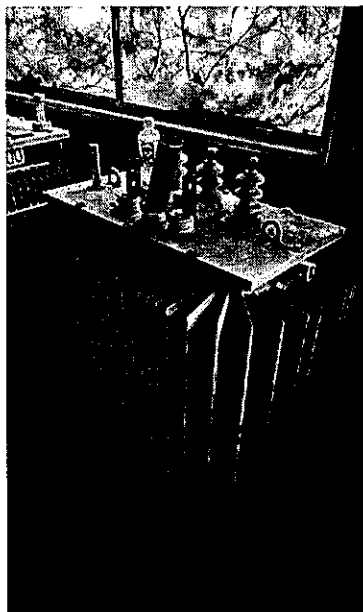
- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

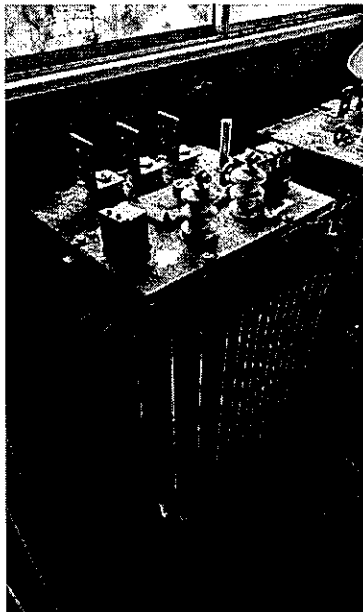
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

新たに保管することになったPCB廃棄物

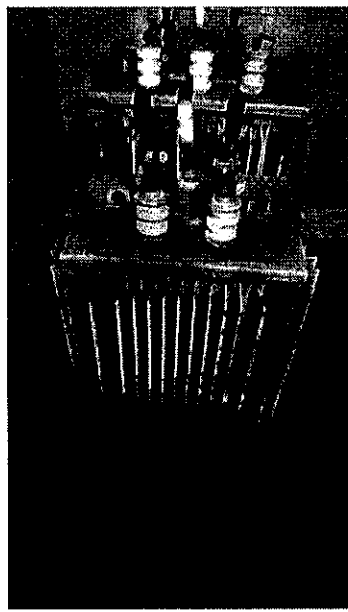
⑦-001



⑦-002



⑦-003



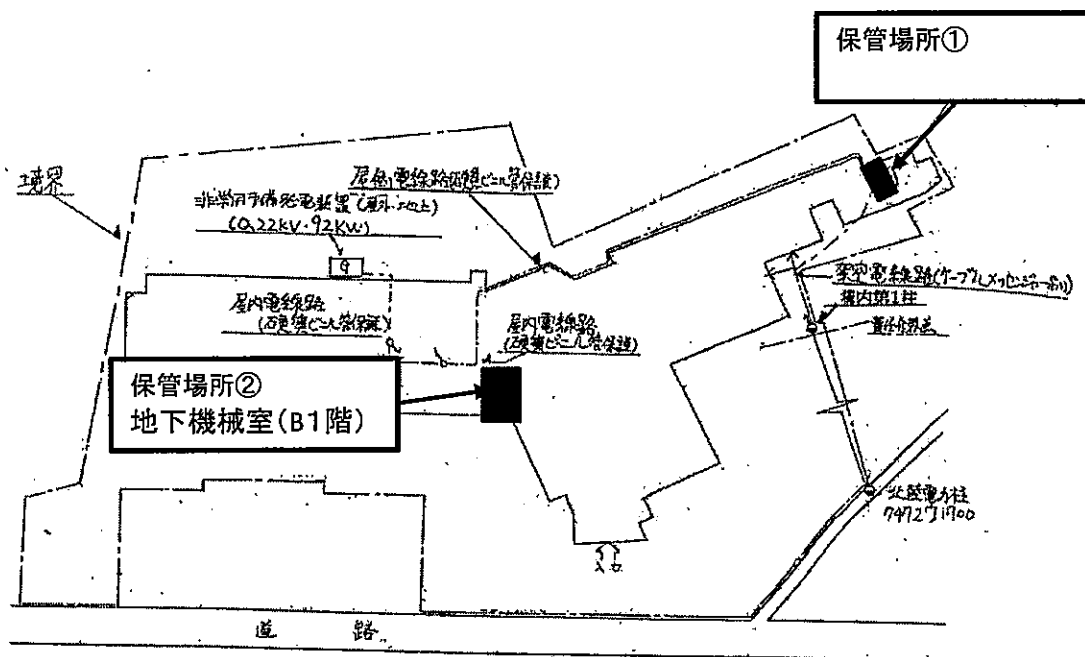
⑦-004



⑦-005



保管場所の位置がわかる図面



保管場所①

⑦-001

⑦-002

保管場所②

⑦-003

⑦-004

⑦-005



分析結果報告書

第 F2024980119 号 1 / 1
2024年9月19日

石川県小松市栗原町イ-35

通快わんわんリゾート栗原 様

試 料 名 三和堂味噌

採 取 場 所 通快わんわんリゾート栗原 電気窯

採 取 日 時 2024年8月8日

採 取 者 名 新地合保蔵センター

採 取 方 法 採取

受 付 方 法 採取 環境計量士 南 原 章

試験実施期間 2024年8月8日 ~ 2024年9月17日

2024年8月8日 二試料のありとした上記試料について分析した結果は次の通りです。

分 析 の 対 象	分析結果	単位	分 析 方 法	基準値・指標値
PCB 以下 全 白	23	mg/kg	* 下記による	0.6以下
<備 考> *「純粋塩中の無量PCBに関する検出限界値は7.621mg/kg」 (平成28年5月 環境省大臣官房環境政策・リスク対策部政策課環境課) 三和堂味噌/製造者:三和堂味噌/容量:~ /製造年:1978年/型式:BA/製造番号:~ /純重量:~ /仕量:~				

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 4 月 21 日

石川県知事 殿



届出者 住所 〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地
氏名 小松市長 宮橋 勝栄
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-24-8090

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 7 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市中央浄化センター		
保管事業場の所在地	石川県小松市鶴ヶ島町甲1 (〒923-0992)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	参事 山田 健司	電話番号	0761-24-8090
保管の場所	石川県小松市鶴ヶ島町甲1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	開い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

	番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項		
			定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)						
①	⑥-004	コンデンサー (3kg未満)	20	東京芝浦電 気	TLF- E2020TPR	1978	その他	2	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
②	⑥-005	コンデンサー (3kg未満)	30	東京芝浦電 気	TLF- E2030TPR	1978	その他	6	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
③	⑥-006	コンデンサー (3kg未満)	40	東京芝浦電 気	TLF- E2040TPR	1978	その他	5	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
④	⑥-007	コンデンサー (3kg未満)	50	東京芝浦電 気	TLF- E2050TPR	1978	その他	2	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
⑤	⑥-008	コンデンサー (3kg未満)	75	東京芝浦電 気	TLF- E2075TPR	1978	その他	4	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
⑥	⑥-009	コンデンサー (3kg未満)	100	東京芝浦電 気	TLF- E2100TPR	1977	その他	2	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
⑦	⑥-010	コンデンサー (3kg未満)	100	東京芝浦電 気	TLF- E2100TPR	1978	その他	1	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
⑧	⑥-011	コンデンサー (3kg未満)	150	東京芝浦電 気	TLF- E2150KPR	1979	その他	2	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
⑨	⑥-012	コンデンサー (3kg未満)	150	東京芝浦電 気	TLF- E2150KP	1977	その他	2	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
⑩	⑥-013	コンデンサー (3kg未満)	200	東京芝浦電 気	TLF- E2200KP	1978	その他	2	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
⑪	⑥-014	コンデンサー (3kg未満)	250	東京芝浦電 気	TLF- E2250KPR	1979	その他	3	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
⑫	⑥-015	コンデンサー (3kg未満)	250	東京芝浦電 気	TLF- E2250KP	1978	その他	4	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	
⑬	⑥-016	コンデンサー (3kg未満)	300	東京芝浦電 気	TLF- E2300KP	1978	その他	1	台	不明	kg	低濃度	2024.7.5	施設解体	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量			濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項		
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)	処分 年月日		処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日				
①	⑥-004	コンデンサー (3kg未満)	20 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2020TP R	1978	その他	2	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	群桐エコロ(株) 日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4	
②	⑥-005	コンデンサー (3kg未満)	30 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2030TP R	1978	その他	6	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4	
③	⑥-006	コンデンサー (3kg未満)	40 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2040TP R	1978	その他	5	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4	
④	⑥-007	コンデンサー (3kg未満)	50 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2050TP R	1978	その他	2	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4	
⑤	⑥-008	コンデンサー (3kg未満)	75 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2075TP R	1978	その他	4	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4	
⑥	⑥-009	コンデンサー (3kg未満)	100 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2100TP R	1977	その他	2	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4	
⑦	⑥-010	コンデンサー (3kg未満)	100 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2100TP R	1978	その他	1	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4	
⑧	⑥-011	コンデンサー (3kg未満)	150 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2150KP R	1979	その他	2	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4	
⑨	⑥-012	コンデンサー (3kg未満)	150 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2150KP	1977	その他	2	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4	
⑩	⑥-013	コンデンサー (3kg未満)	200 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2200KP	1978	その他	2	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4	

※処分受託者は群桐エコロ(株)上

⑪	⑥-014	コンデンサー (3kg未満)	250 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2250KP R	1979	その他	3	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4
⑫	⑥-015	コンデンサー (3kg未満)	250 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2250KP	1978	その他	4	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4
⑬	⑥-016	コンデンサー (3kg未満)	300 μ F	東京芝浦 電気	TLF- E2300KP	1978	その他	1	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4
⑭	⑥-001	コンデンサー (3kg以上)	100 KVA	日本コン デンサ工 業株式	NEF- N66100R	1978. 12	その他	1	台	41.0	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4
⑮	⑥-002	コンデンサー (3kg以上)	0.001 μ F	光商工	ZPC-1	1978	その他	1	台	17.0	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4
⑯	⑥-003	コンデンサー (3kg未満)	4.52 KVA	日本コン デンサ工 業株式	NLB- 2300ST	1978	その他	1	台	不明	kg	低濃度			2024. 8. 8	日本海環境サ ビス(株)	2024. 9. 2 4

※処分受託者は「群馬同エコロ(株)」

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	南部第2汚水中継ポンプ場		
所在事業場の所在地	石川県小松市林町ユ8番地 (〒923-0344)		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	参事 山田健司	電話番号	0761-24-8090
所在の場所	石川県小松市林町ユ8番地		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		
⑬	⑥-17 コンデンサー (3kg 未満)	10 μF	ニチコン	BB441300T G2	1999	その他	2027.3	無し	1 台	不明 kg	低濃度	未分析

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

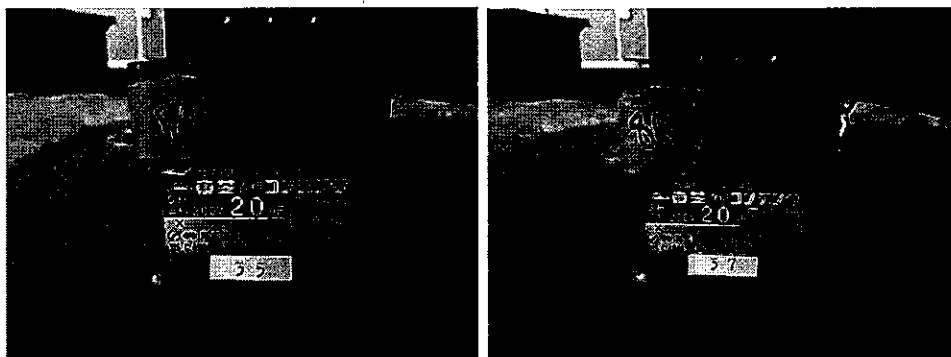
- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

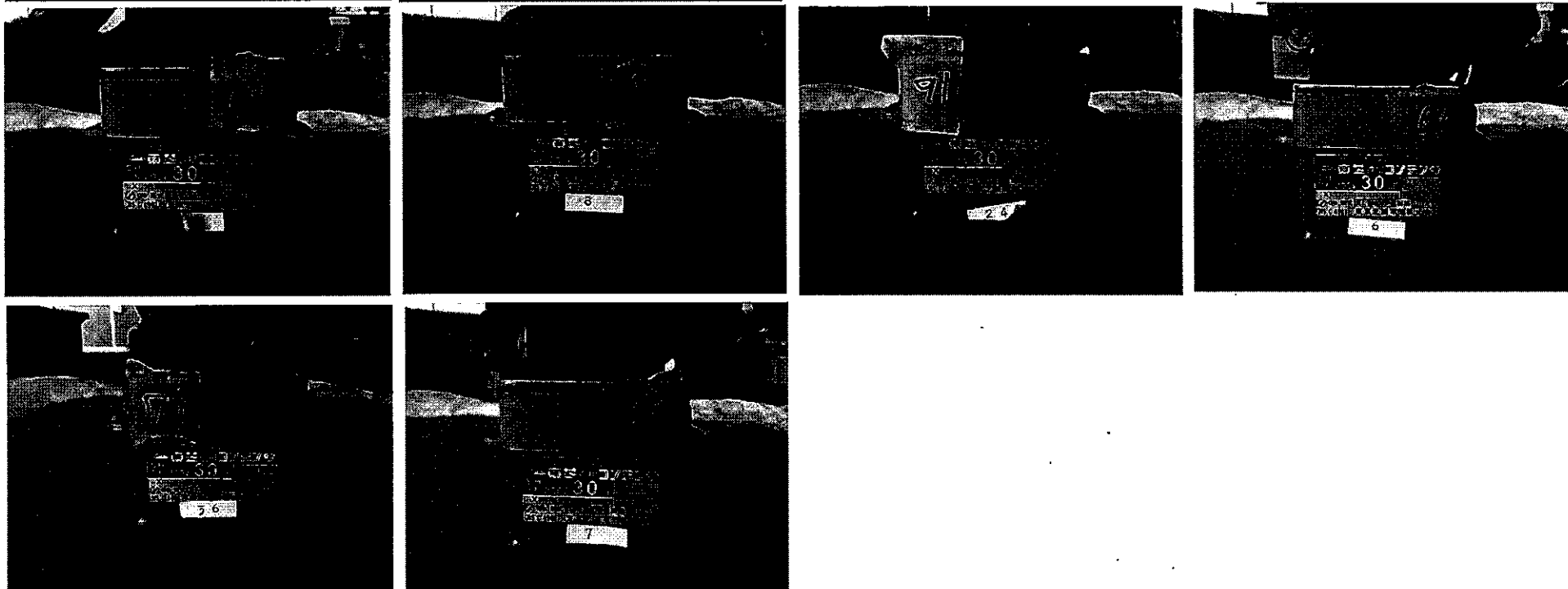
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

新たに保管することになったPCB廃棄物

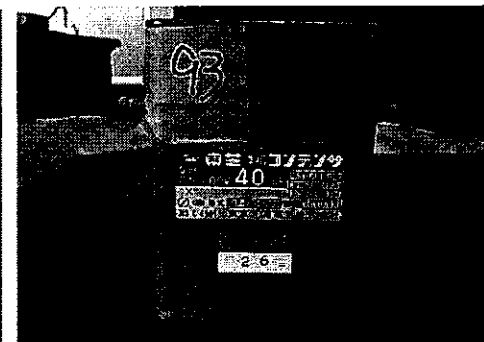
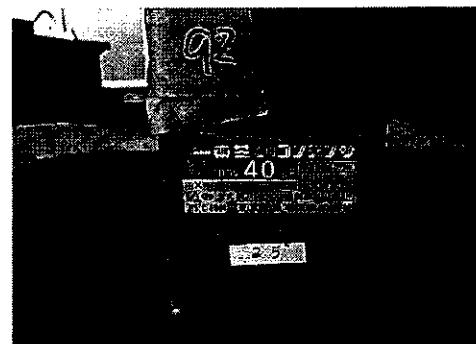
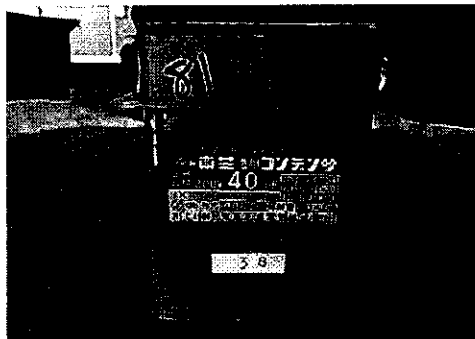
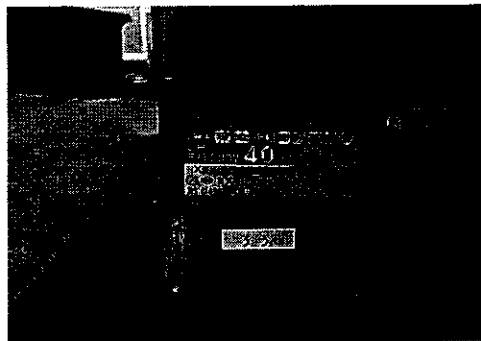
⑥-004



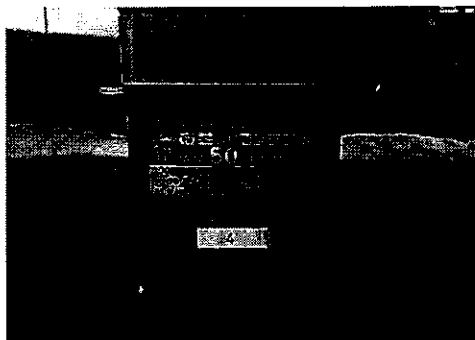
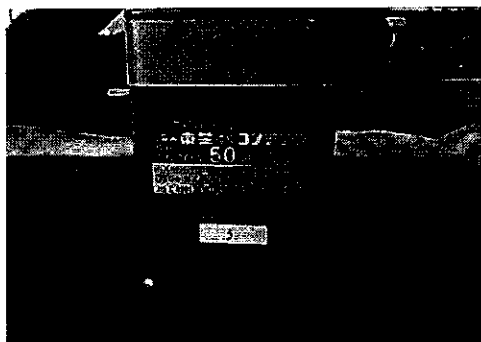
⑥-005



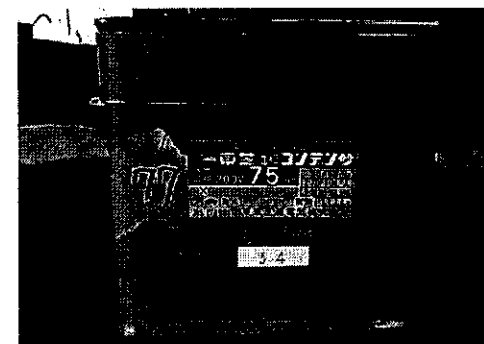
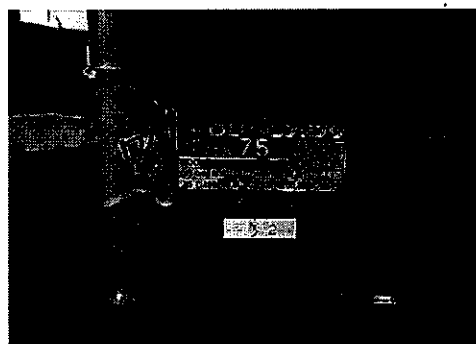
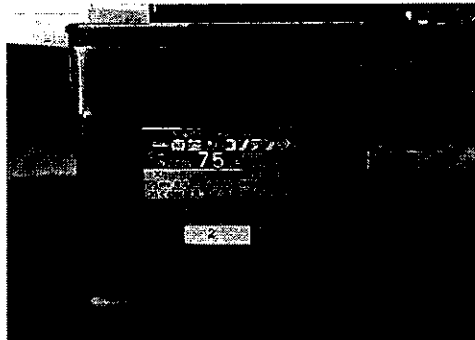
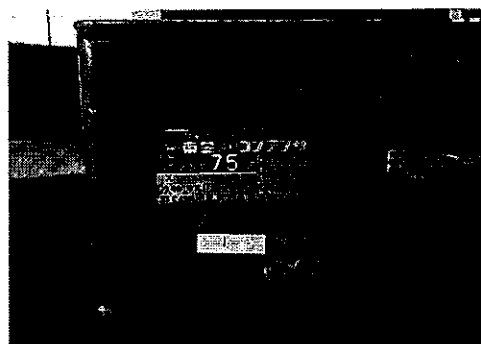
⑥-006



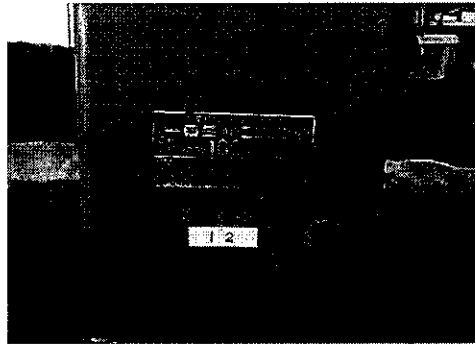
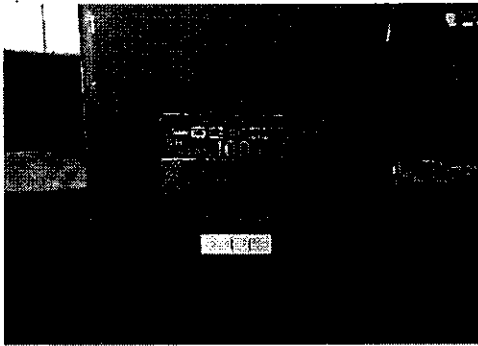
⑥-007



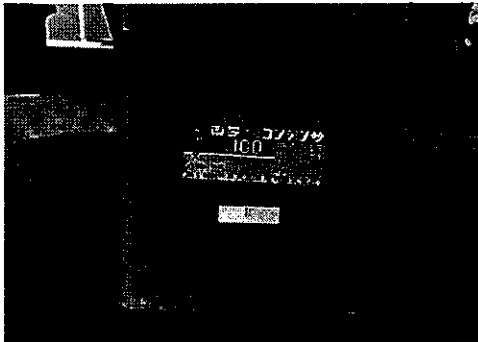
⑥-008



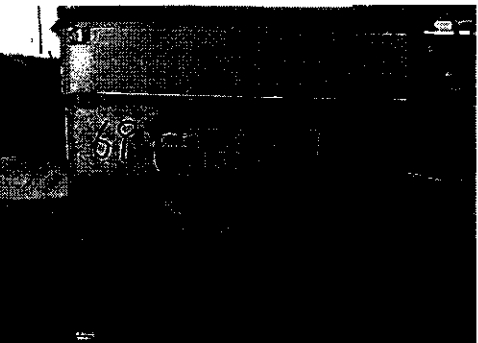
⑥-009



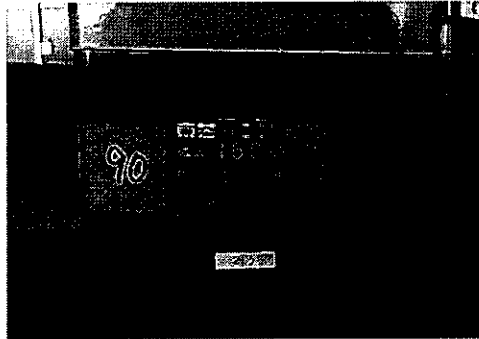
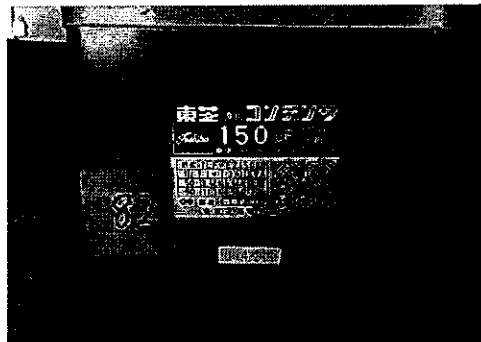
⑥-010



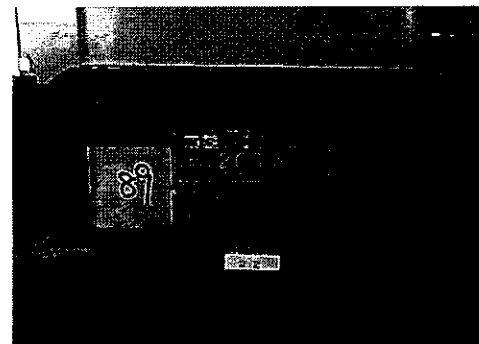
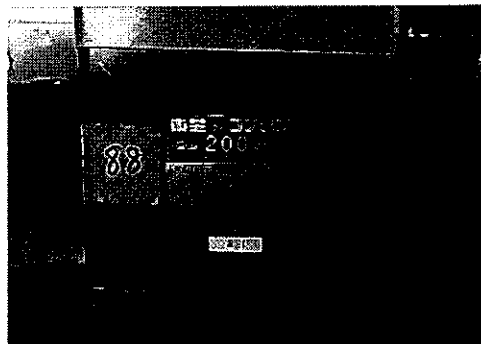
⑥-011



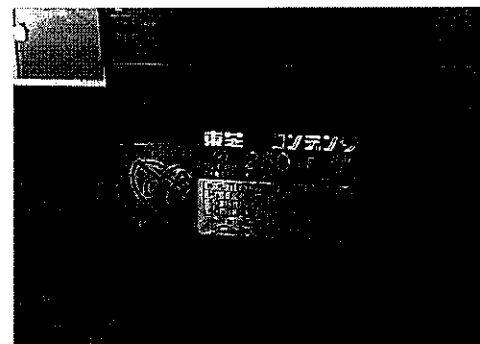
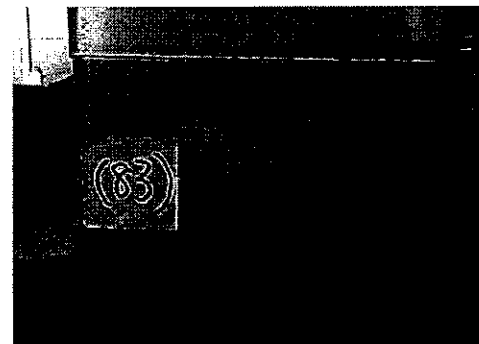
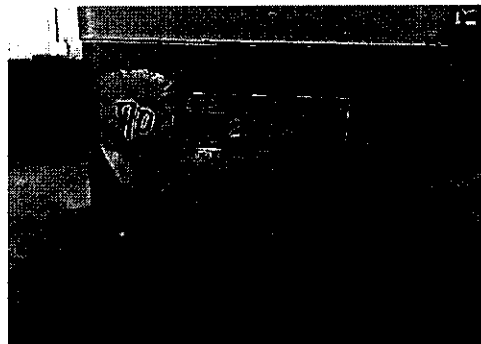
⑥-012



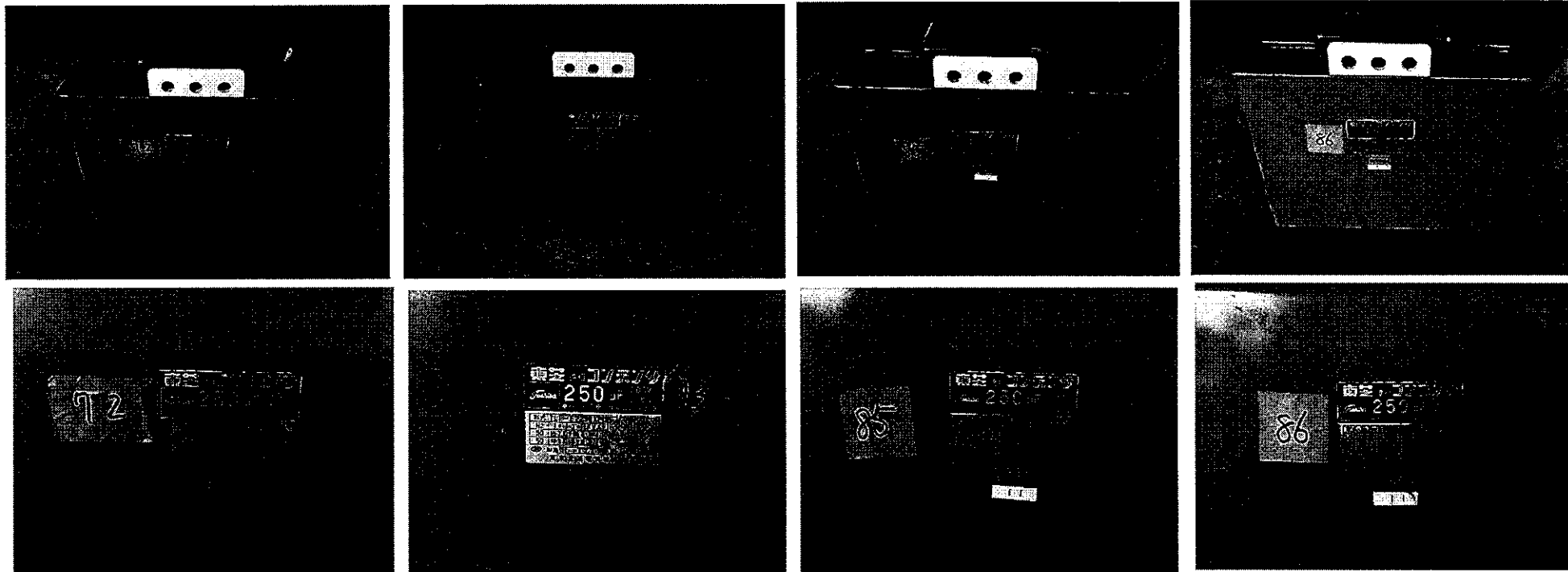
⑥-013



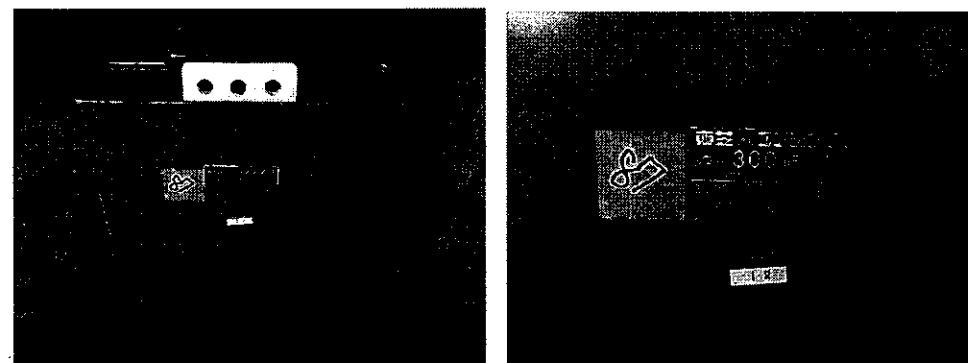
⑥-014

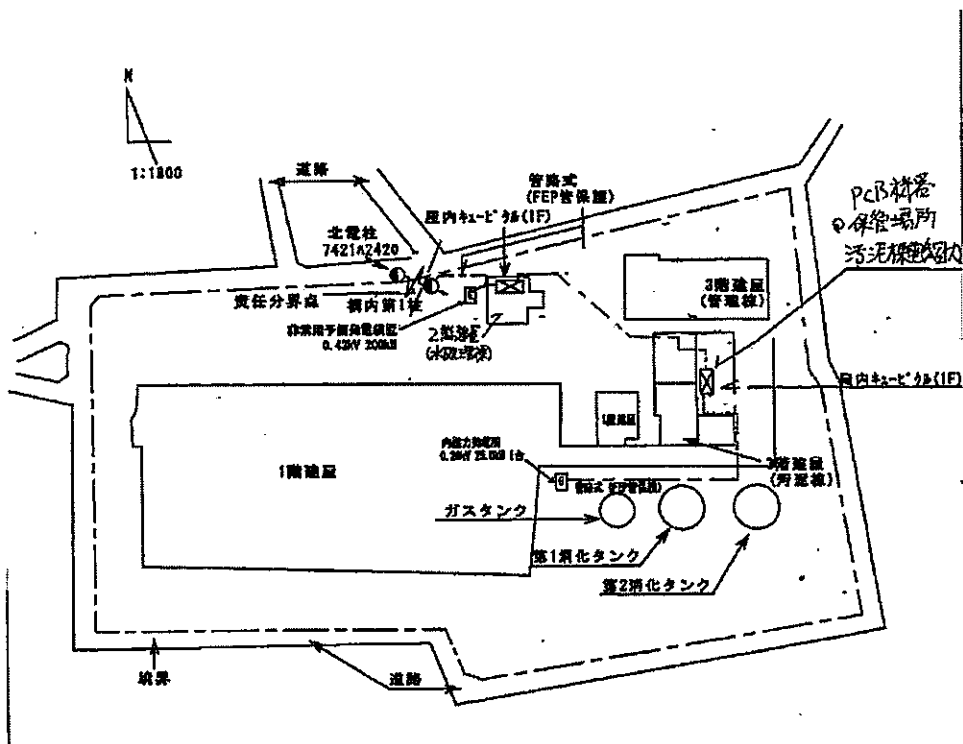


⑥-015

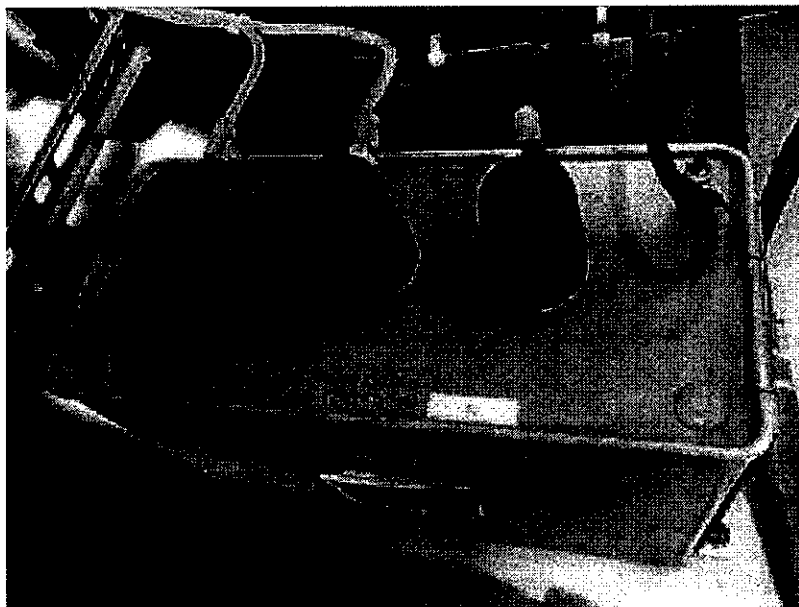


⑥-016





⑥-017



産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2024年8月8日	交付番号	45114172622	整理番号		交付担当者氏名	川端 清 昭
事業者 (排出者)	氏名又は名称	小松市	事業場 (排出事業場)	名称	小松市中央浄化センター		
	住所 〒 923-8650 電話番号 0761-22-4111	石川県小松市小馬出町91番地	所在地 〒 923-0882 電話番号 0761-24-6080	所在地 〒 923-0882 電話番号 0761-24-6080	石川県小松市小馬出町91番地		
産業廃棄物	種類	特別管理産業廃棄物	数量 (及び単位)	荷姿			
	産業廃棄物の名称	PCB等	有害物質等	PCB	有害物質	処分方法	焼却
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)						
最終処分場所	☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
委託受託者 (区間1)	氏名又は名称	日本海環境サービス株式会社	運搬先の事業場	名称	日本海環境サービス株式会社 環境保全グループ		
	住所 〒 930-0848 電話番号 076-444-8800	富山県富山市久方町2番54号	所在地 〒 930-0848 電話番号 076-479-3151	所在地 〒 930-0848 電話番号 076-479-3151	富山県富山市久方町2番54号		
委託受託者 (区間2)	氏名又は名称	日本海環境サービス株式会社	運搬先の事業場	名称	群桐エコロ株式会社		
	住所 〒 930-0848 電話番号 076-444-8800	富山県富山市久方町2番54号	所在地 〒 370-0351 電話番号 0276-55-0500	所在地 〒 370-0351 電話番号 0276-55-0500	群馬県太田市新田大町600番26及び27		
委託受託者 (区間3)	氏名又は名称		運搬先の事業場	名称			
	住所 〒 電話番号		所在地 〒 電話番号	所在地 〒 電話番号			
委託受託者 (区間4)	氏名又は名称	群桐エコロ株式会社	運搬先の事業場	名称			
	住所 〒 370-0351 電話番号 0276-55-0500	群馬県太田市新田大町600番26	所在地 〒 電話番号	所在地 〒 電話番号			
委託受託者 (区間5)	(受託者の氏名又は名称)	日本海環境サービス(株) 小松市	(受領欄)	運搬年月日	2024年8月8日	有価物拾得量	数量 (及び単位)
	(運搬担当者の氏名)	小松市	(受領欄)	運搬年月日	2024年8月9日	有価物拾得量	数量 (及び単位)
委託受託者 (区間6)	(受託者の氏名又は名称)	日本海環境サービス(株) 小松市	(受領欄)	運搬年月日	年月日	有価物拾得量	数量 (及び単位)
	(運搬担当者の氏名)	小松市	(受領欄)	運搬年月日	年月日	有価物拾得量	数量 (及び単位)
委託受託者 (区間7)	(受託者の氏名又は名称)	群桐エコロ(株) 荒牧 優	(受領欄)	処分年月日	2024年9月23日	最終処分年月日	2024年9月24日
	(処分担当者の氏名)	群桐エコロ株式会社	(受領欄)	処分年月日	2024年9月23日	最終処分年月日	2024年9月24日
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 群馬県太田市新田大町600番26 群桐エコロ株式会社						
備考・通信欄	TEL (0276) 55-0500						
領替用	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

中間処理業者/最終処分業者/排出事業者/中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 23 日

石川県知事

殿



届出者

住所

〒600-8102

京都府京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830

京都エクセルヒューマンビル5階

湯快リゾート株式会社

氏名

代表取締役 川崎俊介

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 075-354-1810

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	大江戸温泉物語 あわづグランドホテル		
保管事業場の所在地	石川県小松市栗津町ワ-36 (〒923-0326)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	支配人 岩尾 勝	電話番号	080-5594-6932
保管の場所	西館電気室（4階）・東館電気室（4階）		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
①	⑥-001	変圧器（トランス）	75 KVA	松下電器	TCF-L00	S45 (1970)	調整中	1 台	595.0 kg	低濃度	なし	囲い無、 揭示無	分別	なし	-	13mg/kg 保管場所①
②	⑥-002	変圧器（トランス）	50 KVA	三菱電機	RA	1969	調整中	1 台	390.0 kg	低濃度	なし	囲い無、 揭示無	分別	なし	-	4.0mg/kg 保管場所①
③	⑥-003	変圧器（トランス）	50 KVA	三菱電機	SFI	1969	調整中	1 台	310.0 kg	低濃度	なし	囲い無、 揭示無	分別	なし	-	3.1mg/kg 保管場所①
④	⑥-004	変圧器（トランス）	30 KVA	日立製作所	HG-CTI	S344 (1959)	調整中	1 台	281.0 kg	低濃度	なし	囲い無、 揭示無	分別	なし	-	1.0mg/kg 保管場所①
⑤	⑥-005	その他電気機械器具 （油入開閉器）	200 A	別川製作所	BD-6FT	S44.08 (1969)	調整中	1 台	72.5 kg	低濃度	なし	囲い無、 揭示無	分別	なし	-	51mg/kg 保管場所①
⑥	⑥-006	その他電気機械器具 （油入開閉器）	200 A	弾電機製作所	DanS-6	S47.10 (1972)	調整中	1 台	79.0 kg	低濃度	なし	囲い無、 揭示無	分別	なし	-	2.9mg/kg 保管場所①

⑦	⑥-007	その他電気機械器具 (油入開閉器)	100 A	弾電機製 作所	Dan-SH	S47-11 (1772)	その他	調整中	1 台	50.0 kg	低濃度	なし	開い無、 揭示無	分別	なし	-	1.3mg/kg 保管場所②

(日本産業規格 A列4番)

✓

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

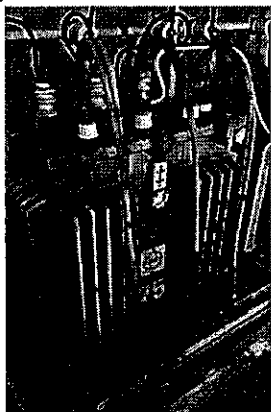
- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

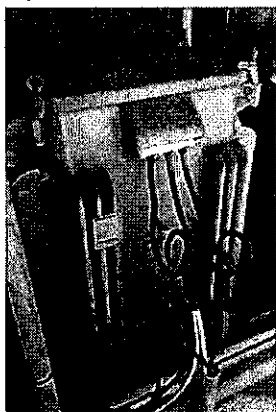
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

新たに保管することになったPCB廃棄物

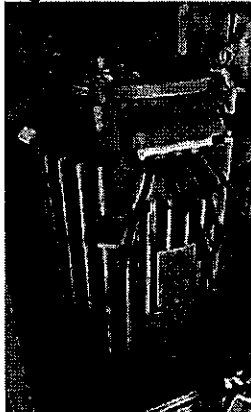
⑥-001



⑥-002



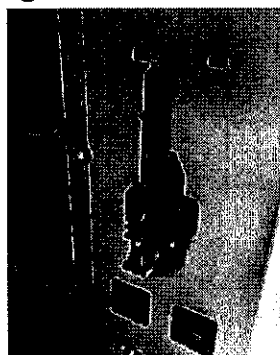
⑥-003



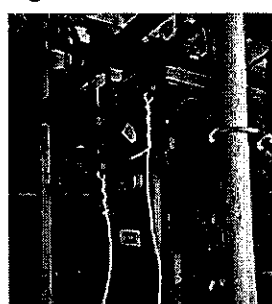
⑥-004



⑥-005



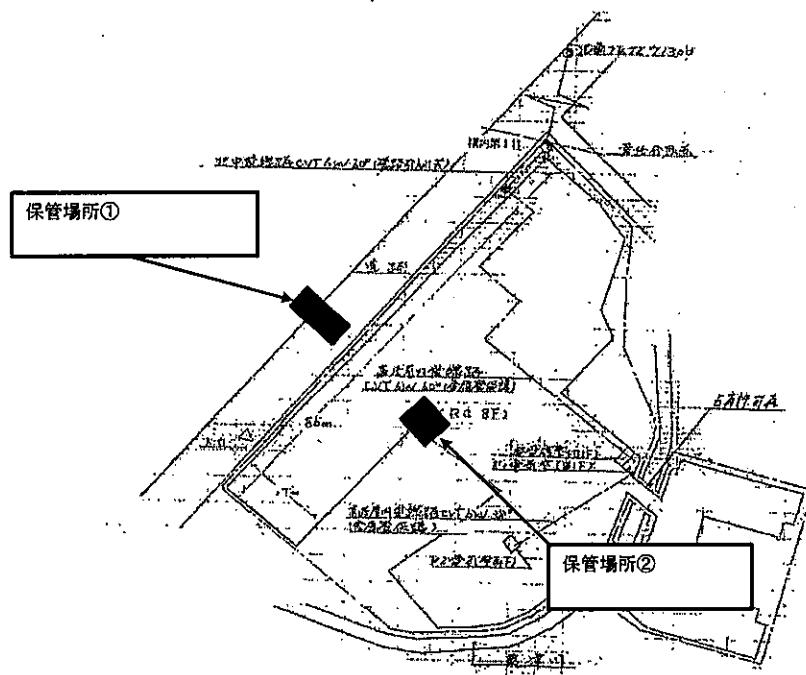
⑥-006



⑥-007



保管場所の位置がわかる図面



保管場所①

- ⑥-001
- ⑥-002
- ⑥-003
- ⑥-004
- ⑥-005
- ⑥-006

保管場所②

- ⑥-007



分析結果報告書

第 F2024060107 号 1 / 1
2024年7月20日

石川風小池沼畔野ワ-36

湯快リゾートあわづグランドホテル 様

試 料 名 遮入間内割【製造番号:H201105】

採 取 場 所 湯快リゾートあわづグランドホテル
第2電気室

採 取 日 時 2024年6月18日

採 取 者 名 株式会社総合環境センター

採 取 方 法 -

受 付 方 法 採取

天 候 - 気 風 - 水 風 -

試験実施期間 2024年6月18日 ~ 2024年7月26日

2024年6月18日 ご依頼のありました上記試料について分析した結果は次の通りです。

分 析 の 対 象	分 析 結 果	単 位	分 析 方 法	基準値・HV時値
PCB 以下 全 白	1.3	ng/kg	下記による	0.5以下
<備 考> ・「絶縁油中の微量PCBに関する検出測定法」JIS S 4231 （平成23年5月 岐阜県大田支部環境部・19-176 対面部環境部委託） 遮入間内割/製造番号:各種検出装置/容量:-KVA/製造年:1972年/型式:Dan-SH/製造番号:H201105/総重量1-Kg/油量: 18L				

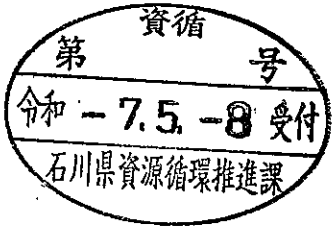
(注)本報告書の一部のみを複製してご使用することはご遠慮下さい。 岐阜県公認 岐阜県環境計量部所管業務委託
環境計量士の資格を有する者が実施しています

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年5月8日

石川県知事

殿



届出者 住所 小松市小馬出町91番地
氏 名 小松市長 宮橋 勝栄
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0761-47-2910

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	小松市立高等学校		
保管事業場の所在地	小松市八幡イ1番地 (〒923-0833)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	主査 酒田 沙織	電話番号	0761-47-2910
保管の場所	小松市八幡イ1番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等の おそれ		
① 6-001	コンデンサー (3kg以上)	75 KVA	東芝	BRTR- A6J2R	S59.9 (1984)	84507137	令和7年度	1 台	24.0kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし		
② 6-002	コンデンサー (3kg以上)	20 KVA	東芝	BRTR- A6J2R	S59.9 (1984)	8450764	令和7年度	1 台	13.0kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。

14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

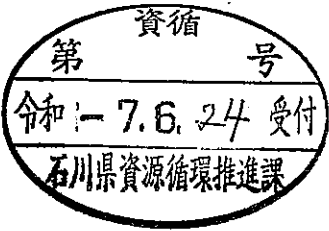
(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年 6月 日

石川県知事 殿



届出者 7923-0904
住 所 石川県小松市小馬出町91番地
氏 名 小松市長 宮橋 勝栄
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号0761-24-8086 (道路課直通)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県小松市役所				
保管事業場の所在地	石川県小松市小馬出町91番地 (7923-0904)				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	都市創造部道路課長 出口 邦浩			電話番号	0761-24-8086
保管の場所	—				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
① 06-001	② (金膜層)						6缶	1000.0kg	低濃度			R6.11.25	日重環境㈱	R7.3.21 R7.1.14	含有量 1.8mg/kg

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	小松市役所都市創造部道路課		
所在事業場の所在地	石川県小松市小馬出町91番地		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	小松市役所道路課長	出口 邦浩	電話番号 0761-24-8086
所在の場所	石川県小松市丸山町		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

第2面の②に
該当.

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 個数	総重量 (1台あたり重 量×台数)		
00-002	(塗膜層)						R7.3	未定	不明	不明	低濃度	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

直行用

産業廃棄物管理票 (統一マニフェスト) E 票

交付年月日	令和 6 年 12 月 7 日	交付番号	37483886823	整理番号		交付担当者	氏名 宮崎 久美子
事業者 (排出者)	氏名又は名称 小松市 0761-22-4111			事業場 (排出事業場)	名称 同左		
	住所 〒 923-8650 電話番号 076-432-4475 石川県小松市小馬出町91番地				所在地 〒 電話番号 小松市千代町地内 (市道舟場橋線 舟場橋)		
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	☒ 荷姿 有姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	10ドラム缶		
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)			
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)			
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等 PCB		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	処分方法 焼却		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)			
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等		備考・通信欄 塗膜:ドラム7本 汚染物:ドラム3本		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等				
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 5000 混合廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1100 ゴムくず	☐ 6000 水銀使用製品産業廃棄物	☐ 7423 鋳さい(有害)					
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社北陸事業所			運搬先の事業場 (処分事業場)	名称 日重環境株式会社		
	住所 〒933-0002 電話番号 0766-21-0603 高岡市古久一丁目1番145号				所在地 〒 933-0002 電話番号 0766-21-0603 群馬県みどり市大間々町大間々2188番4外7号		
処分受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社赤城事業所			積又は替え保管	名称		
	住所 〒 376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々1668番地				所在地 〒 電話番号		
受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名	日重環境株式会社北陸事業所 矢野隆幸 受領欄			運搬終了年月日	令和 6 年 12 月 10 日	有価物拾集量	数量(及び単位)
受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名	日重環境株式会社赤城事業所 中村賢之 876 受領欄			処分終了年月日	令和 2024 年 12 月 22 日	最終処分終了年月日	3000.1.1 令和 2025 年 1 月 4 日

注意

平成17年10月1日に施行された環境省令の改正により、従来までの担当者の氏名に加え会社名の記入が必要です。

運搬の受託

処分の受託

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2025年 5月 12日

石川県知事

殿



届出者

〒534-0024

住 所 大阪市都島区東野田町4-15-82

氏 名 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 北村 亮太

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6490-4543

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	NTT西日本 小松支店				
保管事業場の所在地	〒923-0945 石川県小松市末広町4 6				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	ネットワークデザイン部 ネットワーク高度化部門 ネットワーク基盤担当 川島 龍太郎			電話番号	06-6490-4543
保管の場所	NTT西日本 小松支店 2階 機械室				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
① 1	照明安定器	48.5W	昭電社	401-206H	不明	61-4565	1	1.05Kg×1	高濃度	2025.3	撤去日～運送業者 搬出日迄保管	鉄製パール缶 1.85Kg×2個に分 けて保管中
② 2	照明安定器	48.5W	昭電社	401-206H	不明	61-4565	2	~~2.2Kg~~ 1.1Kg×2	高濃度	2025.3	撤去日～運送業者 搬出日迄保管	安定器×25、鉄製 パール缶×2
③ 3	照明安定器	48.5W	昭電社	401-206H	不明	61-4565	9	~~10.35Kg~~ 1.15Kg×9	高濃度	2025.3	撤去日～運送業者 搬出日迄保管	重量計 31.7Kg
④ 4	照明安定器	48.5W	昭電社	401-206H	不明	61-4565	3	~~3.6Kg~~ 1.2Kg×3	高濃度	2025.3	撤去日～運送業者 搬出日迄保管	※安定器封入鉄 製パール缶×2の 実際の重量の証 跡撮影の際、
⑤ 5	照明安定器	48.5W	共進電機 製作所	GD401H	1965年9月	61-3632	2	~~1.9Kg~~ 0.95Kg×2	高濃度	2025.3	撤去日～運送業者 搬出日迄保管	33.25Kgとなった ため、JESCO荷姿 登録は33.25Kgで 実施
⑥ 6	照明安定器	51.5W	共進電機 製作所	GB401H	1965年10 月	61-2459	1	1.35Kg×1	高濃度	2025.3	撤去日～運送業者 搬出日迄保管	
⑦ 7	照明安定器	48.5W	共進電機 製作所	GD401H	1965年12 月	61-3632	1	1Kg×1	高濃度	2025.3	撤去日～運送業者 搬出日迄保管	
⑧ 8	照明安定器	48.5W	共進電機 製作所	GD401H	1968年3月	10-4042	3	~~3.45Kg~~ 1.15Kg×3	高濃度	2025.3	撤去日～運送業者 搬出日迄保管	
⑨ 9	照明安定器	48.5W	共進電機 製作所	GD401H	1971年3月	61-3632	1	1Kg×1	高濃度	2025.3	撤去日～運送業者 搬出日迄保管	
⑩ 10	照明安定器	48.5W	共進電機 製作所	GD401H	1971年9月	61-3632	1	1.05Kg×1	高濃度	2025.3	撤去日～運送業者 搬出日迄保管	
⑪ 11	照明安定器	48.5W	共進電機 製作所	GD401H	1971年12 月	61-3632	1	1.05Kg×1	高濃度	2025.3	撤去日～運送業者 搬出日迄保管	
							計25個計28kg					

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 26 日

石川県知事 馳 浩

殿



届出者

T522-0054

住所 滋賀県彦根市西今町1番地

氏 名 株式会社平和堂

代表取締役 社長執行役員CEO 平松正嗣

電話番号 0749-23-3150

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	アル・プラザ小松		
保管事業場の所在地	石川県小松市園町ハ23番地1 (〒923-0801)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	サステナビリティ推進室 鶴鶴 真知子	電話番号	0761-23-1211
保管の場所	4F客用エレベーター機械室		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				
① 6-001	コンデンサー (3kg未満)	0.5 μF	三菱電機	OIL CONDENSER	不明	-	16 台	0.8 kg	低濃度	R6.7.9	エレベータ制御盤より取り外した為	みなし低濃度 PCB

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

写真1 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物)

PCB廃棄物の種類	コンデンサー (3kg未満)	PCB廃棄物の種類	
PCB廃棄物の番号	6-001	PCB廃棄物の番号	
			

写真2（ポリ塩化ビフェニル使用製品）

PCB使用製品の種類		PCB使用製品の種類	
PCB使用製品の番号		PCB使用製品の番号	

